

官報

号外

平成十四年六月六日

○第百五十四回 衆議院會議録 第四十号

平成十四年六月六日(木曜日)

議事日程 第二十九号

平成十四年六月六日

午後一時開議

- 第一 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第四 エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 第五 平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 第六 平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 第七 平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 第八 平成十二年度一般会計予備費使用総調書

平成十四年六月六日 衆議院會議録第四十号

- 第九 平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 第十 平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 第十一 平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)
- 第十二 平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承認を求めるの件)
- 第十三 平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承認を求めるの件)
- 第十四 平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承認を求めるの件)
- 第十五 平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承認を求めるの件)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第六 平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第七 平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第八 平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第九 平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第十 平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承認を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)
- 日程第十一 平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承認を求めるの件)
- 日程第十二 平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承認を求めるの件)

十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承認を求めるの件)

日程第十三 平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承認を求めるの件)

日程第十四 平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承認を求めるの件)

日程第十五 平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承認を求めるの件)

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出)

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外六名提出)

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(内閣提出)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 文化財の不法な輸出入等の規制等

に関する法律案(内閣提出)

日程第二 文化財保護法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案、日程第二、文化財保護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

案及び同報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案及び同報

告書

(本号末尾に掲載)

(河村建夫君登壇)

○河村建夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案について申し上げます。

本案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、条約締約国の博物館等から盗取された

文化財を特定外国文化財として指定するとともに、特定外国文化財を輸入承認事項とし、我が国内への流入を防止すること、

第二に、国内文化財について文化財保護法に基づき亡失または盗難に係る届け出があったときは、その旨を官報に公示するとともに、当該文化財が博物館等から盗取されたものであるときは、その内容を他の締約国に通知すること、

第三に、特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている善意取得者に対する回復の請求に加え、盗難のときから二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあっては、占有者が支払った代価を弁償することにより、回復することを求めることができること

であります。

次に、文化財保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について、届け出制を許可制に改めるとともに、許可を受けないで輸出した者の罰則を定めることであります。

両法律案は、五月二十八日本委員会にそれぞれ付託されました。翌二十九日一括して議題とし、遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、昨六月五日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(吉田公一君登壇)

○吉田公一君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー憲章条約について申し上げます。

平成三年十二月、当時のソ連及び欧米諸国と我が国は、ソ連及び中東欧諸国のエネルギー分野における改革の促進を念頭に、エネルギー分野における貿易、投資活動を全世界的に促進すること等を宣言する欧州エネルギー憲章を作成しました。

本条約は、欧州エネルギー憲章の内容を実施するための法的枠組みを創設することを目指して作成されたものであり、約三年間の交渉を経て、平成六年十二月十七日、リスボンで開催された国際会議において採択されました。

本条約の主な内容は、

締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動に対し、内国民待遇または最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えること、

この条約の締約国間のエネルギー原料等の貿易については、WTO非加盟国との間においてもガット及び関連文書によって規律すること等であります。

次に、エネルギー効率等に関するエネルギー憲章議定書について申し上げます。

エネルギー効率の向上が、地球温暖化、酸性雨等の環境問題への対策として重要であるとの認識が高まったことを背景として、環境に配慮したエネルギー効率の向上のための政策的な指針を示す議定書の作成がエネルギー憲章条約の作成と並行して行われました結果、平成六年十二月十七日、リスボンで開催された国際会議において、本議定書は採択されました。

本議定書の主な内容は、

締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には相互に援助すること、

締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギーサイクルの環境上の影響を軽減するため、適切な戦略及び政策目標を作成することとし、この戦略及び政策目標は、利害関係を有するすべての者にとって透明性を有するものとする。

等であります。

以上両件は、去る五月三十日外務委員会に付託され、翌三十一日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月五日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第五 平成十二年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、
内閣提出)
日程第六 平成十二年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、
内閣提出)

日程第七 平成十二年度特別会計予算総則第
十三条に基づく経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求め
るの件)(第百五十一回国会、内閣提出)

日程第八 平成十二年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、
内閣提出)

日程第九 平成十二年度特別会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、
内閣提出)

日程第十 平成十二年度特別会計予算総則第
十三条に基づく経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求め
るの件)(第百五十一回国会、内閣提出)

日程第十一 平成十三年度一般会計予備費使
用総調書及び各省各庁所管使用調書(その
1)(承諾を求めるの件)

日程第十二 平成十三年度特別会計予算総則
第十四条に基づく経費増額総調書及び各省
各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求
めるの件)

日程第十三 平成十三年度一般会計予備費使
用総調書及び各省各庁所管使用調書(その
2)(承諾を求めるの件)

日程第十四 平成十三年度特別会計予備費使
用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾
を求めるの件)

日程第十五 平成十三年度特別会計予算総則
第十四条に基づく経費増額総調書及び各省
各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求
めるの件)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五ないし第十五に掲
げました平成十二年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求め
るの件)外十件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長
渡海紀三朗君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔渡海紀三朗君登壇〕

○渡海紀三朗君 ただいま議題となりました各件
につきまして、決算行政監視委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十二年度の予備費の使用総額等の概
数を申し上げます。

一般会計(その1)は四百四十八億四千四百万円
であり、(その2)は三十八億五千三百万円であり
ます。

特別会計(その1)は四十九億七千三百万円であ
り、(その2)は一億九百万円であります。

特別会計経費増額(その1)は三千九百六億八百
万円であり、(その2)は七十億三千九百万円であ
ります。

次に、平成十三年度の予備費の使用総額等の概
数を申し上げます。

一般会計(その1)は一千二百二十億四千六百万
円であり、(その2)は二十七億一千三百万円であ
ります。

特別会計は四十四億四千万円であります。
特別会計経費増額(その1)は三百六十八億八千
四百万円であり、(その2)は五億五千百万円であ
ります。

本委員会におきましては、昨五日概要説明を聴
取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、討
論、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承
諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。
まず、日程第五及び第七の両件を一括して採決
いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両件と
も委員長報告のとおり承諾を与えることに決ま
りました。

次に、日程第六及び第八ないし第十の四件を一
括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、四件と
も委員長報告のとおり承諾を与えることに決ま
りました。

次に、日程第十一ないし第十三の三件を一括し
て採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第十四及び第十五の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○馳浩君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

岡田克也君外九名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、保利耕輔君外六名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 馳浩君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出)

の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外六名提出)

○議長(綿貫民輔君) 岡田克也君外九名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、保利耕輔君外六名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長赤城徳彦君。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出及び同報告書)

〔本号末尾に掲載〕

〔赤城徳彦君登壇〕

○赤城徳彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の主な内容について申し上げます。

岡田克也君外九名提出の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の政治家秘書による公共事業等への口きき不祥事の発覚を踏まえ、国民の政治に対する信頼を取り戻すため、あつせん利得処罰法について、犯罪の主体を広げるとも

に、犯罪の構成要件を含めて見直そうとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に改めることとしたしております。

第二に、犯罪の主体に、公職にある者の私設秘書及び一定の親族を加えることとしたしております。

第三に、犯罪の構成要件について、請託及びその権限に基づく影響力の行使等を削除し、特定の者に利益を得させる目的で公務員等にその職務に関する行為をさせ、または、させないようにあつせんすること、または、あつせんしたことに改めることとしたしております。

第四に、收受に加えて、要求、約束も処罰の対象とするともに、第三者供与の規定を設けることとしたしております。

次に、保利耕輔君外六名提出の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の私設秘書等による一連の不祥事に端を発する政治不信を重大に受けとめ、政治に対する国民の信頼を回復しようとするもので、その主な内容は、議員秘書あつせん利得罪の犯罪主体に、衆議院議員または参議院議員に使用される者でその政治活動を補佐するもの、すなわち、いわゆる私設秘書を追加することとしたしております。

両法律案は、去る五月十六日日本委員会に付託され、二十二日それぞれ提案理由の説明を聴取し、二十九日に質疑に入りました。

範囲、法律の規制内容と政治活動の自由との調和、政治に対する国民の信頼回復の方策などについて真摯な議論が交わされました。

本日、両法律案に対する質疑を終了し、討論の後、まず、野党提出の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決し、次に、与党提出の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。阿久津幸彦君。

〔阿久津幸彦君登壇〕

○阿久津幸彦君 民主党の阿久津幸彦でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党並びに社会民主党・市民連合共同提案の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に賛成し、自由民主党、公明党及び保守党共同提案の同改正案は、その余りに不十分な内容から、反対する討論を行います。(拍手)

そもそも、現行法が審議された一昨年の第百五十回国会において、我々は、私設秘書を処罰対象から外していることを初め、与党案は、抜け道が多く、実効性がないことを厳しく指摘しました。しかし、与党があえて目をふさぎ、耳を閉ざし

て、世論からも抜け穴だらけのざる法と厳しく批判される法制定を行った結果、その後も政治と金をめぐる事件が後を絶たず、公設、私設を問わず、秘書による公共事業等への口ききの不祥事も相次いで発覚し、三権の長までが議員辞職する事態となりました。図らずも我々の主張の正しさが証明されたわけで、与党各党は、猛省と国民への謝罪を行うべきであります。

委員会質疑においても、与党は、第百五十回国会で繰り返していた、罪刑法定主義に反するので私設秘書は対象にできないとの詭弁を撤回することなく、今回、みずからの改正案に私設秘書を加えることの自己矛盾、それも国会議員の私設秘書に限定するという不合理、いずれも論理的な説明がなし得ておらず、到底、国民の理解を得られるものではありません。

特に、都道府県や政令指定市などの事業は、大規模で、口きき政治の温床であるとの批判が集中しております。そして、地方分権の進展によって、ますます自治体の権限は高まり、懸念も一層膨らむばかりであり、自治体の長や議員も含め、政治家の秘書全般を対象とすべきことは当然であります。

また、与党改正案は、我々野党が改正案で示している、その他のさまざまな抜け道をふさぐ手だてには一切手をつけておらず、国民の期待を欺く、まやかしにはかなりません。

野党四党が法案をもって強く主張していることは、第一に、処罰の対象に、私設秘書並びに政治家の隠然たる影響力を行使し得る父母、配偶者、子及び兄弟姉妹を加えること。

第二に、与党幹部などいわゆる大物議員の抜け

道となり得る「権限に基づく影響力を行使して」という構成要件を削除すること。

第三に、密室で行われ、立証が極めて困難な請託を要件から削除すること。

第四に、公共事業等の箇所づけなどでも、特定の者に利益を得させる目的で行うあつせん行為であれば処罰の対象とするよう、公務員の職務全般を対象とすること。

第五に、政治家は資金管理団体関係や政党支部という抜け道を悪用しやすいことから、第三者に供与させる場合も処罰すること。

第六に、刑法の各種収賄罪と同様、收受のほか、その要求、約束、申し込みも処罰の対象とすること。

第七に、報酬の範囲を財産上の利益に限らず、これをいろいろに改め、あつせんの見返りとしての企業ぐるみの労務提供等も処罰の対象とすることであります。

野党案は、抜け道のすべてに対応し、みずからを律し、政治の体質の抜本的改革につながるものであります。野党案にこそ理があること、与党案は余りに不十分な内容であることは、審議を通じても国民の前に明らかになりました。

また、本件は、政治家みずからの倫理確立の問題であり、本来は、与野党の垣根を越え、真摯に議論を重ね、成案を得るべきであります。この視点から、我々は、委員会審議と並行し与党に修正協議を呼びかけましたが、与党はこれを拒否しました。できるだけ抜け道を残しておきたいという与党の相も変わらぬ姿を国民は決して見逃すことはありません。

国民の政治不信は今や極限に達し、まさに、口

きき政治と決別することこそ強く求められているのであります。国民の信は我が野党案にあることは、自明の理であります。

このことを最後に申し上げ、野党案に賛成し、余りに不十分な与党案に反対する討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 山名靖英君。

(山名靖英君登壇)

○山名靖英君 公明党の山名靖英でございます。

私は、自由民主党、公明党及び保守党の与党三党を代表いたしまして、ただいま議題となりまし公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対し、与党案に賛成、野党案に反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

国民の負託にこたえ、未来を創造することが政治の目的であります。国内外の急速な変化の潮流の中で、我が国のかじ取りはどのようになされるのか。政治が果たす役割とその責務は、かつてないほど大きくなってあります。

いかなる政策の実行も、国民の信頼、国民の高い信任を得られなければ成り立ちません。しかしながら、最近、一部政治家による国民の信頼を裏切る行為が相次いで生じ、厳しい政治不信を招いていることは、極めて残念なことであります。

このとき、深刻な状況を真摯かつ重大に受けとめ、与党も野党も十分な議論を積み重ね、いわゆるあつせん利得処罰法の改正案とともに提出したこの意義は高いと評価するものであります。

ここで与党案と野党案の違いを国民の前に明らかにし、与党案に対して国民の信任を得るべく、以下、討論を進めてまいりたいと存じます。

まず、与党案と野党案の最大の違いを挙げるとするならば、本法律の導入によって何を旨とするかという基本的な理念、考え方において大きな違いがあることであります。言いかえれば、法案の法的性格ないしは保護法益において根本的な隔たりがあることであります。

本法は、主権者たる国民から国政等に関する権能を信託された公職にある者は、みずからの良心と責任感を持って政治活動を行わなければならないとの観点から、公職にある者の政治活動の性質に着目し構成されており、その保護すべき法益を、公職にある者の政治活動の廉潔性、清廉潔白性及びこれに対する国民の信頼としているのであります。

したがって、与党案が前提としているあつせん行為は、公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであつてもよく、刑法のあつせん収賄罪より広範なものとされておりますが、野党案は、報酬の範囲をわいろとし、刑法の汚職の罪等と同様にすると、本法の保護法益が刑法の汚職の罪等とは異なることを全く無視したものとなつており、あつせん利得罪を、刑法のわいろ罪の一類型、あるいは収賄罪の延長線上でとらえようとしていると言わざるを得ません。そうであるとすれば、刑法体系の中で、刑法の一部改正として、汚職の罪の中に規定されるよう組み立てるのが本来の筋だと考えます。

次に、政治活動の自由への配慮について申し上げます。

私は、国政においても、地方議会においても、何物にも拘束されない、自由な政治活動が保障さ

れてこそ、政治の進運が図られるものと考えております。その意味で、法律の構成要件を明確にし、十分な配慮がなされることが大事だと考えますが、野党案を見る限り、このような観点から検討がなされているのか、疑問であります。

野党案では、殊さらあいまいが残る「特定の者に利益を得させる目的」を要件にした上、本法の既存の構成要件から、その明確性を確保するためには欠かせない要件を大幅に削っております。このことは、憲法で保障されている政治活動の自由をなし崩しにするきつかけとなる危険性が大きいことに強い抵抗感を覚えるとし上げざるを得ません。

また、今回、野党案においては、処罰の対象に、公職にある者の父母、配偶者、子及び兄弟姉妹を加えておりますが、これも本法の保護法益を逸脱した無理な拡大であり、理屈に合わないと考えます。

与党案では、親族であっても「衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するもの」に該当する者は、新たに、私設秘書として独立の犯罪主体となることから処罰の対象となり、実態に即した内容で、かつ、整合性のとれた改正案となっております。

以上、与党案と野党案との間で、その理念、考え方を中心に著しく異なる点を指摘した次第であります。

今回、与党案では、議員秘書あつせん利得罪の犯罪主体に、「衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するもの」、すなわち、いわゆる

国会議員の私設秘書を追加することとしておりますが、構成要件の明確性の観点から十分に吟味されているものであり、評価するとともに、国外犯の規定の整備、施行期日についても妥当なものであると考えます。

よって、私は、与党案につきまして賛意をあらわし、したがって野党案には反対であることを表明いたし、討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 東祥三君。

〔東祥三君登壇〕

○東祥三君 私は、自由党を代表して、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合、自由党提案の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対して賛成、自由民主党、公明党、保守党提案の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭に申し上げます。

まず、自民党を初めとする与党は、みずからの態度を深く反省し改め、国民に対して謝罪すべきであります。

そもそも、与党が今回の修正案を提出した理由は、元自民党幹事長加藤紘一氏の地元事務所所長の口きき料による脱税事件、元自民党鈴木宗男衆議院議員や秘書の疑惑、前参議院議長井上裕氏の秘書の口きき事件などの、一連の政治と金をめぐる汚職事件に対する国民の怒りの矛先を少しでもかわそうとするためのパフォーマンスにはかなりません。

なぜなら、自由党を初めとする我々野党は、政

治家や秘書のいわゆる口きき行為に絡む疑惑をなくするため、現行法が審議された一年半前、第百五十国会から、現行法の問題点、抜け道を指摘し、第百五十一国会では修正案も提出いたしました。しかし、与党は、今まで、何かと理屈にならない理屈をつけて、修正を拒否し続けてきたのであります。

それが今度は、国民の間に政治不信が高まり、マスコミが騒ぎ立てると、慌てて形だけ、格好だけ取り繕おうと、最低限度の修正案を作成し、提出されました。これは、まさに国民を愚弄する行為以外の何物でもありません。

たとえ与党の修正案が成立したとしても、この法律は抜け道だらけであります。与党案には、一、新たに犯罪の主体となる私設秘書について、首長、地方議員の秘書が対象外となっておりません。二、犯罪の主体に、父母、配偶者、子、兄弟姉妹が含まれていない。三、犯罪の構成要件に請託が含まれており、しかも、「その権限に基づく影響力を行使して」という文言があるため、立証が極めて困難である。四、対象となる行為が、契約、行政庁の処分に限定されている。五、第三者供与の処罰規定が明記されていない。六、罰せられる行為が収受のみである等の問題点が多々あり、これら問題点を改善しないと、実効性は著しく低くなることは、明白であります。

そのため、我々野党は、この法律の実効性を少しでも高めるために、与党に再三再四、修正協議を求めるとともに、実情をさらに深く理解するために、首長や地方議員の参考人招致を提案いたしました。また、我々野党が提出している政治資金規正法等の改正案などの早急な審議を求めました

が、与党は、一顧だにせず、拒否し続けたのであります。

与党には、なれ合い、情性の延長線上で失って久しい、国民の政治に対する信頼を回復しようとする覚悟が全く感じられないと断ぜざるを得ないのであります。

このことは、まさに国民の期待を裏切る行為であります。自由党を初めとする我々野党は、断固として与党と対峙し、国民の期待に沿えるよう全力を尽くすことを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 大幡基夫君。

〔大幡基夫君登壇〕

○大幡基夫君 私は、日本共産党を代表して、野党四党共同提出のあつせん利得処罰法改正案に賛成し、与党案に反対する討論を行います。(拍手)

政治と金をめぐる利権と腐敗を断ち切り、国民の政治不信を払拭することは、今国会の最重要課題であります。

鈴木宗男衆議院議員をめぐる一連の疑惑、加藤紘一自民党元幹事長の疑惑、井上裕前参議院議長疑惑など、この間明るみに出た腐敗疑惑のいずれも、政権政党の影響力を背景にして、公共事業など国民の税金を食い物にした、許しがたいものであります。

ところが、自民党を変える、自民党を壊すと標榜してきた小泉総理は、疑惑の解明は本人の問題だと言い逃れ、与党三党は、自民党自身の問題でありながら、何らの自浄能力を示し得ないのであります。極めて異常かつ深刻な事態であります。

国民の税金を食い物にして恥じない自民党政治の腐敗体質に国民は厳しい批判の目を向けていま

す。一連の疑惑を徹底解明し、その政治的道義的責任を明らかにし、再発防止策をとることは、国会に課せられた当然の責務であります。その一つとして、野党四党は、あつせん利得処罰法を強化する抜本的改正案を提案したのであります。

もともと、あつせん利得処罰法は、二年前の総選挙直後、公共事業や予算など国民の税金を食い物にする口きき政治を断ち切るために、野党四党が提起したものであります。ところが、与党側は、野党提案に耳をかさず、抜け穴だらけの現行法を成立させたのであります。

当時の審議で私設秘書を対象にすることを全面拒否した与党が今回の法改正に踏み切らざるを得なかったことは、現行法が抜け穴だらけで実効がない法律であるという野党の指摘と与党自身が認めたものにはかなりません。ところが、今回の与党改正案は、私設秘書を対象に加えるのみであります。

与党三党は、その提案理由で、「最近の国会議員の私設秘書等による一連の不祥事に端を発する政治不信を重大に受けとめ、政治に対する国民の信頼を回復する」と述べております。与党が本当に政治不信を重大に受けとめているならば、なぜ、野党四党の抜本的改正案をともに検討しないのでしょうか。

野党改正案は、犯罪構成要件から請託や職務権限に係る規定を外し、対象を私設秘書だけでなく政治家の親族にまで広げ、第三者供賄の処罰規定を盛り込むなど、抜け穴すべて防いで、真に実効あるものに強化しようとするものであります。これこそが、国民の信頼を回復するための法改正であります。

与党は、口ききの規制を強めると自由な政治活動が萎縮するなどと言います。しかし、国民の要求を政治に反映させることは当然のことであり、野党改正案が問題にしているのは、国民の要求を口ききして、利益を得る行為であります。与党がこれに反対するのは口ききに対する見返りを期待しているからにはかなりません。

あつせん利得処罰法を真に実効あるものにする野党改正案を一顧だにせず、野党修正要求をも全面的に拒否する与党三党の態度を厳しく批判するものであります。

最後に、今国会の残された会期、最優先でやるべきことは、政治と金をめぐる腐敗を断ち切ることであります。そのためには、鈴木宗男議員の証人喚問を実現し、国会自身が自浄能力を発揮することであり、野党提案の実効あるあつせん利得処罰法への抜本改正、加えて、公共事業受注企業からの政治献金を禁止するための政治資金規正法の改正が必要であります。

以上を指摘して、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、野党共同提出案に賛成、与党案に反対の立場で討論を行います。(拍手)

小泉総理が「聖域なき構造改革」を掲げ、自民党をぶっ壊すと言いつつ、郵政選挙違反事件、加藤紘一自民党元幹事長秘書事件、あるいは井上前

参議院議長の元秘書が逮捕される事件など、金まみれ・口きき政治が相変わらず横行し、国民の怒りは頂点に達しています。小泉総理は、政官業の癒着構造、利益誘導と金権腐敗体質にメスを入れる姿勢も覚悟もないということが、国民の共通認識になってきたのではないのでしょうか。

あつせん利得の禁止は、社会民主党の閣外協力解消の原因の一つにもなった重要なテーマであります。一貫して後ろ向きだった自民党は、二〇〇〇年の中尾元建設大臣の逮捕を受けて、ようやく法制化に乗り出したのが事実であります。

このときの審議で、私たち野党側は、大物政治家の金庫番に私設秘書が多く、ダークな裏の仕事はむしろ私設にやらせている事例が多いことから、私設秘書を対象に加えることを強く求めてきました。しかし、与党は、審議の最中に私設秘書が融資に関する口きき事件で逮捕されたにもかかわらず、最後まで私設秘書を含むことを拒否いたしました。

与党は、過去の過ちを今、率直に認めるべきではないのでしょうか。しかも、今回、首長や地方議員の秘書は対象外にしたままです。国会議員の公設秘書も、私設秘書も危ないから、系列の自治体議員の秘書を抜け道にしようともいうのでしょうか。

与党案は、犯罪対象が狭いことに加え、抜け道を許す現行法の問題点を多々引きずったままにしております。しかし、国民の期待は、法の抜け穴をふさぎ、実効ある手だてをとることにあります。私たちは誠意を持って与党に修正協議を求めましたが、かたくなに協議すら拒否するゼロ回答で、扉を閉ざされてしまいました。小手先の改正

でお茶を濁そうとする与党の姿勢は極めて問題と言わなければなりません。

事件が起こるたびに、罰則が強化されたり、新法が制定されたりいたしますが、それを超えてまた腐敗が生じるというイタチごっこに国民はもうあきれ返っているのが現状ではないのでしょうか。

最後に、小泉政権、与党三党に猛省を促し、将来、また再びあつせん利得処罰法の改正問題が議論されるような場当たり政治は国民の政治不信を増長するだけであることを指摘して、討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、岡田克也君外九名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、保利耕輔君外六名提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(内閣提出)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣平沼赳夫君。

(國務大臣平沼赳夫君登壇)

○國務大臣(平沼赳夫君) 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油天然ガスは、国内供給のはば全量を輸入に依存しており、その安定的な供給を確保するため、自主開発油田・ガス田の確保と石油備蓄の増強が引き続き重要であります。

しかしながら、石油公団が、これらを実施してきたこれまでの手法において、効率的な事業運営への要請に対する対応に迅速さ、的確さが欠けていた面があることは否定できません。そのため、今般の特殊法人等改革において、事業及び組織形態について抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年十二月に特殊法人等改革基本法に基づいて決定された特殊法人等整理合理化計画の着実な実施を図るため、今般、本

法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、石油公団及び金属鉱業事業団の廃止等を円滑に実施するため、以下のような措置を講ずるものであります。

第一に、この法律の公布の日において、石油公団の探鉱融資業務等を廃止するとともに、開発事業資産の管理・処分業務を新たに加えることといたします。同公団の事業計画を経済産業大臣が認可する際には、当該業務に関する部分について、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聞くことといたします。

第二に、この法律の公布の日から一年八カ月以内に、現在石油公団が行っている国家備蓄を国の直轄事業として行うことといたします。

第三に、この法律の公布の日から一年九カ月以内に、金属鉱業事業団を廃止することとし、同事業団の権利及び義務は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継することといたします。また、石油公団の業務のうち、石油開発技術指導、国家備蓄管理等の業務を同機構に移管し、これらに関する権利及び義務を同機構に承継することといたします。その際、石油公団の業務を資産の管理・処分業務に縮小し、臨時の業務として、既に同公団が締結している契約に係る出資及び債務保証を行うことといたします。

第四に、この法律の公布の日から三年以内に、石油公団を廃止し、その権利及び義務を国及び別に法律で定める株式会社へ承継することといたします。また、当該株式会社をできるだけ早期に民営化するため、必要な措置を講ずることといたします。

ます。

引き続きまして、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今般の特殊法人等改革において、石油公団及び金属鉱業事業団の事業及び組織形態については抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであり、石油天然ガス及び金属鉱物資源の安定的な供給を確保するための必要な事業等は引き続き実施していくことが重要であります。

本法律案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案に基づき金属鉱業事業団が解散し、石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、それらの業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立するため、必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、石油天然ガスの探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の出資と債務の保証、それらの鉱物資源に係る技術の実証及び指導、国が備蓄を行っている石油及びその備蓄施設の管理の受託、金属鉱産物の備蓄、金属鉱業の鉱害の防止等の業務を行うことといたします。なお、石油等の開発に係る債務保証については、債務保証のための信用基金を設け、これに基づき一定の限度を設けることといたします。

第二に、本機構はこの法律の公布の日から一年九カ月以内に設立することといたします。

第三に、本機構設立後、石油公団が廃止されるまでの間は、同公団の既存契約に係る出資・債務

保証については、同公団の臨時の業務として行われるため、本機構の出資・債務保証業務の対象としないことといたします。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。(拍手)

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(内閣提出)及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山田敏雅君。

(山田敏雅君登壇)

○山田敏雅君 民主党の山田敏雅でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表しまして、ただいま議題となりました本法案について質問いたします。(拍手)

質問に入ります前に、一言、私の意見を申し上げます。

私は、広島県の出身でございます。私の親戚、知り合い、原爆で被爆された方が身近におられます。小さいころから、その体験を聞かされてまいりました。八月六日には、あの原爆が投下されたその場所、その時間において、数万人の方と一緒に集います。心から世界平和を願うものであります。

しかし、今般の福田官房長官の発言は、私たちの、本当に日本が世界平和を追求する唯一の原爆体験国である、この国家としてのアイデンティティーを踏みにじるものであります。

福田長官は反省されているようですけれども、しかし、これから、我が国の外交政策上、こんなことで本当にいいのでしょうか。私は、辞任をもって責任をとられるのが一番適當であると考へますが、皆さんはいかがお考えでしょうか。(拍手)

さて、行政改革についてお尋ねいたします。私のもとに、内部告発がございました。ある公団で働いていらした方でございますが、若い方で、既にこの公団を退社されました。この方の内部告発によりますと、この公団の理事の方、幹部の方の働きぶりについてでございます。

この公団の理事の方は、朝十一時に出社されます。一時間、新聞を読んで、昼になると二時間から三時間、昼休みをとられます。三時ごろ、会社に戻ってこられて、一時間、夕刊を読んで、四時に退社されます。この理事の方の年収は二千数百万円、三年間いると三千万円の退職金。

このような理事の方が数百人、数千人もいると思います。国民の常識からいうと、二千数百万円の年収というのは、普通の中小企業の社長でも取ることはできません。もし、二千数百万円の年収を取られるのであれば、相当の才能があつて、本当に死に物狂いで働く方でない、会社はその年収を払うことはできません。

では、この多くの理事のこの勤務状況は一体どうして生まれたのでしょうか。もし、監督官庁が働いているのであれば、直ちにこの理事は首であります。なぜ、首にならないのでしょうか。

私は、通産省で働いておりました。今回の石油公団のトップの方にも、私がお世話になった先輩の方がいらっします。もし、私が通産省のこ

の監督の責任者であつて、この方たちに、あなたたちは働かないからきょうから首だ、そんなことは決して言うことはできません。それは、七十七の特殊法人すべての監督官庁に言えることではないでしょうか。

今回の石油公団の三十五年間にわたつたことを細かく見れば見るほど、余りにもずさん、余りにもいいかげん、国民の税金を本当に湯水のように使つた、これを見るのができます。

そこで、平沼大臣、お伺いいたします。

このような、役所のOBが天下つて公団、特殊法人の幹部にいる場合、法律上、これは所管官庁が監督するのですが、制度上、法律上はあるけれども、実態上、ワークしたためしがない。このことについて、平沼大臣、国民の代表である政治家として御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

福田官房長官、これから改革を進められるその責任者として、この同じ質問にお答えいただきたいと思ひます。

さて、片山大臣、去年の十二月、特殊法人等整理合理化計画が発表されました。ほとんどの特殊法人は独立行政法人になるというのがございす。きょう現在、五十七の法人が独立行政法人に変わりました。

しかし、この独立行政法人、皆さん御存じのとおり、完全な焼け太りでございます。役員ポストの数が大体倍ぐらゐにふえました。この五十七を数えてみましたが、役員ポストが百ふえました。そして、九百人の人員が増員になりました。これは行政改革と言ふのでございす。

この独立行政法人の致命的な欠陥は、独立行政

法人にして経営責任を持たせる、すなわち、あなたに任せます、そのかわり第三者評価委員会で経営責任を追及しますということです。しかし、今、この五十七の法人を見ましたように、任せられた法人は、役員の数をふやします、人員の数をふやします。そして、監視すべき第三者評価委員会は、実質上、役所が指名したメンバーでございすので、本当に経営責任を追及する立場にはありません。

片山総務大臣、このまま小泉改革がどんどん進んで、今回の石油公団もそうですが、独立行政法人がどんどんふえていったら、一体、我が国の行政改革はどうなるのでしょうか。正確にお答えいただきたいと思ひます。

次に、石油公団について質問いたします。

ここに、石油元売大手の幹部の意見があります。こういうふうにおっしゃっています。この石油公団は「役人の天下りだけのための存在で、設立の目的を果たしてないのだから、廃止の声が上がるのもやむを得ない」。また、石油連盟の岡部敬一郎会長は、最近の会見で、「公団の機能は終わったのかもしれない」、こう発言されております。

石油業界、この身内の中から、何でこんな冷たい意見が出るのでしょうか。それは、中にいる人たちが、この石油公団がやってきた三十五年間を見て、これは国民の血税のむだ遣いと天下りの道具でしかなかった、こう思つていらつしやるからではないでしょうか。

一体、石油公団の設立の目的と国策は何だったのでしょうか。三十五年前、メジャーに支配された石油、これを自主開発して、そして日の丸原油

を三〇%まで上げよう、これがナショナルセキュリティだ、この目的であつたはずであります。二兆円の資金が投入されました。その結果、一兆四千億円が不良債権化し、海の藻くずになりました。その結果、中東依存度は八七%、過去最高の中東依存度になりました。これは、この法律、この公団の目的そのものと反対の方向に結果がなつたのではないのでしょうか。

自主開発についてお尋ねします。

一、二、三%の自主開発原油が入っているということになっておりますが、その中身はほとんどが中東からであります。一体、最初の目的はどに行つたのでしょうか。そして、その中で最も生産量の多いジャバパン石油開発、これは生産しているにもかかわらず、三千二百億円の赤字を持っています。

これは極めて単純なことであります。当初、相手国政府との交渉で、二五%の権益を差し上げます、こういう約束で発足いたしました。しかし、いつの間にか、相手国政府の権益が六〇%になりました。したがって、我が国のシェアは一二%。数千億円の資金をかけて、一二%しかももらえない。しかも、その上に、高いロイヤルティーを請求されました。したがって、この最大の自主原油の産出会社でありますジャバパン石油開発は、このような膨大な赤字をつくつてしまひました。

石油ショック以降、産油国の態度は変わりました。産油国の中で産出する石油については国有化しよう、こういう考えのもとで行われております。このようなわずかな、そして二兆円もかけた自主開発油田から、本当に石油危機が起こつたときに我が国に石油が来るといふことは、可能性と

してはほとんどないと思います。明確に言えば、この自主開発は完全に失敗であります。

平沼大臣、今、この法律を読み上げられました。自主開発は必要である、こういう御意見であります。私が今言いましたこの自主開発の実情についてよく理解していただいて、なぜ自主開発が必要なのか、国民の皆さんにわかりやすい言葉で、明確に御説明いただきたいと思っています。

最後に、国家エネルギー戦略でございます。御存じのように、我が国は、間もなく、京都議定書を批准いたします。この京都議定書は、参加国の中で日本が最も不利な条件をつけられております。専門家の意見を聞けば聞くほど、この京都議定書の達成は不可能であるということがわかってまいります。

その結果、我が国は、排出権取引において、数兆円のお金を払わなければいけない。国民に新たな負担を強いるわけであります。今後の環境エネルギー政策、この自主開発で本当にいいのでしょうか。平沼大臣、お答えいただきたいと思っています。

私は、今後のエネルギー政策は、エネルギー政策と呼ぶしないで、環境エネルギー政策と呼ぶべき時代に入ったと思います。(拍手)

私の持論は、七千万台の日本の自動車、これを、排気ガスのない国にしよう、すなわち、電気自動車で置きかえるべきだと言われている。石油の埋蔵量は、あと四十年で枯渇すると言われております。枯渇しないでも、四十年で需給が非常にタイトになります。遅かれ早かれ、石油を使わない車を使わないといけない時代が来る。それであるならば、世界に先駆けて、バッテリーとモーターだ

けで走る電気自動車を我が国で普及させるべきではないでしょうか。しかも、バッテリーとモーターは、日本が世界で最高の技術を持っています。これを量産化すれば、新しい産業として世界に輸出することができそうです。

それだけではなく、この電気自動車は、深夜に充電いたします。御存じのように、四〇％近い原子力発電は、二十四時間、発電しております。この深夜に充電することによって、総エネルギー効率が二五％上がります。石油の原油の輸入量を大幅に減らすことができます。石油公団がやったことよりもはるかに効率的に、ナショナルセキュリティを達成することができそうです。

私の試算では、一千億円で数十万台の電気自動車を普及させることができます。数十万台の規模であれば、今考えられるバッテリー、モーターが大幅にコストダウンを図れ、その後、経済的に見合うマーケットを創出することができそうです。

これは、平沼大臣に私は委員会でも二回ほど御提案いたしました。きょうは、本会議でこの点についてお答えいただきたいと思っています。

最後に、石油公団は、直ちに、きょう、全面的に廃止すべきものだと思います。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 山田議員にお答えします。

公団等特殊法人の失敗と天下りについてのお尋ねがございました。

特殊法人については、かねてより、経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、不透明性、組織、業務の自己増殖性、経営の自律性の欠如等の

問題が指摘されていたことから、今般、民間にできることは民間にゆだねるとの基本原則に基づき、徹底した見直しを行い、昨年十二月に、特殊法人等整理合理化計画を作成したところでございます。

他方、特殊法人等への公務員の再就職につきましては、国民の批判と関心の対象となっていることを十分踏まえ、特殊法人等整理合理化計画及び公務員制度改革大綱において、役員退職金の大幅削減、役員給与の削減を行う、内閣が、役員の人事及び処遇のあり方について、透明で客観的なルールを定めて公表するとともに、各府省に対する監督体制を強化する、法人の子会社等への再就職を含め、再就職状況等に関する情報公開を徹底するなど、厳しい措置を定めたところであります。

次に、石油公団に続く道路公団等の改革の明確なスケジュールについてお尋ねがございました。

道路四公団の改革については、現在、道路四公団民営化推進委員会設置法案を参議院において鋭意御審議いただいております。法案成立後、速やかに委員会を立ち上げたいと考えております。

また、政府系金融機関については、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うために、既に経済財政諮問会議において検討を開始しているところであり、年内には結論を得るよう努力してまいります。

都市基盤整備公団を含め、その他の特殊法人等につきましても、組織形態について、原則として今年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成十五年度には具体化を図ることとしており、各府省においてその準備作業を鋭意進めてい

るところであります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇)

○国務大臣(平沼赳夫君) 山田先生にお答えさせていただきます。

まず、天下りの問題、その御指摘がございました。そして、内部告発によって、大変怠慢な勤務状況だ、こういう御指摘がございました。

私も、そういう事実というのは承知しております。けれども、もし、そういうことが事実であれば、ゆゆしき問題でございます。早速、そういうことを調査させていただいて、監督責任者として私は適切な措置を講じなければならない、こういうふうに思います。(拍手)

それから、現在の石油公団には、当省の役員というのが三名おります。これはいずれも、その知識、経験、そういった知見を生かして一生懸命働いてくれる、こういうふうな思っております。

そして、天下り全般に関しましては、今、官房長官から答弁がございましたけれども、そういった大前提に従いまして、国民の皆様方の不信を招かないように、私どもも全力を尽くして頑張らせていただきたいと思います。このように思っております。

それから、自主開発について国民の皆様方にわかりやすく説明しろ、こういうことであります。言うまでもなく、日本は資源小国であります。

そして、お互いに経験した七三年のオイルショック、このときに、国は危急存亡のふちに立たされました。そういう中で、国のいわゆる行政だけでなく、民間からも、国民の皆様方の中からも、ほうはいとして、やはり自主的に石油を開発して安定的な供給を維持しよう、こういうことに基

いて自主開発が進みました。

確かに、御指摘のように、ジャパン石油開発、ここは現時点では大変な累積の赤字が出ております。これは、一つは、今御指摘のように、いわゆる権益の比率が変わった、こういうことは事実であります。七三年のオイルショックのときに、特に昭和四十九年以降、産油国が自分のところの権益を高める、こういう政策をとったために、残念ながら、私どもの分が二五から一二に減ったということは事実です。

しかし、七三年、あのオイルショックのときも、そして、その後のオイルショックのときも、自主開発の石油というのは安定的に供給されてきていることは事実でありまして、今、ジャパン石油開発は自主開発分の三八％を安定的に供給されているわけでありまして、

したがって、これは国民の皆様方の税金です。それから、その管理はしっかりとしなければなりませんけれども、私はやはり、長期的に見て、日本の国家百年のエネルギー政策、こういうことを考えたときに、厳しいわけでありまして、自主開発というものを国民の皆様方の御理解をいただいてやっていかなければならない、そういう意味で、今回の法律の改正もお願いしたところでございます。

また、京都議定書についてのお尋ねがございました。

京都議定書の目標を達成するために、温暖化対策に当たっては、過度な負担を回避しまして、その負担も公平なものとなるように留意するとともに、国民経済や雇用等へ及ぼす影響等を十分に踏まえまして、やはり環境と経済の両立を目指すことを私は基本とすべきだと思っています。

とを私は基本とすべきだと思っています。

私といたしまして、現下の厳しい経済状況にかんがみまして、技術革新や経済界の創意工夫が生かされる自主的な取り組みを対策の中心に据えまして、温室効果ガス削減への取り組みが我が国の経済活性化につながるように積極的に取り組んでいきたい、こういうふうと考えております。

資源に乏しい我が国が持続的に発展していくためには、国民生活や産業活動の基盤であるエネルギーを安定的に供給することは、極めて重要な課題だと思っております。また、それとともに地球温暖化を防止するためにも、エネルギー問題について国を挙げて取り組んでいくべきものと考えています。

このため、今後のエネルギー政策といたしましては、効率性にも配慮しつつ、安定供給と環境保全の同時達成を可能とするような環境調和型エネルギー需給構造の実現を目指して、戦略的に対応していかなければならないと思っています。

七三年のオイルショックのときに、日本は、技術革新によって、そして今、例えば産業サイドでは、省エネルギーというものが世界でもトップの位置にあるわけでありまして、したがって、これから、新しい企業を生み出す、あるいは雇用を創出する、そういう意味で、マイナスにとらえられております。そういう環境問題をやはりプラスの成長エンジンにするように、私どもは、大きくそのところを伸ばし、そして、エネルギーと環境の両立を図っていかねばならないと思っております。

最後に、私が申し上げたい、電気自動車、未来の自動車のことについてお触れいただきました。

これは、小泉総理も、やはりこれからは省エネルギー、そしてCO₂の排出量の少ない、そういう新しい自動車を導入しなければならない、こういうことで、まず腕より始めよ、こういうことで役所からその導入を促進しております。私もハイブリッドカーの第一号を使わせていただいております。これはまだエンジンとバッテリーの両用でございます。

しかし、山田議員も御指摘のように、日本はそういった分野で非常に先進的な国でございます。それから、燃料電池を含めて、そういう電気自動車、環境に優しい自動車を大宗のものにしていかなければならない。このことはおっしゃるとおりでございますので、私も、経済産業大臣として、この件については全力でこれからあらゆる角度から検討させていただいて一生懸命努力したい、このように思っているわけでありまして、もう一つは、中東依存度の件についてお話がございました。

これは、やはりエネルギーの安定供給のために、一カ所に偏ることなく分散すべきだ、こういうことで、中国でございますとかインドネシア、そういったところに自主開発を求めてやりまして、しかし、中国自身が経済化を遂げて、そして、中国の消費量がふえる、インドネシアも同様なことになる、そういう中で、残念ながら、中東の依存度が御指摘のようなことに相なっております。

そういう意味では、私どもは、エネルギーの安定供給のために、石油だけに依存することなく、幅広いエネルギーというものを利用していかんやいけな、こういう形で、かつては七〇％を

超える石油依存度が今五〇％になっている、こういうことによって、石油以外にも、そして御指摘の新しいそういうエネルギーも含めて、石油そしてエネルギーの安定供給を図っていかねばならない、このように思っている次第でございます。

以上で、お答えを終わらせていただきます。
(拍手)

(国務大臣片山虎之助君登壇)

○国務大臣(片山虎之助君) 山田議員の御質問にお答えいたします。

独立行政法人の役員等についてのお尋ねでございます。

独立行政法人は、それまで国の機関でありましたものがまさに独立して一つの法人になるわけでありまして、その役員数は、それぞれの個別法の根拠で、国会が御承認された法律に基づいて置かれたわけでありまして。

一つの世帯を張るわけでありまして、理事長、理事、監事はどうしても要るわけでございまして、国の機関より役員の数が増えるということ、それはやむを得ない、こういうふうな思っておりますが、今後は、政策評価というのが行われますので、各府省に独立行政法人評価委員会というものが置かれます。これが業績評価をやりまして、業績が上がらない場合には役員の数を減らすとか役員をかえるとか、そういうことを行うわけであります。全体をまとめる私どもの方の委員会もその調整を加える、こういうことでございまして、ぜひその辺は御理解を賜りたい。

また、今後、特殊法人から独立行政法人に変わるものにつきましては、これは、合理化計画で、

必要最小限度にすることということを決めておりますので、独立行政法人化する場合に、行政改革事務局とも連携をとりながら、私どもの方で十分査定してまいりたい、チェックしてまいりたい、こういうふうと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたい。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 眞弓君
外務大臣 川口 順子君
財務大臣 塩川正十郎君
文部科学大臣 遠山 敦子君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
国務大臣 福田 康夫君

出席副大臣

経済産業副大臣 古屋 圭司君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

国際受刑者移送法

(通知書受領)

一、昨五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成三年度土地の動向に関する年次報告
土地基本法第十条第二項の規定に基づく平成十四年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に關してとつた措置の概況の報告書
災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平成十四年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

大野 松茂君 林田 彪君
左藤 章君 北村 誠吾君
佐藤 勉君 望月 義夫君
新藤 義孝君 後藤田正純君

谷本 龍哉君

小西 理君

吉田六左門君

松宮 勲君

北村 誠吾君

左藤 章君

小西 理君

谷本 龍哉君

後藤田正純君

新藤 義孝君

林田 彪君

大野 松茂君

松宮 勲君

吉田六左門君

望月 義夫君

佐藤 勉君

農林水産委員

辞任

補欠

上川 陽子君

福井 照君

福井 照君

上川 陽子君

経済産業委員

辞任

補欠

山本 明彦君

吉野 正芳君

吉野 正芳君

山本 明彦君

議院運営委員

辞任

補欠

金子善次郎君

松本 剛明君

松本 剛明君

金子善次郎君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

鈴木 恒夫君

小此木八郎君

木島日出夫君

瀬古由起子君

不破 哲三君

藤本 洋子君

小此木八郎君

鈴木 恒夫君

瀬古由起子君

木島日出夫君

藤本 洋子君

不破 哲三君

外務委員

辞任

補欠

望月 義夫君

佐藤 勉君

伊藤 英成君

松本 剛明君

金子善次郎君

上田 清司君

桑原 豊君

生方 幸夫君

上田 清司君

伴野 豊君

佐藤 勉君

望月 義夫君

生方 幸夫君

桑原 豊君

伴野 豊君

金子善次郎君

松本 剛明君

伊藤 英成君

文部科学委員

辞任

補欠

谷垣 禎一君

森田 一君

鎌田さゆり君

中村 哲治君

中西 績介君

北川れん子君

森田 一君

谷垣 禎一君

中村 哲治君

鎌田さゆり君

北川れん子君

中西 績介君

厚生労働委員

辞任

補欠

自見庄三郎君

原田 義昭君

竹本 直一君

宮本 一三君

棚橋 泰文君

山口 泰明君

松島みどり君

近藤 基彦君

吉野 正芳君

左藤 章君

大島 敦君

前田 雄吉君

瀬古由起子君

春名 眞章君

宮本 一三君

福井 照君

近藤 基彦君

松島みどり君

左藤 章君

吉野 正芳君

原田 義昭君

自見庄三郎君

福井 照君

竹本 直一君

山口 泰明君

棚橋 泰文君

前田 雄吉君

大島 敦君

春名 眞章君

瀬古由起子君

農林水産委員

辞任

熊谷 市雄君
山口わか子君
山本 明彦君
馳 浩君
重野 安正君

補欠

経済産業委員

辞任

山本 明彦君
川端 達夫君
松原 仁君
松本 龍君
近藤 昭一君
谷本 龍哉君
奥田 建君
小林 守君
山谷えり子君

補欠

国土交通委員

辞任

松本 和那君
津川 祥吾君
保坂 展人君
二階 俊博君
武正 公一君
小島 敏男君
中村 哲治君
日森 文尋君
西川太一郎君

補欠

予算委員

辞任

井上 喜一君
西川太一郎君

補欠

決算行政監視委員

辞任

金子善次郎君
山口わか子君
三井 辨雄君
三井 辨雄君
山谷えり子君
金子善次郎君
保坂 展人君
山口わか子君

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

仲村 正治君
川内 博史君
実川 幸夫君
井上 和雄君
川内 博史君

補欠

一、昨五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

松岡 利勝君
柳本 卓治君
北川れん子君
林 省之介君
渡辺 博道君
阿部 知子君
北川れん子君

補欠

(議案受領)

一、昨五日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一
部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)
文部科学委員会 付託
(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

(議案通知)

一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
国際受刑者移送法案
(議案通知書受領)

一、昨五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案
(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
BIS規制の検査マニュアルに関する質問主意書(田中慶秋君提出)
防衛庁の開示請求者に対する身元調査に関する質問主意書(長妻昭君提出)
政府の大陸間弾道弾(ICBM)の憲法解釈等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

武力攻撃事態におけるわが国の平和および安全確保関連法案に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

教材「思春期のためのラブ&ボディBOOK」の配布計画とその後の指導に関する質問主意書(山谷えり子君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出郵便輸送における安全問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出郵便事業における非常勤職員の雇用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川田悦子君提出有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玄葉光一郎君提出日本郵政公社法案外三法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員玄葉光一郎君提出民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問に対する答弁書

衆議院議員玄葉光一郎君提出郵便貯金・簡易保険の規模等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出前オランダ大使の出国状況に関する質問に対する答弁書

平成十四年四月二十六日提出
質問 第六二二号
郵便輸送における安全問題に関する質問主意書
提出者 保坂 展人

郵便輸送における安全問題に関する質問主意書
郵政事業の通送部門は、一九四二(昭和一七年

の旧通信省決定により、その年の二月に発足した「日本郵便通送株式会社」(以下「日通」とする)と、その関連会社によって、現在まで担われてきた。

その通送業務において、安全管理上の重大な問題が放置されていると考えられる。従って次の事項について質問する。

一 現金輸送の問題に関して

現在、特定郵便局(以下「特定局」とする)で取り扱う現金について、各々決められている運転資金以上に必要となった場合の額は、「資金」という名称で呼ばれ、管轄の普通郵便局(以下「普通局」とする)から特定局に供給されている。その運送は郵政事業庁が運送委託契約をしている日通及び関連会社によって行われるが、運転手一人のみの乗務で、三ないし四局の特定局とポストからの郵便取集めを行うコースまわりの際、同時にその運送を行っている。

逆に、特定局での取扱いで一定額以上超過した額については「過剰金」と呼ばれ、特定局から普通局に運送される。この現金の運送も一名で行っているのが実態である。「資金」「過剰金」ともに、時として数億円に達する場合がある。郵便局で扱われるこうした現金は言うまでもなく、国民の財産であり、それがこのような無防備な状態にさらされていることは看過しえない。同時にそれは運送業務にたずさわる運転者が過重の危険に日々直面していることに他ならない。

一九八四(昭和五九年)年の郵政省(当時)による、いわゆる「五九・二合理化」が実施されるまで、こうした運送業務は、運転者としての日通

社員と、郵便や現金等を扱う郵便局員の二人乗務で行われていたと聞いている。また現在、現金輸送を行う他の民間会社では二人以上の乗務は常識となっている。

早急な措置を講じて、二人乗務とする必要があるのではないか、責任ある見解を求めたい。

二 車輛保管に関する問題について

日通及びその関連会社は、郵便通送の車輛に関して、普通郵便局構内に夜間も常駐させ、局敷地をガレージがわりに使用しているケースが見られる。この行為は「自動車の保管場所の確保等に関する法律(車庫法)」に触れる行為ではないか。

また、局に車輛が置かれていることで、運行者や整備士の点検に影響が生じ、運転手による始業点検も不十分になる。安全上にも重大な問題である。

本来の車輛保管場所ではない局構内を使用しているケースについて早急な是正を行うべきと考えるがどうか。

三 労災隠しの問題について

業務上の交通事故について、労働災害(業務上災害)とせず、健康保険で治療を受けることを日通がすすめる実態がある。

労働省(当時)は一九九一(平成三年)「労災隠しの排除について」の通達を出し、各労働基準監督署などで事業主に対する指導を行った。しかしその後の事態が芳しい改善を見せないことから昨年の二〇〇一(平成一三年)、行政・事業主・労働者の各代表者で構成する三者協議機関の設置を決定した。

このような趨勢にありながら、極めて公共性

の高い郵便通送部門において、労災隠しの実態が放置されていることは重大である。どのような実状を把握されているのか。右質問する。

内閣衆質一五四第六二号

平成十四年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出郵便輸送における安全問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出郵便輸送における安全問題に関する質問に対する答弁書

一について

郵便局で取り扱っている現金の輸送に係る情報については、これを明らかにすることにより、防犯上の問題が生ずることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求に対しては不開示情報としていところであり、答弁を差し控えた。

なお、郵便物の取集業務については、郵便事業の経済的経営の観点からその効率化を図るとともに、業務の円滑化と安全性にも十分配慮し実施しているところである。

二について

郵政事業庁の郵便物に係る運送委託契約(以下「契約」という。)を締結している者(以下「委託者」という。)は、契約に基づき、郵政事業庁が郵便物運送業務の円滑な運行を図るために必要

であると認める場合には、郵便局の管理する一定の場所に自動車を持機されることが出来る。受託者は、郵便局の管理する場所以外の場所にその保有するすべての自動車の保管場所を確保していると承知しており、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号)第三条の規定に違反していないものとする。

また、受託者であって、契約に基づき郵便局の管理する一定の場所に自動車を持機させているものからは、運行者による自動車の運行の安全の確保に関する業務、運転者及び整備管理者による自動車の点検及び整備等についても、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)その他の関係法令に従って行っていると聴いており、これらの法令上の問題は無いものとする。

三について

日本郵便通送株式会社(以下「日通」という)からは、次のように聴いている。

日通においては、交通事故報告書の保存期間を十年間、労働者災害補償保険に関する書類の保存期間を五年間としている。これらの書類によって事実関係を確認できる五年間(平成九年度から平成十三年度までの間)の業務上の交通事故について、当該書類の調査及び被災労働者からの聴取調査を行った結果、当該交通事故により負傷したすべての労働者に対し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付又は当該交通事故を起した第三者からの損害賠償が行われている。また、業務上の交通事故について、健康保険法(大正十一年

法律第七十号)による保険給付を受けることを求めたことはない。

平成十四年四月二十六日提出
質 問 第 六 三 号

郵便事業における非常勤職員の雇用に関する
質問主意書

提出者 保坂 展人

郵便事業における非常勤職員の雇用に関する
質問主意書

現在、郵便事業における非常勤職員(ゆうメイト)と呼ばれるものの雇用実数は、郵便事業を中心にはば十万人におよぶと発表されている。先の郵政事業庁発表の「新集配システム」導入による要員措置計画によると、今後、本務者から非常勤職員(ゆうメイト)等への転力化は六割とされ、非常勤職員(ゆうメイト)への依存度が飛躍的に増大していく流れにある。

こうした中、安定した業務運行の確保のためには、郵便事業に日々たずさわり、これを支える大量の非常勤職員(ゆうメイト)の労働条件に対して、十分に配慮する必要がある。

しかし、現在の非常勤職員(ゆうメイト)の雇用実態は「郵政事業庁非常勤職員任用規程」によるもので、「任期一日、日々更新」であり、二ヶ月ないし三ヶ月の予定雇用期間を定めて、その期間が終了すると任命権者(郵便局長)に意思表示が無い場合、任期満了による退職、となる制度である。言い換えれば、郵便事業を日々支え、今後さらにその依存度が増す非常勤職員(ゆうメイト)は極めて不安定な雇用状態にあり、常に退職の不安にさらされている、と言っても過言ではない。このよう

な不安定雇用のもとに置かれた大量の非常勤職員(ゆうメイト)の存在を前提にした郵政事業の将来には大きな危惧を感じざるを得ない。

そこで「郵政事業庁非常勤職員任用規程」にもとづく非常勤職員(ゆうメイト)の雇用について、次の事項について質問する。

一 全国各地の郵便局において、非常勤職員(ゆうメイト)の退職をめぐるトラブルが発生し、多くの訴訟が起きていると聞くが、現時点の係争案件について把握されている内容を明らかにしたい。

二 非常勤職員(ゆうメイト)は労働基準法における労働者、および労働保険、社会保険における適用対象労働者に該当するのか。

三 旧「郵政省非常勤職員任用規程」が最初に策定された当時の非常勤職員の位置付け、およびその雇用実態と、「新集配システム」実施の段階である現在の郵便事業における非常勤職員(ゆうメイト)の位置付けと雇用実態について、相違があると考えられるが、それらを明らかにしたい。

四 来年に予定されている「郵政公社」の発足にともない「非常勤職員任用規程」を抜本的に改定する予定があるのか。

内閣衆質一五四第六三号
平成十四年六月四日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員保坂展人君提出郵便事業における非常勤職員の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号 議長 報告

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出郵便事業における非常勤職員の雇用に関する質問に対する
答 弁 書

一 について

郵政事業非常勤職員任用規程(平成十二年六月一日公達第二十七号)第二条第三号に定める非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の退職をめぐる訴訟について、現時点において係争しているものの係属裁判所、事件番号、事件名、請求の内容、被告等の主張等は別表のとおりである。

二 について

非常勤職員を含む郵政事業に従事する職員については、国営企業等に勤務する職員の職務と責任の特殊性に基づき、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。以下「国公法」という。)の特例として定められた国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。以下「国労法」という。)第三十七条第一項の規定により、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。)が適用されることになっており、労基法第九条に規定する労働者に該当する。

なお、郵便事業に従事する職員の任免、分限・懲戒等については、国労法第三十七条第一項がこれらに関する国公法の適用を除外していないことから、国公法の関係規定が適用される。

また、非常勤職員のうち、その勤務期間が一定の期間を超えるなど一定の要件を満たす者については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十

五号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)に規定する被保険者に該当する。

なお、非常勤職員については、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)は適用されないが、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)が適用される。

三 について

旧郵政省非常勤職員任用規程(昭和三十五年九月二十六日公達第五十二号)第二条第六号に定める臨時雇は、「臨時的繁忙、職員の一時的欠務等の場合」において、通常の事務を処理するために二月以内(季節的に雇用するものにあつては四月以内)において任命権者が定める期間を予定雇用期間として日々雇用されるものであった。

旧郵政省非常勤職員任用規程は、公務の能率的運営を図るため、昭和六十二年及び平成二年の改正を経て、平成十二年に全部改正され、現行の郵便事業非常勤職員任用規程が施行されるに至っている。現在の非常勤職員は、右の場合に限らず、通常の事務を処理するために「発令日の属する会計年度の範囲内において任命権者が定める期間」を予定雇用期間として日々雇用されるものである。

また、昭和三十五年当時の非常勤職員の雇用実態について把握することは困難であるが、平成十二年六月七日時点の調査における非常勤職員の人数は約十万人、それらの非常勤職員の同日の平均勤務時間は五・四時間、平均経過年数は四年となっている。

四 について

郵政公社が設立された場合の同公社における非常勤職員の任用等に係る規則については、同公社において定めるべきものと考ええる。

別表

係属裁判所	事件番号・事件名 (提訴年月日)	原告等	被告等	請求の内容	被告等の主張	下級審の結果
最高裁判所	平成十四年(ネオ)第二十一号 平成十四年(ネオ)第十八号 地位確認等請求事件 (提訴年月日) 平成九年十月二十日	上告人 元札幌西郵便局 非常勤職員	被上告人 国	予定雇用期間満了により退職となった非常勤職員が、主位的請求として①非常勤職員の地位にあることの確認、②未払賃金の支払、予備的請求として長期雇用の期待を侵害されたことと退職前に辞職の申出をしていないにもかかわらず辞職承認処分がされ審査請求を余儀なくされたことに対する慰謝料の支払を求めている事件	上告人は平成七年九月二十六日に札幌西郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成八年九月二十八日に予定雇用期間満了により退職したもの。 なお、予定雇用期間を延長しなかった理由は、上告人が退職について「考えます」と述べたことを受けて他の非常勤職員の雇用を予定していたため。	一審札幌地裁 (平成十二年八月二十九日) 請求棄却 二審札幌高裁 (平成十四年四月十一日) 請求一部認容 辞職承認処分に関して慰謝料十万円及び弁護士費用三万円を認容
横浜地方裁判所	平成十一年(ワ)第四千七百六十六号 損害賠償請求事件 (提訴年月日) 平成十一年十二月二十七日	元青葉台郵便局 (神奈川県)非常勤職員(三名) 被告等の主張においてA、B、Cと略)	国	予定雇用期間満了により退職となった非常勤職員らが、①長期雇用の期待を侵害されたこと、②雇止め合理性がなく裁量権の濫用・逸脱があること③人格権を侵害されたことなどに対する慰謝料等の支払を求めている事件	Aは昭和五十九年八月三十日、Bは平成元年十二月一日、Cは平成二年九月一日に青葉台郵便局に採用された以降再採用を繰り返され、平成十年十一月三十日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかった理由は、郵便の新型区分機が配備されたことにより原告らの雇用時間帯の業務量が大幅に減少したため。	
横浜地方裁判所	平成十三年(行ウ)第九号 雇用契約関係確認等請求事件 (提訴年月日) 平成十三年一月二十五日	元横浜港郵便局 非常勤職員	国	予定雇用期間満了により退職となった非常勤職員が、主位的請求として①雇用契約上の権利を有することの確認、②未払賃金の支払、予備的請求として長期雇用の期待権侵害、管理職員による労働条件に関する説明義務違反及び使用者による安全配慮義務違反に対する慰謝料の支払を求めている事件	原告は、平成九年四月二十四日に横浜港郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成十一年六月三十日に予定雇用期間満了により退職したもの。 なお、予定雇用期間を延長しなかった理由は、勤務時間中に雑談が多いこと及び遅刻が多いため。	

大阪簡易裁判所	平成十四年(ハ)第七万五千五号 損害賠償請求事件 (提訴年月日) 平成十四年二月十三日	元大阪小包郵便局非常勤職員	国	予定雇用期間満了により退職となった非常勤職員が、長期雇用として採用されたにもかかわらず、短期で解雇されたとして損害賠償を求めている事件	原告は、平成十三年三月二十六日に大阪小包郵便局に採用された後、同年七月三十一日に予定雇用期間満了により退職したもの。 なお、予定雇用期間を延長しなかった理由は、勤務能率が低かったため。
岡山地方裁判所	平成十二年(ウ)第千百九十二号 地位確認等請求事件 (提訴年月日) 平成十二年十一月三十日	元岡山中央郵便局非常勤職員	国	予定雇用期間満了により退職となった非常勤職員が、主位的請求として労働契約上の従業員たる地位を有することの確認、予備的請求として①非常勤職員たる地位にあることの確認、②長期雇用の期待権侵害及び管理職員の不誠実かつ違法な行為に対する慰謝料の支払を求めている事件	原告は、平成九年十月二十七日に岡山中央郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成十二年七月二十九日に予定雇用期間満了により退職したもの。 なお、予定雇用期間を延長しなかった理由は、苦情申告がなされたこと及び遅刻が多いため。
徳島地方裁判所	平成十二年(ワ)第百七十五号 賃金未払請求事件 (提訴年月日) 平成十二年六月二十一日	元徳島西郵便局非常勤職員	国	予定雇用期間の途中で退職となった非常勤職員が、主位的請求として未払賃金の支払、予備的請求として予定雇用期間内に退職とされたことが原告の期待権を侵害したものであるとして未払賃金相当額の損害賠償の支払を求めている事件	原告は、平成九年二月十二日に徳島西郵便局に採用された以降、予定雇用期間を平成十二年三月三十日として再採用されていたが、原告の勤務態度が不良であったため、また、予算事情により、任期を更新しないこととし、平成十一年八月二十六日、原告に対し、同年九月三十日をもって任用を終了する旨通知し、同日をもって退職したもの。

平成十四年五月二十一日提出
質問 第七三三号
有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問主意書

提出者 川田 悦子

有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問主意書
「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(以下、法案は、第二条第五号に日本赤十字社(以下、日赤)を指定公共機関に指定している。福田

康夫内閣官房長官は去る五月一六日、指定公共機関の対象についての政府見解を示し「指定公共機関について」と題する文書で「自然災害の場合と武力攻撃事態とは、講ずべき措置の内容は異なるが、災害対策基本法の指定公共機関を参考にしつつ、指定の対象とする公共機関に指定する考えで

ある」としている。
これらの動きに対して日赤現場において、アメリカの起こす戦争に協力して、医療班をだすとしたら、第二次世界大戦での日赤の従軍看護婦たちの悲惨な体験を再び繰り返すことになるのではないか、赤十字の中立は守られるのか、といった懸

念する声が出ている。

日赤は、全日本赤十字労働組合連合会の質問に対し、今まで、海外での医療支援の考えを「赤十字の諸条約および赤十字国際会議（一九六五年）で決定された諸原則に則り、日赤として必要な対応をおこなう」と答えている。

しかるに赤十字の基本原則（以下、基本原則）とは、「人道」「公平」「中立」「独立」「奉仕」「単一」「世界性」の七原則であり、その活動は「赤十字の基本原則」に基づき、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国赤十字・赤新月社（各国赤十字社）の相互の協力体制の下に実施されている。

そこで有事法制における日赤の役割について、以下、質問する。

一 基本原則の「独立」は、「各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるように、その自主性を保たなければならない」と規定している。そして日本赤十字社は、第三条（自主性の尊重）に、その「特性にかんがみ、この自主性は、尊重されなければならない」としている。武力攻撃事態法にそって指定公共機関に指定され活動することによって日赤の「自主性」が損なわれる危惧を、禁じえない。「自主性」の「尊重」は、どのように担保されるか。明らかにされた。

二 基本原則の「中立」は、「すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時にずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない」ことであり、「公平」は「国籍、人種、宗教、社会的地位

または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もいつも急を要する困苦をまっさきに扱う」とである。と、それぞれ規定されている。法案は、第三条第五項で「武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにならなければならない」としている。

これでは日赤の「中立」、「公平」の原則と矛盾するのではないか。見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五四第七号

平成十四年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川田悦子君提出有事立法における日本赤十字社の役割に関する質問に対する答弁書

一及び二について

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（以下「法案」という。）第二条第五号は、公共的機関として日本赤十字社等を例示しているが、同号に定める指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）は、今後政令で指定されるものに限られる。また、法案が成立した場合には、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対

処措置の具体的な内容については、その後に整備される個別の法制において定められることとなる。

日本赤十字社については、日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第一条において、「赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任务を達成することを目的とする」とされ、また、同法第三条において「その自主性は、尊重されなければならない」とされている。また、赤十字国際会議で決議された国際赤十字・赤新月運動の基本原則においては、赤十字の公平、中立、独立等の原則が定められているところである。

このため、仮に、日本赤十字社が指定公共機関に指定されるとしても、その自主性、公平性及び中立性は尊重されなければならないものであって、今後の個別の法制の整備やその運用に当たって、このことに配慮することは当然であると考えている。

なお、法案第三条第五項は、武力攻撃事態への対処に係る基本理念を定めたものであり、直ちに、個々の指定公共機関に具体的な義務を課するものではない。

平成十四年五月二十四日提出
質 問 第 七 五 号

日本郵政公社法案外三法案に関する質問主意書

提出者 玄葉光一郎

日本郵政公社法案外三法案に関する質問主意書
平成十四年五月二十一日（火）衆議院本会議にお

ける「日本郵政公社法案外三法案」に関する質疑の中で、民主党荒井聰衆議院議員の質問に対し、小泉総理大臣より、「本法案により郵便事業へ民間が参入できることになる」ということは、私としては、民間化に向けた一里塚であると考えております。」との答弁があった。

これについて、以下質問する。

（一） 同答弁にて「私としては」とあるのは、憲法第六十六条に規定される「内閣の首長たる内閣総理大臣」としての弁であるのか否か、明らかにされたい。また、同答弁は政府の統一見解であるのか否か、明らかにされたい。

（二） 同答弁における「一里塚」という意味は、同法案の成立後、郵政三事業民営化のための更なる法整備を考えているということであるのかどうか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第七号

平成十四年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員玄葉光一郎君提出日本郵政公社法案外三法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玄葉光一郎君提出日本郵政公社法案外三法案に関する質問に対する答弁書
（一）について
御指摘の平成十四年五月二十一日の衆議院本

会議における「私としては、民営化に向けた一里塚であると考えております。」との小泉内閣総理大臣の答弁は、政府として郵政三事業の民営化を決めたということを示したものでなく、郵政三事業についての、政治家としてのかねてからの持論を述べたものである。

るいは、ダイレクトメールの一部が信書に該当すると解する場合は、その範囲はどこまでであるのか。右質問する。

平成十四年五月二十四日提出
質問 第七七号
郵便貯金・簡易保険の規模等に関する質問主意書
提出者 玄葉光一郎

衆議院議員玄葉光一郎君提出郵便貯金・簡易保険の規模等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員玄葉光一郎君提出郵便貯金・簡易保険の規模等に関する質問に対する答弁書

政府としては、日本郵政公社法案外三法案の成立後における、郵政三事業民営化のための更なる法整備を決めたという事実はない。

内閣衆質一五四第七六号
平成十四年六月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員玄葉光一郎君提出民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十四年五月二十一日(火)衆議院本会議における「日本郵政公社法案外三法案」に関する質疑の中で、民主党荒井聰衆議院議員の質問に対し、小泉総理大臣より、「財政投融資制度を含めた抜本的な改革につなげていきたいと思っております。」との答弁があった。

公社化後の郵便貯金・簡易保険の在り方については、引き続き「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において検討を進めることとしている。また、財政投融資制度については、平成十三年度から、郵便貯金等の資金運用部への預託の廃止等を柱とする改革が実施されたところであり、今後とも、官民の役割分担を見直し、特殊法人等改革、財政投融資改革等を進めることとしている。

平成十四年五月二十四日提出
質問 第七六号

〔別紙〕
衆議院議員玄葉光一郎君提出民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問に対する答弁書

これに関連して、以下質問する。
郵便貯金・簡易保険の規模は過大であるとの見解を有しているか否か、明らかにされたい。過大ではないとの見解を有している場合について、郵便貯金・簡易保険の資金規模の見直しなくして、如何なる「財政投融資制度を含めた抜本的な改革」を行うつもりなのか、明らかにされたい。また、過大な規模であるとの見解を有している場合について、どのような改善策を講じるつもりか明らかにされたい。更に、関連して、郵便貯金の預入限度額引き下げを検討しているか否か、時期・具体的な金額も含めて、明らかにされたい。

平成十四年五月二十四日提出
質問 第七九号
前オランダ大使の出国状況に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問主意書
提出者 玄葉光一郎

「信書」について、民間事業者による信書の送達に関する法律案においては、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の郵便法における「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。」との信書の定義を引用し、規定しているところである。

ダイレクトメールと称されるものの中には多種多様なものがあることから、これらが信書に該当するか否かの判断は、この定義に照らして行われることとなる。なお、この判断は、政府において作成することとしているガイドラインによって容易に行うことができるようになるものと考えている。

前オランダ大使の出国状況に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

民間事業者による信書の送達に関する法律案についての質問主意書
提出者 玄葉光一郎

「信書」について、民間事業者による信書の送達に関する法律案においては、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の郵便法における「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。」との信書の定義を引用し、規定しているところである。

ダイレクトメールと称されるものの中には多種多様なものがあることから、これらが信書に該当するか否かの判断は、この定義に照らして行われることとなる。なお、この判断は、政府において作成することとしているガイドラインによって容易に行うことができるようになるものと考えている。

前オランダ大使の出国状況に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

平成十四年五月二十一日(火)衆議院本会議における「民間事業者による信書の送達に関する法律案」についての質疑の中で、民主党荒井聰衆議院議員の質問に対し、片山総務大臣より「具体的に信書の範囲をどうするかは、今後、ガイドラインを決めたい」、更に「この点については時間を貸して頂きたい」との答弁があった。

「信書」について、民間事業者による信書の送達に関する法律案においては、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の郵便法における「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。」との信書の定義を引用し、規定しているところである。

ダイレクトメールと称されるものの中には多種多様なものがあることから、これらが信書に該当するか否かの判断は、この定義に照らして行われることとなる。なお、この判断は、政府において作成することとしているガイドラインによって容易に行うことができるようになるものと考えている。

前オランダ大使の出国状況に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

「民間事業者による信書の送達に関する法律案」の審議を行うのは極めて困難である。

「民間事業者による信書の送達に関する法律案」の審議を行うのは極めて困難である。

ダイレクトメールは信書に該当するか否か。あ

次前項について、外務省及び出入国管理を所管する法務省はその事実を掴んでいないのか。

ダイレクトメールは信書に該当するか否か。あ

次前項について、外務省及び出入国管理を所管する法務省はその事実を掴んでいないのか。

次前項について、外務省及び出入国管理を所管する法務省はその事実を掴んでいないのか。

次前項について、外務省及び出入国管理を所管する法務省はその事実を掴んでいないのか。

三 東郷前大使の使用しているパスポートは、外交官旅券か、一般旅券か。またその有効期限はいつからいつまでか。

四 右の質問については、五月二十三日の衆議院予算委員会の集中審議においても再三にわたり、質問された事項である。外務省退職後は一人であり、退職後の東郷前大使の行状等について追跡調査等はないという趣旨を川口外務大臣は終始答弁で繰り返していたが、二〇〇〇年四月にイスラエルで開かれた国際学会への参加者の派遣費用を、国際機関の「支援委員会」に不正にねん出させ、損害を与えた疑いで東京地検特捜部は、外務省の佐藤優・前国際情報局主任分析官(現・外交史料館課長補佐)らに対し、背任容疑で検挙した直後であり、当時の直属の上司である欧亜局長の役職にいた東郷前大使についても、当然、東京地検特捜部が事情聴取に及ぶことは確実な情勢である。それにもかかわらず、外務省が東郷前大使の最近の行動を把握していないのは、国民への説明責任を放棄している、業務過怠といえるのではないか。また、出入国管理を所管する法務省においても、当該重要参考人ともいえる東郷前大使の出国に關し、あくまで個人情報であるとして国会の審議過程においても公にせず、情報を秘匿することは、どのような根拠に基づいて行なっているのか。

五 外務省は、これまでも事務次官や大使等の要職を経験した者については、在職中に得た知識と経験を一定期間拘束し、あるいは活用することが国益の点から必要であるとの認識から、退職後すぐに民間人として、自由な身分にするこ

となく、いったんは大臣官房付とし、または外務省関連の団体等に次の職務を提供する慣行があると聞いている。しかるに、東郷前欧亜局長だけは例外的に一人の立場を退職後すぐに与えたのは如何なる配慮があるのか。さらには、大使等の重要な役職を務めた元職員に対し、不測の事態に備え、退職後の元職員の社会的身分や所在を常に掌握しておく必要はないのか。な

している事実であっても、現段階においては、これらを公表することは適当ではないと考えている。

なお、東郷前大使は、既に外務省を退職し、公務員ではなくなっており、政府はその所在等を把握する立場にないことから、「外務省が東郷前大使の最近の行動を把握していないのは、国民への説明責任を放棄している、業務過怠といえる」との御指摘は当たらないと考える。

り、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十四年四月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(以下「条約」という。)の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関する所要の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文化財」とは、国内文化財及び条約の締約国である外国(以下「外国」という。)が条約第一条の規定に基づき指定した物件をいう。

2 この法律において「国内文化財」とは、条約第一条(a)から(k)までに掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第二十七条第一項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第五十六条の十第二項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財

内閣衆質一五四第七九号
平成十四年六月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員岩國哲人君提出前オランダ大使の出国状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岩國哲人君提出前オランダ大使の出国状況に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

東郷和彦前オランダ国駐劄特命全權大使(以下「東郷前大使」という。)から衆議院外務委員長に対し、海外で療養中である旨を記載した平成十四年五月十三日付けの書簡が提出されていると承知している。また、東郷前大使の外交旅券は、同年四月二十六日に返納されている。

事実関係に関するその他のお尋ねに係る事項は、個人に関する情報であって国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条第一項の「秘密」に当たると考えられ、政府において承知

及び同法第六十九条第一項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいう。

(特定外国文化財)

第三条 外務大臣は、外国から、条約第七条(b)(i)に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により外務大臣から通知を受けたときは、当該通知に係る文化財を、文部科学省令で定めるところにより、特定外国文化財として指定する。

3 文部科学大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(輸入の承認)

第四条 特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(届出の公示等)

第五条 文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第三十三条(同法第五十六条の十二、第七十三条の二及び第七十五条で準用する場合を含む。)の規定による届出(亡失又は盗難に係るものに限る。)があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとする。

2 外務大臣は、前項の通知を受けたときは、その内容を遅滞なく外国に通知するものとする。

平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号

(特定外国文化財に係る善意取得の特則)

第六条 特定外国文化財の占有者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十二条の条件を具備している場合であっても、第三条第一項の盗難の被害者は、同法第九十三条の規定による回復の請求に加え、盗難の時から二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあっては、当該占有者に対してこれを回復することを求めることができる。ただし、当該特定外国文化財が本邦に輸入された後に第三条第二項の規定により指定されたものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければならない。(国民の理解を深める等のための措置)

第七条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定は、この法律の施行前に盗取された文化財については、適用しない。

3 第五条の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しない。

理 由

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁

止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、同条約の締約国から盗取された文化財の輸入を規制するとともに、当該文化財の原権利者の回復請求について善意取得の特則を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 この法律において「文化財」とは、国内文化財及び外国が条約第一条の規定に基づき指定した物件をいい、「国内文化財」とは、条約第一条に掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物をいうこと。

2 外務大臣は、外国から、条約第七条(b)(i)に規定する施設から盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとし、文部科学大臣は、その通知を受けたときは、経済産業大臣との協議を経て、文部科学省令で定めるところにより、特定外国文化財として指定するものとする。

3 特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられる

ものとする。

4 文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法に基づく亡失又は盗難に係る届出があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとし、外務大臣はその内容を遅滞なく外国に通知するものとする。

5 特定外国文化財の占有者が民法第九十二条の条件を具備している場合であっても、盗難の被害者は、同法第九十三条の規定による回復の請求に加え、盗難の時から二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあっては、占有者が支払った代価を弁償することにより、これを回復することを求めることができるものとする。

6 国は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないものとする。

7 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとし、2及び4の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しないものとする。

二 議案の可決理由

本案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日

文部科学委員長 河村 建夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

文化財保護法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年四月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の十三第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれを輸出し」及び「又は輸出し」を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は輸出」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十六条の十三の二 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第六六条の次に次の一条を加える。

第六六条の二 第五十六条の十三の二の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けなくて重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理由

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため、所要の改正を行うもので、その内容は次のとおりである。

1 重要有形民俗文化財の輸出について許可を要するものとする。

2 許可を受けなくて重要有形民俗文化財を輸出した者の罰則を定めること。

3 この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保するため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日

文部科学委員長 河村 建夫
衆議院議長 綿貫 民輔殿

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件

エネルギー憲章に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、エネルギー原料及びエネルギー産品の貿易並びにエネルギー分野における投資を促進すること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、エネルギー分野における経済的協力の強化に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

エネルギー憲章に関する条約

前文

この条約の締結国は、
千九百九十年十一月二十一日に署名された新たな欧州のためのパリ憲章を考慮し、
千九百九十年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章を

考慮し、

ヘーグ会議の結論文書のすべての署名国が、エネルギー憲章に関する条約及び議定書について誠実に交渉することにより、欧州エネルギー憲章の目的及び原則を追求すること並びに可能な限り速やかに相互の協力を実施し及び拡大することを約束したことを想起し、また、同憲章に含まれる約束を確実なかつ拘束力を有する国際的な法的基礎とすることを希望し、

欧州エネルギー憲章に定める原則を実施するために必要とされる構造的な枠組みを確立することを希望し、

エネルギー分野における投資及び貿易を自由化するための措置によって経済成長を促進するという欧州エネルギー憲章の提案する基本構想を実施することを希望し、

完全な内国民待遇及び最恵国待遇の付与を効果的に実施することを締結国が最も重視すること並びに投資を行うことについてこれらの待遇を与える約束を補足的な条約に従って実施することを確認し、

関税及び貿易に関する一般協定及びその関連文書並びにこの条約に定める国際貿易の漸進的な自由化という目的及び国際貿易における差別の回避という原則を考慮し、

エネルギー原料及びエネルギー産品並びに関連する機械、技術及びサービスの貿易に対する技術的、行政上その他の障害を漸進的に除去することを決意し、

関税及び貿易に関する一般協定の締結国でないこの条約の締結国であって、暫定的な貿易上の措置(自国の同協定への加盟を助けるものであり、

そのための準備を妨げないもの)をとることに關心を有するものによる同協定への今後の加盟に留意し、

関税及び貿易に関する一般協定及びその関連文書の締結国でもあるこの条約の締結国の権利及び義務に留意し、

合併、独占、反競争的行為及び支配的地位の濫用に関する競争上の規則を考慮し、

核兵器の不拡散に関する条約、原子力供給国のための指針及び核不拡散に関するその他の国際的な義務及び了解を考慮し、

エネルギーの最も効率的な探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び利用の必要性を認め、

気候変動に関する国際連合枠組条約、国境を越えて長距離に及ぶ大気汚染に関する条約及びその議定書並びにエネルギーに関係を有する環境分野の他の国際協定を想起し、

環境を保護するための措置(エネルギー施設の廃止及び廃棄物の処理を含む)を緊急にとる必要性並びに当該措置をとるための目標及び基準について国際的に緊急に合意する必要性が増大していることを認めて、

次のとおり協定した。

第一部 定義及び目的

第一条 定義

この条約において、

(1) 「憲章」とは、千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章をいう。当該結論文書への署名は、憲章への署名とみなす。

(2) 「締結国」とは、この条約に拘束されることに

同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(3) 「地域的な経済統合のための機関」とは、国によって構成される機関であって、この条約が規律する事項を含む特定の事項に關し当該国から権限当該特定の事項に關して、当該国に対して拘束力を有する決定を行う権限を含む)の委譲を受けたものをいう。

(4) 「エネルギー原料及びエネルギー産品」とは、関税協力理事会の統一システム及び欧州共同体の統合品目表に基づく品目であって、附属書E Mに掲げるものをいう。

(5) 「エネルギー分野における経済活動」とは、エネルギー原料及びエネルギー産品附属書NIに掲げるものを除く)の探査、採掘、精製、生産、貯蔵、陸上運送、輸送、分配、貿易、マーケティング若しくは販売又は複数の施設への熱供給についての経済活動をいう。

(6) 「投資財産」とは、投資家によって直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 有体財産及び無体財産、動産及び不動産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権等の財産権

(b) 会社若しくは企業、株式、出資その他の形態による会社若しくは企業の持分又は会社若しくは企業の債券及び他の負債

(c) 金銭債権及び経済的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって、投資財産に關連するもの

(d) 知的所有権

(e) 収益

(f) エネルギー分野における経済活動を行う権利であって、法律若しくは契約又は法律に基づいて付与された免許及び許可によって与えられたもの

投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。「投資財産」には、すべての投資財産を含み、投資を行った投資家の属する締結国についてこの条約が効力を生ずる日及び自国の地域において投資が行われる締結国についてこの条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日(以下「有効となる日」という)に存在しているものであるか又は有効となる日の後に投資が行われるものであるかを問わない。もっとも、この条約は、有効となる日の後に当該投資に影響を及ぼす事項についてのみ適用する。

「投資財産」とは、エネルギー分野における経済活動に關連する投資財産及び締結国の地域内で行われる投資又は一連の投資であって、当該締結国が「憲章対象事業」として指定し、かつ、その旨を事務局に通報したものに係る投資財産をいう。

(7) 「投資家」とは、次のものをいう。

(a) 締結国に關しては、次の(i)の自然人及び(ii)の組織

(i) 当該締結国の関係法令に従い、当該締結国の市民権若しくは国籍を有し又は当該締結国に永住している自然人

(ii) 当該締結国において関係法令に従って組織された会社その他の組織

(b) 「第三国」に關しては、自然人又は会社その

他の組織であって、締結国に關する(a)の条件に必要な変更を加えたものを満たすもの

(8) 「投資を行う」又は「投資を行うこと」とは、新たな投資財産を形成すること、既存の投資財産の全部若しくは一部を取得すること又は投資財産に係る活動の異なる分野に移ることをいう。

(9) 「収益」とは、投資財産から生じ又は投資財産に關連する価値(支払の形態を問わない)をいい、特に、利益、配当、利子、資本利得、使用料、経営及び技術援助に係る手数料その他の手数料並びに現物による支払をいう。

(10) 「地域」とは、締結国である国に關しては、次のものをいう。

(a) 当該締結国の主権の下にある領域。領域には、領土、内水及び領海を含むことを了解する。

(b) 当該締結国が海洋に關する国際法に従って主権的権利及び管轄権を行使する海洋並びに海底及びその下

「地域」とは、締結国である地域的な経済統合のための機関に關しては、当該機関を設立する協定の規定に基づく当該機関の加盟国の地域をいう。

(11) (a) 「ガット」とは、「千九百四十七年のガット」若しくは「千九百九十四年のガット」又は適当な場合にはその双方をいう。

(b) 「千九百四十七年のガット」とは、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二期の終了の時に採択された最終議定書に附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に關する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたものをいう。

- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関を設立する協定附属書一 A に規定する関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたものをいう。
- 世界貿易機関を設立する協定の締約国は、千九百九十四年のガットの締約国とみなす。
- (d) 「関連文書」とは、場合に依り、次の(i)又は(ii)のものをいう。
- (i) 千九百九十七年のガットの枠組みの下で作成された協定、取極その他の法的文書(決定、宣言及び了解を含む。)がその後訂正され、改正され又は修正されたもの
- (ii) 世界貿易機関を設立する協定附属書一(千九百九十四年のガットを除く。)、附属書二、附属書三及び附属書四を含む。)並びに同協定に関連する決定、宣言及び了解がその後訂正され、改正され又は修正されたもの
- (12) 「知的所有権」には、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護を含む。
- (13) (a) 「エネルギー憲章に関する議定書」又は「議定書」とは、憲章会議が交渉を承認し、条約文を採択した条約であって、この条約の対象とされている活動の特定の分野又は憲章第三章に基づく協力の分野に関してこの条約の規定を補足し、拡大し又は拡充するために二以上の締約国が締結するものをいう。
- (b) 「エネルギー憲章に関する宣言」又は「宣言」とは、憲章会議が交渉を承認し、宣言文を採択した拘束力を有しない文書であって、この

- 条約の規定を補足するために二以上の締約国が参加するものをいう。
- (14) 「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引上広範に使用されている通貨をいう。
- 第二条 条約の目的
- この条約は、憲章の目的及び原則に従い、補完性及び相互の利益を基礎とし、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定する。
- 第二章 通商
- 第三条 国際市場
- 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産品について、商業的条件による国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力する。
- 第四条 ガット及び関連文書からの逸脱の禁止
- この条約のいかなる規定も、ガットの締約国である特定の締約国の間において、当該締約国の間に適用されているガット及び関連文書の規定を害するものではない。
- 第五条 貿易関連投資措置
- (1) 締約国は、ガット第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。ただし、この(1)の規定は、ガット及び関連文書並びにこの条約の第二十九条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (2) (1)に規定する措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な投資措置又は利益を得るために従うことが必

- 要な投資措置であって、次に掲げるものを含む。
- (a) 国内原産の産品又は国内供給源からの産品の企業による購入又は使用を要求するもの。
- 特定の産品、産品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれかを定めているかを問わない。
- (b) 輸入産品の企業による購入又は使用を当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量又は価額に関連する量に制限することを要求するもの
- (c) 企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を一般的に制限するか又は当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量若しくは価額に関連する量に制限するもの
- (d) 企業が利用することのできる外国為替を当該企業が帰せられる外国為替の流入に関連する量に制限することにより、当該企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を制限するもの
- (e) 産品の企業による輸出又は輸出のための販売を制限するもの。特定の産品、産品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれかを定めているかを問わない。
- (1)の規定は、輸出促進、対外援助、政府調達又は特惠的な関税若しくは割当てに関する制度の対象とするための条件として締約国が(2)(a)及び(3)に規定する貿易関連投資措置をとることを

- 妨げるものと解してはならない。
- (4) (1)の規定にかかわらず、締約国は、附属書 T R M の通報及び段階的撤廃に関する規定に従うことを条件として、この条約に署名する日の百八十年前まで実施していた貿易関連投資措置を一時的に維持することができる。
- 第六条 競争
- (1) 締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲及び競争における障害を緩和するよう努力する。
- (2) 締約国は、その管轄の下において、エネルギー分野における経済活動に関し、単独及び共同の反競争的行為に対処するために必要かつ適当な法令を有し及びこれを実施することを確保する。
- (3) 競争に関する規則の適用について経験を有する締約国は、他の締約国に対し、要請に応じ、かつ、現に有する能力の範囲内で、競争に関する規則の作成及び実施に関する技術援助を行うことについて十分な考慮を払う。
- (4) 締約国は、協議及び情報交換により、競争に関する規則の実施について協力することができる。
- (5) 締約国は、他の締約国の地域において行われた特定の反競争的行為がこの条に定める目的に關係する重要な利益に悪影響を及ぼしていると認める場合には、その旨を当該他の締約国に通報することができるものとし、また、当該他の締約国の競争当局が適当な執行措置をとるよう要請することができる。通報を行う締約国は、通報を受けた締約国が当該通報の対象である反競争的行為を識別するための十分な情報並びに

自国が提供することができる追加の情報及び協力についての申出を当該通報に含める。通報を受けた締約国又は場合に依り関係する競争当局は、通報を行った締約国の競争当局と協議することができるとし、また、当該通報において反競争的行為であると申し立てられた行為について執行措置をとるかとないかを決定するに当たり、当該通報を行った締約国の要請に十分な考慮を払う。通報を受けた締約国は、自国の又は関係する競争当局の決定を通報を行った締約国に通報するものとし、また、希望する場合には、当該通報を行った締約国に当該決定の根拠を通報することができ、通報を受けた締約国は、執行措置をとる場合には、通報を行った締約国に対し、当該措置の結果を通報し、及び可能な範囲内でその重要な進展についての中間報告を行う。

(6) この条のいかなる規定も、締約国に対し、情報、機密又は商業上の秘密の開示に関する自国の法令に反して情報の提供を求めるものではない。

(7) この条約において、この条の規定の実施又は解釈に関して生ずる紛争を解決するための手段は、この条の(5)及び第二十七条(1)に定める手続のみとする。

第七条 通過

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を促進するために必要な措置をとる。当該措置をとるに当たっては、通過の自由の原則に沿うものとし、また、当該エネルギー原料及びエネルギー製品について、出発地、仕向地若しくは所有による差別又は当該差別に基づく

価格上の差別を設けてはならず、不合理に遅延させてはならず、また、不合理な制限又は課徴金を課してはならない。

(2) 締約国は、関係する団体が次のことについて協力するよう奨励する。

(a) エネルギー原料及びエネルギー製品の通過に必要なエネルギー輸送設備の近代化
(b) 二以上の締約国の地域の利益となるエネルギー輸送設備の開発及び運用

(c) エネルギー原料及びエネルギー製品の供給が中断した場合の影響を緩和するための措置
(d) エネルギー輸送設備間相互の連結の促進

(3) 締約国は、現行の国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、エネルギー原料及びエネルギー製品の輸送並びにエネルギー輸送設備の使用に関する国内法令上、通過中のエネルギー原料及びエネルギー製品について、自国の地域から出発し又は自国の地域に仕向けられる同種のエネルギー原料及びエネルギー製品よりも不利でないように取り扱うことを約束する。

(4) エネルギー原料及びエネルギー製品をエネルギー輸送設備によって商業的条件で通過させることができない場合には、締約国は、(1)の規定に適合する関係法令に別段の定めがあるときを除くほか、新たな設備の設置について障害を設けてはならない。

(5) エネルギー原料及びエネルギー製品が自国の地域を通過する締約国は、関係する他の締約国に対し、次の(a)又は(b)に規定することを行うことが自国のエネルギー体系の安定性又は効率(供給の安定性を含む)を損なうことを示す場合には、これらのことを行う義務を負わない。

(a) エネルギー輸送設備の建設又は改修を許可すること。

(b) 既存のエネルギー輸送設備による新規の又は追加的な通過を許可すること。

締約国は、(6)及び(7)の規定に従い、エネルギー原料及びエネルギー製品の既存の流れであつて、他の締約国の地域へのもの、他の締約国の地域からのもの又は他の締約国の地域の間のものを維持することを確保する。

(6) エネルギー原料及びエネルギー製品が自国の地域を通過する締約国は、その通過に係る事項について紛争が生じた場合には、(7)に定める紛争解決手続が終了する前に、エネルギー原料又はエネルギー製品の既存の流れを中断し若しくは減少させてはならず、自国の管理の下にある団体が当該流れを中断し若しくは減少させることを許可してはならず又は自国の管轄の下にある団体に対し、当該流れを中断し若しくは減少させることを要求してはならない。ただし、このような中断又は減少が当該通過を規律する契約その他の合意において明示的に規定され又は調停人の決定に従つて許可される場合は、この限りでない。

(7) (6)に規定する紛争については、次の規定を適用する。ただし、紛争当事者である締約国の間又は(6)に規定する団体と紛争当事者である他の締約国の団体との間においてあらかじめ合意された関連する契約上又は他の紛争解決における救済手段をすべて尽くすことを条件とする。

(a) 紛争当事者である締約国は、紛争事項の概要を通報することにより、当該紛争を事務局長に付託することができる。事務局長は、その付託をすべての締約国に通報する。

(b) 事務局長は、(a)に規定する通報の受領の後三十日以内に、紛争当事者及び関係する他の締約国と協議の上、調停人を任命する。この調停人は、紛争の対象となる事項について経験を有する者であり、かつ、紛争当事者である締約国又は関係する他の締約国の国民又は市民ではなく、並びに当該締約国及び当該他の締約国に永住していない者とする。

(c) 調停人は、紛争当事者の間で紛争解決の合意又は紛争解決のための手続に関する合意が得られるよう努力する。調停人は、その任命の後九十日以内にこれらの合意が得られない場合には、紛争の解決策又は紛争解決のための手続を勧告するものとし、また、自己の定めた日から紛争が解決されるまでの間に通過に関して遵守すべき暫定的な料金及び他の条件を決定する。

(d) 締約国は、調停人の決定の後十二箇月後の日又は紛争が解決された日のいずれか早い日まで、料金及び条件に関する(c)に規定する暫定的な決定を遵守すること及び自国の管理又は管轄の下にある団体に当該決定を遵守させることを確保することを約束する。

(e) 事務局長は、(b)の規定にかかわらず、紛争が既に(a)から(d)までに定める紛争解決手続の対象となっており又は対象となつていた通過に関するものであると判断し、かつ、当該手続によって当該紛争が解決されていない場合には、調停人の任命を行わないことを選択することができる。

(f) 憲章会議は、調停の実施及び調停人の報酬

に関する標準的な規則を採択する。

(8) この条のいかなる規定も、海底電線及び海底パイプラインに関する規則を含む国際法(国際慣習法又は現行の二国間若しくは多数国間の協定を含む。)に基づき有する締約国の権利を害し及び当該国際法に基づき負う締約国の義務を免れさせるものではない。

(9) この条の規定は、通過のために使用される特定の種類のエネルギー輸送設備を有しない締約国に対し、当該種類のエネルギー輸送設備についてこの条の規定に基づく措置をとる義務を負わせるものであると解してはならない。ただし、当該締約国は、(4)の規定に従う義務を負う。

(10) この条の規定の適用上、

(a) 「通過」とは、次のいずれかをいう。

(i) 他国の地域から出発して第三国の地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー製品の輸送であって、締約国の地域を通過するもの又は積み込み若しくは積卸しのため締約国の地域内の港湾施設に仕向けられるもの若しくは当該施設から出発するもの。ただし、当該他国又は当該第三国のいずれか一方が締約国である場合に限る。

(ii) 他の締約国の地域から出発して当該他の締約国の地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー製品の輸送であって締約国の地域を通過するもの。ただし、関係する二の締約国が別段の決定を行い、附属書Nに共同で登録することによって当該決定を記載している場合を除く。当該一の締約国は、書面による共同の通告を事務局に送

付することによって同附属書からその記載を削除することができる。事務局は、当該通告を他のすべての締約国に送付する。その削除は、当該通告の後四週間有効力を生ずる。

(b) 「エネルギー輸送設備」は、高圧ガス輸送パイプライン、高圧送電網、高圧送電線、原油輸送パイプライン、石炭スラリーパイプライン、石油製品パイプライン並びにエネルギー原料及びエネルギー製品を特に取り扱うためのその他の固定の設備から成る。

第八条 技術の移転

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の効率的な貿易を支援し、並びに投資財産に係る支援を行い、並びに憲章の目的を実施するため、自国の法令に従うこと及び知的所有権を保護することを条件として、商業的なかつ無差別の原則に基づいてエネルギーに関する技術の取得の機会を提供及び当該技術の移転を促進することを合意する。

(2) このため、締約国は、(1)の規定を実施するために必要に限りにおいて、エネルギー原料及びエネルギー製品並びに関連する機材及びサービスの分野における技術の移転に対する既存の障害を撤廃するものとし、また、当該移転に対する新たな障害を設けてはならない。ただし、核不拡散その他の国際的な義務に従うものとする。

第九条 資本を利用する機会

(1) 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のために資金供与を行うための資本の交流を促進するに当たり、また、他の締約国

(特に、移行経済締約国)の地域においてエネルギー分野における経済活動について投資を行い及び当該経済活動における投資財産に関して支援を行うため、資本市場が開放されていることが重要であることを認める。したがって、締約国は、他の締約国の会社又は国民に対し、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与並びに当該他の締約国の地域におけるエネルギー分野における経済活動に関する投資財産のため、同様の状況にある自国の会社若しくは国民又は他の締約国若しくは第三国の会社若しくは国民に与える条件のうち最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進するよう努力する。

(2) 締約国は、貿易又は対外投資を促進するため、公的な貸付け、贈与、保証又は保険を利用する機会を与える制度を採用し又は維持することができ。締約国は、他の締約国のエネルギー分野における経済活動に関する投資財産又は他の締約国との間におけるエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与のため、当該制度の目的、制約及び基準(当該制度に基づく便益の申請者の業務の場所又は当該便益を利用して提供される物品若しくはサービスの提供の場所に係るものを含む。)に従い、当該便益を利用可能なものとする。

(3) 締約国は、自国の経済の安定性及び投資環境を改善するためエネルギー分野における経済活動に関する計画を実施するに当たり、適当な場合には、関係する国際金融機関の業務を奨励し及び当該機関が有する専門的知識を利用するよう努力する。

(4) この条の規定は、次のことを妨げるものではない。

(a) 金融機関が市場原理及び信用秩序の維持のための考慮に基づいて通常の態様で貸付け又は引受けを行うこと。

(b) 締約国が次の措置をとること。

(i) 信用秩序の維持のための措置 投資家、消費者、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者の保護を含む。

(ii) 金融体系及び資本市場の健全性及び安定性を確保するための措置

第三部 投資の促進及び保護

第十条 投資の促進、保護及び待遇

(1) 締約国は、この条約に従い、自国の地域内において他の締約国の投資家が投資を行うための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を醸成する。この条件には、他の締約国の投資家の投資財産に対し、常に公正かつ衡平な待遇を与えるという約束を含む。また、この投資財産は、不断の保護及び保障を享受するものとし、締約国は、不当な又は差別的な措置により、この投資財産の経営、維持、使用、享受及び処分をいかなる意味においても阻害してはならない。この投資財産は、いかなる場合にも、国際法が要求する待遇(条約上の義務によるものを含む。)よりも不利でない待遇を与えられる。締約国は、他の締約国の投資家又は他の締約国の投資家の投資財産との間の契約上の義務を遵守する。

(2) 締約国は、自国の地域において投資を行うこ

とに關し、(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与えるよう努力する。 (3) この条の規定の適用上、「(3)に規定する待遇」とは、締約国が与える待遇であつて、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家に与えるもののうち最も有利なものよりも不利でないものをいう。 (4) 補足的な条約は、当該条約に定める条件に従い、当該条約の締約国に対し、自国の地域において投資を行うことに關し、(3)に規定する待遇を当該条約の他の締約国の投資家に与えることを義務付ける。当該条約は、この条約に署名し又は加入した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放される。当該条約のための交渉は、千九百九十八年一月一日までに終了させるため、千九百九十五年一月一日までに開始する。	(5) 締約国は、自国の地域において投資を行うことに關し、次のことを行うよう努力する。 (a) (3)に規定する待遇に対する例外を最小限度のものとする。 (b) 他の締約国の投資家に影響を与える既存の制限を漸進的に除去すること。 (6) (a) 締約国は、事務局を通じて、自国の地域において投資を行うことに關し、(3)に規定する待遇について新たな例外を導入しない意思を有する旨を憲章會議に対していつでも自発的に宣言することができる。 (b) 締約国は、さらに、自国の地域においてエネルギー分野における経済活動の全部又は一部に投資を行うことに關し、(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与えることをいつ	でも自発的に約束することができる。その約束は、事務局に通報され及び附属書V Cに登録されるものとし、この条約の下で拘束力を有する。 (7) 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に關連する活動(特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分)に対し、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に關連する活動(特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分)に対して与える待遇のうち最も有利なものよりも不利でないものを与える。 (8) エネルギー分野の技術の研究開発を目的として締約国が補助金その他の資金援助を提供し又は契約を締結する制度に關して(7)の規定を適用する方法については、(4)に規定する補足的な条約において定める。締約国は、事務局を通じて、この(8)に規定する制度を適用する方法について憲章會議に常時通報する。 (9) この条約に署名し又は加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約に署名し又は加入書を寄託する日に、次のいずれかに關係するすべての法令その他の措置を要約した報告書を事務局に提出する。 (a) (2)の規定に対する例外 (b) (8)に規定する制度 締約国は、事務局に対して修正を速やかに提出することにより、自国の報告書を常時最新のものとする。 憲章會議は、これらの報告書を定期的に検討する。	平成十四年六月六日 衆議院會議録第四十号 エネルギー憲章に關する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
(a)の規定に關し、当該報告書は、エネルギー分野のうち、締約国が(3)に規定する待遇を他の締約国の投資家に与える部分を指定することができる。 (b)の規定に關し、憲章會議は、当該制度が競争及び投資財産に及ぼす影響を検討することができ、 (10) この条の他の規定にかかわらず、(3)に規定する待遇及び(7)に規定する待遇は、知的所有権の保護については、適用しない。知的所有権の保護に關する待遇は、知的所有権の保護に關し適用のある国際協定であつてこの条約の各締約国が締約国であるものの關連規定に定めるところによる。	(11) 第二十六条の規定の適用上、締約国は、他の締約国の投資家の既存の投資財産について第五条(1)及び(2)に規定する貿易關連投資措置をとる場合には、同条(3)及び(4)の規定を適用することとを条件として、この部に基づく義務に違反したものとみなす。 (12) 締約国は、投資財産、投資に關する合意及び投資の許可に關し、自国の国内法令が請求権の主張及び権利の行使のための効果的な手段を定めることを確保する。	第十一條 重要職員 (1) 締約国は、他の締約国の投資家及び当該投資家又はその投資財産によつて雇用された重要職員が、關連する投資財産の形成、發展、経営、維持、使用、享受又は処分に關する活動(助言又は重要な技術上の役務の提供を含む。)を行うために自国の地域に入国し及び一時的に滞在することを要請する場合には、自然人の入国、滞在及び就労に關する自国の法令に従い、その要請を誠実に検討する。 (2) 締約国は、自国の地域において投資財産を有している他の締約国の投資家及び当該投資家の投資財産に対し、自己が選んだ重要職員を雇用することを当該重要職員の国籍又は市民権のいかんを問はず許可する。ただし、当該重要職員が既に当該締約国の地域に入国すること、滞在すること及び当該地域において就労することを許可されておき、かつ、その雇用が当該重要職員に与えられた許可の条件及び期限に適合していることを条件とする。	第十二條 損失の補償 (1) 次条の規定が適用される場合を除くほか、締約国の投資家であつて、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争、国家緊急事態、国内争乱その他これらに類する事態によつて当該地域における投資財産について損失を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に關し、当該他の締約国が当該投資家以外の投資家(当該他の締約国の投資家、当該他の締約国以外の締約国の投資家又は第三国の投資家のいずれであるかを問わない。)に与える待遇のうち最も有利なものを当該他の締約国から与えられる。 (2) (1)の規定を害することなく、締約国の投資家であつて他の締約国の地域において(1)に規定するいづれかの事態において次に掲げる行為により損失を被つたものは、いづれの場合においても、迅速、適当かつ効果的な原状回復、損害賠償又は補償が与えられる。 (a) 当該他の締約国の軍隊又は当局による投資

財産の全部又は一部の徵発

(b) 当該他の締約国の軍隊又は当局による投資財産の全部又は一部の破壊であつて当該事態において必要とはされなかったもの

第十三条 収用

(1) 締約国の投資家の他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果をも有する措置(以下「収用」という。)の対象としてはならない。ただし、収用が次のすべての条件を満たすものである場合は、この限りでない。

- (a) 公共の利益を目的とするものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 正当な法的手続に従つて行われるものであること。
- (d) 迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴うものであること。

補償の額は、収用される投資財産の公正な市場価格であつて、収用が行われた時又は投資財産の価格が影響を受けるような方法で差し迫った収用が公表された時の直前の時(以下「評価日」という。)におけるものをいう。

公正な市場価格は、投資家からの要請がある場合には、評価日における自由交換可能通貨の市場における為替相場に基づいて当該通貨をもつて表示する。補償には、市場において決定される商業的な利率による利子(収用が行われた日から支払の日までのもの)を含む。

(2) 影響を受けた投資家は、収用を行った締約国の法令に従ひ、当該締約国の司法当局その他の権限のあるかつ独立の当局により、自己の事案、自己の投資財産の評価及び補償の支払に関

し、(1)に規定される原則によつて迅速な審査を受ける権利を有する。

(3) 収用には、締約国が、自国の地域における企業又は会社の資産であつて他の締約国の投資家の投資財産を含む(当該他の締約国の投資家が株式を所有している場合を含む。)ものを収用することを含むことが確認される。

第十四条 投資財産に関連する移転

(1) 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証する。その移転には、次のものの移転を含む。

- (a) 当初の資本並びに投資財産の維持及び発展のための追加の資本
- (b) 収益
- (c) 契約に基づく支払(貸付契約に基づく元金の返済及び利子の支払を含む。)
- (d) 当該投資財産に関連して国外で雇用した職員その他の報酬であつて使用されてい

ないもの

(e) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入

(f) 紛争の解決から生ずる支払

(g) 前二条の規定に基づく損害賠償又は補償の支払

(2) (1)に規定する移転は、遅滞なく行われるものとし、かつ、現物としての収益である場合を除くほか、自由交換可能通貨によつて行われる。

(3) 移転は、移転される通貨の直物取引の市場における為替相場(当該移転の日のもの)によつて行われる。外国為替市場が存在しない場合には、換算率は、国内の投資に適用される最新の

換算率又は通貨を特別引出権に換算する際の最新の換算率のうち投資家にとって一層有利なものをを用いる。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、締約国は、自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することにより、債権者の権利を保護し又は証券の発行、交換及び取引に関する法令の遵守並びに民事裁判、行政裁判及び刑事裁判の判決の執行を確保することができる。

(5) (2)の規定にかかわらず、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国である締約国は、当該締約国の間で締結する協定において、当該締約国の通貨によつて支払手段の移転を行うことを定めることができる。ただし、当該協定上、当該締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産を当該協定を締結した締約国の投資家の投資財産又は第三国の投資家の投資財産よりも不利に取り扱つてはならない。

(6) (1)(b)の規定にかかわらず、締約国は、第二十九条(2)(a)又はガット及び関連文書の規定に基づき現物としての収益である製品の輸出又は輸出のための販売を制限し又は禁止することが認められる場合には、現物としての収益の移転を制限することができる。もっとも、締約国は、現物としての収益の移転であつて、自国と他の締約国の投資家又はその投資財産との間における投資に関する合意、投資の許可又は他の書面による合意において認め又は定めるものを許可する。

第十五条 代位

(1) 締約国又はその指定する機関(この条において「てん補をする者」という。)が、他の締約国

(この条において「投資受入国」という。)の地域における投資家(この条において「てん補を受ける者」という。)の投資財産に関して、損害のてん補に係る契約又は保証契約に基づいて支払を行う場合には、投資受入国は、次のことを認める。

(a) 当該投資財産に対するすべての権利及び請求権がてん補をする者に譲渡されること。

(b) 代位により、てん補をする者が当該投資財産に対するすべての権利を行使し及び当該投資財産に対して請求を行う権利を有すること。

(2) てん補をする者は、いかなる状況の下においても、次に掲げる待遇又は支払について、てん補を受ける者がこの条約に基づき関係する投資財産に関して受ける待遇又は支払と同一のものを受ける権利を有する。

(a) (1)に規定する譲渡によつて取得した権利及び請求権に関する待遇

(b) (a)に規定する権利及び請求権に基づく支払

(3) 締約国は、第二十六条に定める手続において、抗弁、反対請求若しくは相殺の権利として、又はその他の理由により、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償が保険契約又は保証契約に基づいて既に支払われた又は将来支払われる旨を主張してはならない。

第十六条 他の協定との関係

二以上の締約国が既に国際協定を締結しており又は将来国際協定を締結する場合において、当該協定の規定がこの部又は第五部の規定の対象である事項に関係を有するときは、

(1) 他の協定の規定が投資家又は投資財産にとって一層有利である場合には、この部又は第五部のいかなる規定も、当該他の協定の規定又はそれに関する紛争の解決のための権利であつて当該他の協定に基づくものを害するものと解してはならない。

(2) この部又は第五部の規定が投資家又は投資財産にとって一層有利である場合には、他の協定のいかなる規定も、この部又は第五部の規定又はこれらに関する紛争の解決のための権利であつてこの条約に基づくものを害するものと解してはならない。

第十七条 特定の状況におけるこの部の規定の不適用

締約国は、次のものに対してこの部の規定に基づく利益を否定する権利を留保する。

(1) 第三国の国民が所有し又は支配する法人であつて、当該法人が組織される締約国の地域において実質的な事業活動を行っていないもの

(2) 第三国の投資家の投資財産であつて、否定する締約国が次の条件のいずれかを満たすものであることを立証するもの

(a) 当該否定する締約国と当該第三国との間に外交関係がないこと。

(b) 当該否定する締約国が当該第三国について次の措置を採用し又は維持していること。

(i) 当該第三国の投資家との取引を禁止する措置

(ii) この部に規定する利益を当該第三国の投資家又はその投資財産に与える場合には侵害され又は回避されることとなる措置

第四部 雑則

第十八条 エネルギー資源に対する主権

(1) 締約国は、エネルギー資源に対する国の主権及び主権の権利を認める。締約国は、これらの主権及び主権の権利が国際法の規則に従つて、かつ、これを条件として行使されなければならないことを再確認する。

(2) この条約は、エネルギー資源へのアクセス並びに商業的な原則に基づく当該資源の探査及び開発を促進するという目的に影響を及ぼす場合を除くほか、エネルギー資源の所有に関する制度を規律する締約国の規則を何ら害するものではない。

(3) 各国は、特に次の権利を引き続き有する。

自国のエネルギー資源の探査及び開発のために利用可能な地理的區域を自国の地域において決定する権利

自国のエネルギー資源を回収する最適な方法及び当該資源を枯渇させ又は開発する速度を決定する権利

探査及び開発に基づいて支払われる租税、使用料その他の支払金について定め及びこれらを受領する権利

自国の地域におけるエネルギー資源の探査、開発及び再利用を環境上及び安全上の側面から規制する権利

自国のエネルギー資源の探査及び開発に参加する権利(特に、政府の直接的な参加により又は国家企業を通じて参加する権利)

(4) 締約国は、特に、公表された基準に基づいた差別的でない方法によってエネルギー資源の探査、開発又は採掘に係る許可、免許、特許及び

契約を割り当てることにより、エネルギー資源へのアクセスを容易にすることを約束する。

第十九条 環境上の側面

(1) 締約国は、持続可能な開発を達成するに当たり、自国が締約国である環境に関する国際協定に基づく自国の義務を考慮して、自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響(自国の地域内で生ずるものであるか自国の地域外で生ずるものであるかを問わない。)を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小にするよう努力する。この点に関し、締約国は、費用対効果の大きい方法で行動する。締約国は、自国の政策及び措置において、環境の悪化を防止又は最小にするための予防措置をとるよう努力する。締約国は、公共の利益に妥当な考慮を払いつつ、また、エネルギー・サイクルにおける投資財産又は国際貿易を歪めることなく、自国の地域における汚染者が、原則として、汚染(国境を越えるものを含む。)に係る費用を負担すべきことに合意する。このため、締約国は、次のことを行う。

(a) 自国のエネルギー政策の作成及び実施を通じて環境に考慮を払うこと。

(b) エネルギー・サイクルの全体にわたり、市場指向型の価格の形成並びに環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映を促進すること。

(c) 第三十四条(4)の規定に留意しつつ、締約国間において悪影響及びその除去のための費用に相連があることを考慮して、憲章の環境上の目的を達成するための協力及びエネルギー・サイクルに関する国際的な環境基準の分野における協力を奨励すること。

(d) エネルギー効率の向上、再生可能なエネルギー資源の開発及び利用、一層清浄な燃料の使用の促進並びに汚染を軽減する技術及び技術的手段の採用に特別な考慮を払うこと。

(e) 環境上適正かつ経済上効率的なエネルギー政策に関する情報並びに費用対効果の大きい慣行及び技術に関する情報を収集し、かつ、これらの情報を締約国間で共有することを促進すること。

(f) エネルギー体系が及ぼす環境上の影響、その体系による望ましくない環境上の影響の防止又は除去に関する範囲及び防止又は除去のための種々の措置に係る費用に関する啓発を促進すること。

(g) エネルギー効率が高くかつ環境上適正な技術、慣行及び方法であつてエネルギー・サイクルのあらゆる側面における有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で最小にするものについて協力すること。

(h) この(1)に規定する技術の移転及び普及のための良好な環境であつて知的所有権の十分かつ有効な保護に適合したものを整備すること。

(i) エネルギーに関係する投資計画であつて環境上重要なものが及ぼす環境上の影響を当該計画の早い段階において決定に先立ち透明性をもって評価し及びその後も当該影響を監視することを促進すること。

(j) 締約国による関係する環境計画及び基準並

びに当該環境計画及び基準の実施について、国際的に意識を向上させ及び情報交換を促進すること。

(k) 要請に応じ、かつ、利用可能な手段の範囲内で、締約国の適当な環境計画の作成及び実施に参加すること。

(2) この条の規定の適用又は解釈に関する紛争は、一又は二以上の締約国から要請がある場合には、当該紛争を審議するための制度が他の適当な国際的な場に存在しない限りにおいて、憲章会議が解決のために検討する。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 「エネルギー・サイクル」とは、エネルギーに関する一連の活動の全体をいい、各種のエネルギーの探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費に関連する活動、廃棄物の処理及び処分並びにこれらの活動の停止又は終了であつて有害な環境上の影響を最小にとどめるためのものを含む。

(b) 「環境上の影響」とは、ある一定の活動が環境(人の健康及び安全、動植物、土壌、空気、水、気候、景観並びに歴史的建造物その他の物理的構造物又はこれらの要素の間の相互作用を含む。)に及ぼすあらゆる影響をいう。「環境上の影響」には、これらの要素の変化が文化遺産又は社会経済状況に及ぼす影響を含む。

(c) 「エネルギー効率の向上」とは、生産に必要なエネルギーの量を減少させる一方で、生産における質又は性能を低下させることなく物品又はサービスの同一単位の生産を維持するように行動することを含む。

(d) 「費用対効果の大きい」とは、一定の目的を最小の費用によって達成すること又は一定の費用によって最大限の利益をもたらすことをいう。

第二十条 透明性

(1) 法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定であつてエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易に影響を及ぼすものは、第二十九条(2)(a)の規定に基づき、ガット及び関係する関連文書の透明性に関する規律の対象となる措置に含まれる。

(2) 締約国が実施する法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定並びに締約国の間で効力を有する協定であつて、(1)に規定する事項以外の事項(この条約の適用を受けるもの)に影響を及ぼすものも、締約国及び投資家が知ることでできるような方法によって速やかに公表する。この(2)の規定は、締約国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は投資家の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

(3) 締約国は、(1)及び(2)に規定する法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報提供を要請することができ、一又は二以上の照会所を指定し、その指定について速やかに事務局に通報する。事務局は、当該指定に関する情報を要請に応じて提供する。

第二十一条 課税

(1) この条に定める場合を除くほか、この条約のいかなる規定も、締約国の課税措置について権利を創設し又は義務を課するものではない。この条の規定とこの条約の他の規定とが抵触する

場合には、抵触する限りにおいて、この条の規定が優先する。

(2) 第七条(3)の規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。ただし、次のものについては、適用しない。

(a) (7)(a)(ii)に規定する条約、協定又は取極の租税に関する規定に基づいて締約国が与える利益

(b) 租税の効果的な徴収を確保することを目的とする課税措置。もっとも、締約国の当該措置が他の締約国の地域から出発し又は当該地域に仕向けられるエネルギー原料及びエネルギー製品について恣意的な差別をし又は第七条(3)の規定に基づいて与えられる利益について恣意的な制限をする場合を除く。

(3) 第十条(2)及び(7)の規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。ただし、これらの規定は、

(a) (7)(a)(ii)に規定する条約、協定若しくは取極の租税に関する規定に基づいて締約国が与える利益又は地域的な経済統合のための機関の加盟国としての地位から生ずる利益に関し、最恵国待遇を与える義務を課するようには適用しない。

(b) 租税の効果的な徴収を確保することを目的とする課税措置については、適用しない。もっとも、当該措置が他の締約国の投資家について恣意的な差別をし又はこの条約の投資に関する規定に基づいて与えられる利益について恣意的な制限をする場合を除く。

(4) 第二十九条(2)から(6)までの規定は、所得又は資産に対する課税措置以外の課税措置について適用する。

(5) 第十三条の規定は、租税について適用する。

(b) 第十三条の規定に関する問題が生じた場合において、当該問題が、租税が収用となるかならないか又は収用となると申し立てられた租税が差別的であるかないかに関連するときは、次の規定を適用する。

(i) 収用となると申し立てる投資家又は締約国は、当該租税が収用となるかならないか又は租税が差別的であるかないかの問題を関係する権限のある租税当局に付託する。投資家又は締約国がその付託を行うことができなかった場合には、第二十六条(2)(c)又は第二十七条(2)の規定に基づいて紛争の解決を要請された機関が関係する権限のある租税当局に付託する。

(ii) 権限のある租税当局は、付託された問題をその付託から六箇月以内に解決するよう努力する。無差別の問題が関係する場合に、権限のある租税当局は、関連する租税条約の無差別に関する規定を適用し、又は、当該租税に適用される関連する租税条約に無差別に関する規定がないとき若しくは関係締約国の間に効力を有する租税条約がないときは、経済協力開発機構の所得及び資産に対する租税の規程条約に定める無差別の原則を適用する。

(iii) 第二十六条(2)(c)又は第二十七条(2)の規定に基づいて紛争の解決を要請された機関は、租税が収用となるかならないかについて権限のある租税当局が出した結論を考慮

することができる。当該機関は、租税が差別的であるかないかについて権限のある租税当局が(b)(ii)に定める六箇月の期間内に出した結論を考慮する。当該機関は、また、権限のある租税当局が当該六箇月の期間の満了の後に出した結論を考慮することができる。

(iv) 権限のある租税当局が(b)(ii)に定める六箇月の期間の満了の日を超えて関与する場合には、いかなる場合にも、第二十六条及び第二十七条に定める手続に遅延をもたらしてはならない。

(6) 第十四条の規定は、締約国が源泉徴収その他の方法で租税を課し又は徴収する権利を制限するものではないことが確認される。

(7) この条の規定の適用上、

(a) 「課税措置」には、次のものを含む。

- (i) 締約国又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体の法令の租税に関する規定
- (ii) 締約国を拘束する二重課税の回避のための条約又は他の国際協定若しくは国際取極の租税に関する規定

(b) 所得若しくは資産の全部又は所得若しくは資産の要素に対するすべての租税(財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税又は実質的にこれらと類似の租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに資産の価額の上昇に対する租税を含む)は、所得又は資産に対する租税とみなされる。

(c) 「権限のある租税当局」とは、締約国の間で効力を有する二重課税の回避のための協定に

規定する権限のある当局又はこのような協定がない場合には租税について責任を有する閣僚若しくは省若しくは権限を与えられたそれらの代理者をいう。

(d) 「租税に関する規定」及び「租税」には、関税を含まないことが確認される。

第二十三条 国家企業及び特権を与えられた企業

(1) 締約国は、自国が維持し又は設立する国家企業が自国の地域における物品及びサービスの販売又は提供に関連する活動を第三部に定める締約国の義務に適合する方法で行うことを確保する。

(2) 締約国は、国家企業に対し、自国の地域における活動を第三部の規定以外の規定に基づく締約国の義務に適合しない方法で行うことを奨励し又は要求してはならない。

(3) 締約国は、団体を設立し又は維持し、及び当該団体に規制上、行政上その他の政府の権限を委任する場合には、当該団体が当該権限をこの条約に定める締約国の義務に適合する方法で行使することを確保する。

(4) 締約国は、排他的な又は特別の特権を与えた団体に對し、自国の地域における活動をこの条約に定める締約国の義務に適合しない方法で行うことを奨励し又は要求してはならない。

(5) この条の規定の適用上、「団体」には、企業、機関その他の組織又は個人を含む。

第二十三条 地方の機関による遵守

(1) 締約国は、この条約に基づき、この条約のすべての規定を遵守する完全な責任を有しており、また、自国の地域内の地域及び地方の政府

及び機関によるその遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。

(2) 第二部、この部及び第五部における紛争解決に関する規定は、締約国の地域内の地域又は地方の政府又は機関がとった措置であつて当該締約国によるこの条約の遵守に影響を及ぼすものについて適用することができる。

第二十四条 例外

(1) この条の規定は、第十二条、第十三条及び第二十九条の規定については、適用しない。

(2)(a) (1)に掲げる規定以外の規定は、締約国が(b)(i)及び(ii)に規定する措置を採用し又は実施することを妨げるものではない。

(b) 第三部の規定以外の規定は、締約国が次の(i)に規定する措置を採用し又は実施することを妨げるものではない。

(i) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(ii) 不可抗力によって生ずる供給の不足という状況においてエネルギー原料及びエネルギー製品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、当該措置が次の原則に合致する場合に限る。

- (A) すべての他の締約国が、当該エネルギー原料及びエネルギー製品の国際的な供給について衡平な取り分を受ける権利を有すること。
- (B) この条約に適合しない当該措置を、当該措置を生じさせた状況が消滅したときは、速やかに撤廃すること。

(iii) 原住民若しくは社会的若しくは経済的に不利な立場にある個人若しくは集団である

投資家又は当該投資家の投資財産に利益を与えるための措置であつて、その旨を事務局に通報したもの。ただし、当該措置が次の(A)及び(B)の条件を満たす場合に限り。

(A) 当該締約国の経済に重大な影響を及ぼすものではないこと。

(B) 当該措置の対象に含まれない当該締約国の投資家と他の締約国の投資家との間に差別を設けるものではないこと。

もっとも、これらの措置は、エネルギー分野における経済活動に対する偽装した制限又は締約国の間若しくは締約国の投資家その他の利害関係者を有する者の間における恣意的若しくは不当な差別となつてはならない。これらの措置は、正当な理由に基づいてとられるものとし、また、一又は二以上の他の締約国がこの条約に従つて与えられるものと当然に予想する利益を所定の目的のために真に必要であると認める限度を超えて無効にし又は侵害してはならない。

(3) (1)に掲げる規定以外の規定は、締約国が次の措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。その措置には、次のものを含む。

- (i) 軍事施設に対するエネルギー原料及びエネルギー製品の供給に関する措置
- (ii) 戦争、武力紛争その他の国際関係における緊急事態の際における措置

(b) 核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する国内政策又は核兵器の不拡散に関する条約、原子力供給国のための指針その他の国際

的な核不拡散に関する義務若しくは了解に基づき自国の義務を履行するために必要な国内政策の実施に必要であると認める措置
(c) 公の秩序を維持するために必要であると認める措置
これらの措置は、通過に対する偽装した制限となつてはならない。

(4) この条約の規定であつて最恵国待遇を与えることを定めるものは、締約国に対し、次の特惠的な待遇を他の締約国の投資家に与えることを義務付けるものではない。

(a) 自由貿易地域又は関税同盟の構成国としての地位から生ずる特惠的な待遇
(b) 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国の間の経済協力に関する二国間又は多数国間の協定によって与えられる特惠的な待遇。ただし、これらの国の間の経済関係が確定的な基礎の上に確立されるまでの間に限る。

第二十五条 経済統合に関する協定

(1) この条約は、経済統合に関する協定(以下「EIA」という。)の締約国であるこの条約の締約国に対し、EIAの締約国であるためにEIAの締約国の間で適用される特惠的な待遇を最恵国待遇に関する規定によってEIAの締約国でない他の締約国に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(2) (1)の規定の適用上、「EIA」とは、EIAの締約国の間で現行の差別的な措置の撤廃又は新たな若しくは一層差別的な措置の禁止により実質的にすべての差別がEIAの効力発生時に

存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることについて定めることにより、特に貿易及び投資を実質的に自由化する協定をいう。
(3) この条の規定は、第二十九条の規定に基づくガット及び関連文書の適用に影響を及ぼすものではない。

第五部 紛争解決

第二十六条 投資家と締約国との間の紛争の解決

(1) 締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であつて、第三部の規定に基づく当該締約国の義務の違反であると申し立てられるものについては、可能な限り、友好的に解決する。

(2) (1)に規定する紛争がいずれか一方の紛争当事者が友好的な解決を要請した日から三箇月以内に(1)の規定に従つて解決されない場合には、紛争当事者である投資家は、当該紛争を解決するために次のいずれかの手続を選択することができる。

(a) 紛争当事者である締約国の裁判所又は行政裁判所に当該紛争を付託すること。

(b) あらかじめ合意した適用可能な紛争解決手続に従つて当該紛争を付託すること。

(c) (3)から(8)までの規定に従つて当該紛争を付託すること。

(3) (a) 締約国は、(b)及び(c)の規定にのみ従うことを条件として、紛争をこの条の規定に基づいて国際的な仲裁又は調停に付託することについて無条件の同意を与える。

(b) (i) 附属書IDに掲げる締約国は、投資家が

(2) (a)又は(b)の規定に基づいて紛争を既に付託している場合には、(a)に規定する無条件の同意を与えない。

(ii) 附属書IDに掲げる締約国は、透明性を確保するため、第三十九条に規定する批准書、受諾書若しくは承認書の寄託又は第四十一条に規定する加入書の寄託の日までに、この点に関する自国の政策、慣行及び条件についての文書を事務局に提出する。

(c) 附属書IAに掲げる締約国は、第十条(1)第五段の規定の下で生ずる紛争について、(a)に規定する無条件の同意を与えない。

(4) 投資家は、(2)(c)の規定に基づく解決のために紛争を付託することを選択した場合に、当該紛争を次のいずれかに付託することについて書面により同意を与える。

(a) (i) 投資家が属する締約国及び紛争当事者である締約国の双方が、千九百六十五年三月十八日にワシントンで署名のために開放された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下「ICSID条約」という。)の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター
(ii) 投資家の属する締約国及び紛争当事者である締約国のいずれか一方のみがICSID条約の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター(この場合には、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則(以下「追加的制度規則」という。)に従つて付託さ

れる。

(b) 国際連合国際商取引法委員会(以下「UNCITRAL」という。)の仲裁規則に基づいて設置される単独の仲裁人又は仲裁裁判所

(c) ストックホルム商工会議所の仲裁機関の仲裁手続

(5) (a) (3)の規定により与えられる同意及び(4)の規定に基づいて投資家が与える書面による同意は、次の事項の要件を満たしているものとみなす。

(i) ICSID条約第二章及び追加的制度規則に規定する紛争当事者の書面による同意
(ii) 千九百五十八年六月十日にニュー・ヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下「ニュー・ヨーク条約」という。)第二条に規定する「書面による合意」

(iii) UNCITRALの仲裁規則第一条に規定する「契約当事者の書面による合意」

(b) この条に規定する仲裁は、いずれかの紛争当事者の要請がある場合には、ニュー・ヨーク条約の締約国である国で行われる。同条約第一条の規定の適用上、この条の規定に基づいて仲裁に付託される請求は、商事上の関係又は取引から生じたものとみなされる。

(6) (4)の規定に基づいて設置される裁判所は、この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従つて紛争の争点について決定を行う。

(7) 自然人でない投資家であつて、(4)に規定する書面による同意の日には紛争当事者である締約国の国籍を有しており、かつ、自己と当該締約国との間の紛争が生ずる前に他の締約国の投資家

によって支配されていたものは、ICSID条約第二十五条(2)(b)の規定の適用上、「他の締約国の国民」として取り扱われるものとし、また、追加的制度規則第一条(6)の規定の適用上、「他国の国民」として取り扱われる。

(8) 仲裁判断(利害関係に関するものを含む。)は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争当事者である締約国の地方の政府又は機関の措置に関する仲裁判断は、当該締約国が他の救済措置に代えて金銭による損害の支払を行うことができる旨を定める。締約国は、仲裁判断を遅滞なく執行するものとし、また、当該判断を自国の地域において効果的に執行するための規定を定める。

第二十七条 締約国間の紛争の解決

(1) 締約国は、この条約の適用又は解釈に関する紛争を外交上の経路を通じて解決しよう努力する。

(2) 紛争が(1)の規定によって妥当な期間内に解決されない場合には、この条約に別段の定めがあるとき又は締約国間で書面により別段の合意をしたときを除くほか、また、第六条、第十九条又は附属書I-Aに掲げる締約国については第十条(1)第五段の規定の適用又は解釈に関するときを除くほか、いずれの紛争当事者も、他方の紛争当事者に対する書面による通報により、この条に規定する特別仲裁裁判所に問題を付託することができる。

(3) 特別仲裁裁判所については、次のとおりとする。

(a) 手続を開始する締約国は、紛争当事者である他方の締約国が(2)に規定する通報を受領し

た後三十日以内に、一人の仲裁人を指名し、その指名について当該他の締約国に通報する。

(b) 紛争当事者である他方の締約国は、(2)に規定する書面による通報を受領した後六十日以内に、一人の仲裁人を指名する。所定の期間内に指名が行われない場合には、手続を開始した締約国は、(2)に規定する書面による通報の受領の後九十日以内に、(d)の規定に従って指名を行うよう要請することができる。

(c) 第三の仲裁人は、紛争当事者である締約国の国民でない者とし、紛争当事者である双方の締約国によって指名される。当該仲裁人は、特別仲裁裁判所の裁判長となる。双方の締約国が(2)に規定する通報の受領の後百五十日以内に第三の仲裁人の指名について合意に達しない場合には、この指名は、当該通報の受領の後百八十日以内に、いずれか一方の締約国の要請によって(d)の規定に従って行われる。

(d) この(3)の規定に従って要請される指名については、常設仲裁裁判所事務総長が、指名の要請を受領した後三十日以内に行う。同事務総長が指名を行うことができない場合には、事務局の第一書記が指名を行う。第一書記が指名を行うことができない場合には、最も上席の代理者が指名を行う。

(e) (a)から(d)までに規定する指名については、指名される仲裁人の能力及び経験(特にこの条約の対象となっている事項に関するもの)を考慮して行う。

(f) 締約国の間に別段の合意がない場合には、

紛争当事者である締約国又は仲裁人が修正する範囲を除くほか、UNCITRALの仲裁規則が規律する。特別仲裁裁判所は、仲裁人の過半数の票によって決定を行う。

(g) 特別仲裁裁判所は、この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従って紛争について決定を行う。

(h) 仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者である締約国を拘束する。

(i) 仲裁判断を行うに当たり、附属書第一部に掲げる締約国の地域内の地域又は地方の政府又は機関の措置がこの条約に適合していないと特別仲裁裁判所が認める場合には、いずれかの紛争当事者は、同附属書第二部の規定を適用することができる。

(j) 特別仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む。)は、紛争当事者である締約国が均等に負担する。ただし、特別仲裁裁判所は、その裁量により、紛争当事者である締約国のいずれか一方が一層高い比率で経費を支払う旨を指示することができる。

(k) 紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特別仲裁裁判所は、ヘーグに置くものとし、常設仲裁裁判所の敷地及び施設を使用する。

(l) 仲裁判断の謄本は、事務局に寄託される。事務局は、この謄本を一般に利用可能なものとする。

第二十八条 特定の紛争への前条の規定の不適用

第五条又は次条の規定の適用又は解釈に関する締約国間の紛争の解決については、紛争当事者で

ある締約国が合意する場合を除くほか、前条の規定は適用されない。

第六部 経過規定

第二十九条 貿易に関連する事項に関する暫定的な規定

(1) 締約国のいずれかがガット及び関連文書の締約国でない間は、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易については、この条の規定を適用する。

(2) (a) この条約の締約国間のエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易(少なくともいずれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの)については、この条約のすべての締約国が千九百四十七年のガット及び関連文書の締約国であるときとみなして、千九百四十七年のガット及び関連文書(千九百四十七年のガットの締約国が当該締約国の間においてエネルギー原料及びエネルギー製品に関して千九百九十四年三月一日に適用し及び実施していたもの)によって規律する。ただし、(b)及び(c)の規定並びに附属書Gに定める例外及び規則に従うことを条件とする。

(b) 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国である締約国による貿易については、千九百九十九年十二月一日又は当該締約国のガットへの加盟の日(いずれか早い日まで、附属書TFUの規定に従うこと)を条件として、(a)の規定に代えて二以上の当該締約国の間の協定によって規律することができる。

(c) (a)の規定は、ガットの二の締約国間の買

易に關し、当該ガットの二の締約国のいずれかが千九百四十七年のガットの締約国でない場合には、適用しない。

(3) この条約の署名国及びこの条約に加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、署名の日又は加入書の寄託の日に、輸入又は輸出の際にエネルギー原料及びエネルギー産品に適用され又は課されるすべての関税率及び他の課徴金の表を事務局に提出し、署名の日又は加入書の寄託の日に適用され又は課される関税率及び他の課徴金の水準を通報する。当該関税率及び他の課徴金に係る変更は、事務局に通報するものとし、事務局は、当該変更をすべての締約国に通報する。

(4) 締約国は、輸入又は輸出の際に適用され又は課される関税率又は他の課徴金を次の水準を超えて引き上げないよう努力する。

(a) ガットの締約国であるこの条約の締約国がガット第二条に規定する自国の譲許表の第一部に掲げるエネルギー原料及びエネルギー産品を輸入する場合には、当該譲許表に定める水準

(b) エネルギー原料及びエネルギー産品を輸出する場合並びにガットの締約国でないこの条約の締約国がエネルギー原料及びエネルギー産品を輸入する場合には、事務局への直近の通報による水準。ただし、(2)(a)の規定により適用される規定が認める場合を除く。

(5) 締約国は、次のいずれかの場合にのみ、関税率又は他の課徴金を(4)に規定する水準を超えて引き上げることができる。

(a) 輸入の際に適用され又は課される関税率又は

は他の課徴金については、その引上げの措置が、ガットの関係規定(附属書Gに掲げる千九百四十七年のガット及び関連文書の規定並びにこれらに対応する千九百九十四年のガット及び関連文書の規定を除く。)に反しない場合

(b) 締約国が、自国の立法手続の下で実行可能な限り、引上げの提案を事務局に通報し、当該提案に關する協議のための合理的な機会を利害關係を有する他の締約国に与え、かつ、当該他の締約国の申立てに考慮を払った場合

(6) 署名国は、世界の貿易体制の発展に照らして適当な場合には、千九百九十八年一月一日までにこの条約の改正を採択するため、千九百九十五年一月一日までに交渉を開始することを約束する。この改正は、締約国に対し、当該改正に定める条件に従い、関税又は課徴金を当該改正に定める水準を超えて引き上げないことを約束させるものとする。

(7) 附属書Dの規定は、締約国間の紛争(少なくともいづれか一方の締約国がガットの締約国でない場合におけるものに限る。)であつて、貿易に適用されるこの条約の規定の遵守に関するもの及び双方の締約国が別段の合意をする場合を除くほか第五条の規定の遵守に関するものについて適用する。ただし、同附属書の規定は、締約国間の紛争であつて、実質問題が次の協定に基づいて生ずるものについては、適用しない。

(a) (2)(b)及び附属書TFUの規定に従つて通報され、かつ、当該規定に定める他の要件を満たす協定

(b) ガット第二十四条に定める自由貿易地域を

設定し又は関税同盟を組織する協定

第三十条 國際的な貿易取極に關する進展

締約国は、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された最終文書において主に具体化されたウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果に照らし、この条約の適当な改正を憲章會議が採択することを目的として、千九百九十五年七月一日又はこの条約が効力を生ずる日のいずれか遅い日までに、当該改正の検討を開始することを約束する。

第三十一条 エネルギーに關する機材 暫定憲章會議は、その第一回會合において、エネルギーに關する機材をこの条約の貿易に關する規定の対象に含めることについて検討を開始する。

第三十二条 経過措置

(1) 市場經濟の要件に適合させるためには時間を要することに堪がみ、附属書Tに掲げる締約国は、(3)から(6)までに定める条件に従い、次に掲げるこの条約の規定の一又は二以上に基づく義務の完全な遵守を一時的に停止することができ。

第六条(2)及び(5)の規定

第七条(4)の規定

第九条(1)の規定

第十条(7)の規定(特定の措置に係る義務に限る。)

第十四条(1)(d)の規定(使用されていない所得の移転に關する義務に限る。)

第二十条(3)の規定

第二十二條(1)及び(3)の規定

(2) 他の締約国は、(1)の規定に基づいて完全な遵守を停止している締約国がこれらの停止を解くことができるような条件を達成するよう支援する。この支援は、(4)(c)の規定に従つて通報されるニーズに應ずるために最も効果的であると他の締約国が認める形態(適当な場合には二国間又は多数国間の取決めに基づくものを含む。)によつて与えることができる。

(3) 關係規定、各規定の完全な実施に向けての段階、とられるべき措置、各段階の終了の期限、各措置をとる期限並びに例外的な場合には各段階の終了のため及び各措置をとるために必要な事態は、経過措置を要請する締約国ごとに附属書Tに掲げる。当該締約国は、同附属書に掲げた關係規定及び關係段階について、指定された日までに同附属書に記載された措置をとる。(1)の規定に基づいて完全な遵守を一時的に停止している締約国は、二千一年七月一日までに關係する義務を完全に遵守することを約束する。例外的な状況により、この一時的な停止の期間を延長し又はあらかじめ同附属書に記載されていない追加の一時的な停止を導入することを要請する必要があると締約国が認める場合には、憲章會議は、同附属書の改正の要請に係る決定を行う。

(4) 経過措置を適用した締約国は、少なくとも十二箇月に一回、次の事項を事務局に通報する。

(a) 附属書Tに記載された措置の実施及び完全な遵守に向けての全般的な進展

(b) 義務の完全な遵守に向けて次の十二箇月の間に期待される進展、予見される問題及びその問題を処理するための提案

- (c) 附属書Tに規定するこの条約の完全な実施のために必要な段階の終了を促進し、(b)の規定に従って通報された問題を処理し並びにエネルギー分野におけるその他の必要な市場指向型の改革及び近代化を促進するための技術援助のニーズ
- (d) (3)に規定するような要請を行う必要が生ずる可能性
- (5) 事務局は、次のことを行う。
- (a) (4)に規定する通報をすべての締約国に送付すること。
- (b) (2)及び(4)(c)に規定する技術援助のニーズ及び申出を送付し、適当な場合には、他の国際機関の制度を利用することにより、これらのニーズ及び申出を結び付けることを積極的に促進すること。
- (c) (4)(a)又は(d)の規定に従って行われた通報の概要を各六箇月の期間の終了時にすべての締約国に送付すること。
- (6) 憲章会議は、毎年、この条の規定の締約国による実施についての進捗状況並びに(2)及び(4)(c)に規定する技術援助のニーズ及び申出を結び付けることについて検討する。憲章会議は、その検討の過程において、適当な措置をとることを決定することができる。
- 第七部 機構及び制度
- 第三十三条 エネルギー憲章に関する議定書及び宣言
- (1) 憲章会議は、憲章の目的及び原則を実現するため、エネルギー憲章に関する議定書又は宣言の交渉を承認することができる。
- (2) 憲章の署名国は、(1)の交渉に参加することが
- (3) 国又は地域的な経済統合のための機関は、自己が憲章の署名国であり、かつ、この条約の締約国である場合又は同時に憲章の署名国及びこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国又は宣言の参加国になることはできない。
- (4) 議定書に適用する最終規定は、(3)及び(6)(a)の規定に従うことを条件として、当該議定書に定める。
- (5) 議定書は、当該議定書に拘束されることに同意した締約国についてのみ適用されるものとし、当該議定書の締約国でないこの条約の締約国の権利を害し及び義務を免れさせるものではない。
- (6)(a) 議定書は、憲章会議に義務を課し及び事務局に任務を課することができる。ただし、議定書の改正によって憲章会議及び事務局に任務を課することはできない。もっとも、憲章会議が当該改正を承認する場合は、この限りでない。憲章会議によるその承認は、(b)の規定に基づいて認められた当該議定書の規定の対象となるものではない。
- (b) 議定書は、当該議定書に基づき憲章会議が決定を行うことを規定する場合には、当該決定に関し、(a)の規定に従うことを条件として、次のことを定めることができる。
- (i) 第三十六条に規定する投票規則以外の投票規則に従うこと。
- (ii) 当該議定書の締約国のみが、第三十六条に規定する締約国とみなされ又は議定書に定める規則に基づいて投票する資格を有すること。
- 第三十四条 エネルギー憲章会議
- (1) 締約国は、エネルギー憲章会議(この条約において「憲章会議」という。)において定期的に会合する。締約国は、憲章会議において一人の代表を出す権利を有する。憲章会議の通常会合は、憲章会議が決定する間隔で開催する。
- (2) 憲章会議の特別会合は、憲章会議が決定するときはいつでも締約国から書面による要請がある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六週間以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。
- (3) 憲章会議の任務は、次のとおりとする。
- (a) この条約及び議定書によって課される任務を遂行すること。
- (b) 憲章の原則並びにこの条約及び議定書の規定の実施状況を常時検討し及び促進すること。
- (c) この条約及び議定書に従い、憲章の原則を実施するために適当な一般的な措置の調整を促進すること。
- (d) 事務局が実施すべき事業計画を検討し及び採択すること。
- (e) 事務局の年次決算書及び年次予算を検討し及び承認すること。
- (f) 本部協定その他の協定に定める条件(憲章会議及び事務局に必要と認められる特権及び免除に係るものを含む。)を検討し及び承認し又は採択すること。
- (g) 経済の移行の過程にある中欧及び東欧並びに旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の諸国に
- おけるエネルギー分野の市場指向型の改革及び近代化を容易にし及び促進することを目的とする協力的な努力を助長すること。
- (h) 議定書の交渉に係る付託事項を承認し、並びに当該議定書の案文及び改正案を検討し及び採択すること。
- (i) 宣言の交渉を承認し、及び当該宣言の発出を承認すること。
- (j) この条約への加入について決定を行うこと。
- (k) 提携協定の交渉を承認し、並びに当該提携協定を検討し及び承認し又は採択すること。
- (l) この条約の改正を検討し及び採択すること。
- (m) 附属書の修正及び技術的変更を検討し及び承認すること。
- (n) 事務局長を任命し並びに事務局の設置及び任務に必要なすべての決定(職員及び使用人の構成、定員及び標準雇用条件に関するものを含む。)を行うこと。
- (4) 憲章会議は、任務の遂行に当たり、事務局を通じて、経済性及び効率性を損なうことなく、この条約の目的に関係する事項について既に能力を有している他の機関と協力し、並びにこれらの機関の役務及び制度を最大限利用する。
- (5) 憲章会議は、その任務の遂行のために適当と認める補助機関を設置することができる。
- (6) 憲章会議は、手続規則及び財政規則を検討し及び採択する。
- (7) 憲章会議は、千九百九十九年以後は、憲章会議が決定する間隔(五年以内とする。)で、この条約に定める任務をこの条約及び議定書の規定

の実施されている範囲に照らして十分な検討を行う。憲章会議は、その検討が終了したときは、(3)に定める任務を変更し又は廃止し、及び事務局を解散することができる。

第三十五条 事務局

- (1) 憲章会議は、その任務の遂行に当たり、一人の事務局長及び任務を効果的に遂行することのできる最小限の職員で構成する事務局を置く。
- (2) 事務局長は、憲章会議が任命する。事務局長の最初の任期は、最長五年とする。
- (3) 事務局は、その任務の遂行に当たり、憲章会議に対して責任を負い、及び憲章会議に報告を行う。
- (4) 事務局は、憲章会議に対しその任務の遂行に必要なすべての援助を与えるものとし、この条約又は議定書によって課される任務及び憲章会議によって与えられるその他の任務を遂行する。
- (5) 事務局は、任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うことができる。

第三十六条 投票

- (1) 憲章会議が次のことについて決定を行うためには、これらが決定される憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の全会一致の合意を必要とする。
- (a) この条約の改正(前二条及び附属書Tの規定の改正を除く。)を採択すること。
- (b) 千九百九十五年六月十六日に憲章の署名国でなかった国又は地域的な経済統合のための機関が第四十一条の規定に基づいてこの条約に加入することを承認すること。

(c) 提携協定の交渉を承認し、及び当該提携協定の案文を承認し又は採択すること。

(d) 附属書E M、附属書N I、附属書G及び附属書Bの修正を承認すること。

(e) 附属書の技術的変更を承認すること。

(f) 附属書D(7)の規定に基づく事務局長による小委員会の委員の指名を承認すること。

締約国は、この条約上憲章会議の決定を必要とするその他の事項についてコンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサス方式により合意に達しない場合には、(2)から(5)までの規定を適用する。

(2) 第三十四条(3)(e)に規定する予算に関する事項についての決定は、附属書Bに規定する分担金の額が合計で同附属書に規定する分担金の総額の四分の三以上となる締約国の限定多数による議決で行う。

(3) 第三十四条(7)に規定する事項についての決定は、締約国の四分の三の多数による議決で行う。

(4) (1)(a)から(f)まで、(2)及び(3)に規定する場合を除くほか、この条約に規定する決定は、(6)の規定に従うことを条件として、当該決定を行う憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三の多数による議決で行う。

(5) この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。もっとも、憲章会議は、締約国が通信によって決定を行うことができるようにするための手続規則について決定することができる。

(6) この条に規定する決定は、(2)に規定する場合

を除くほか、締約国の単純多数の支持がない限り、無効とする。

(7) 地域的な経済統合のための機関は、投票に当たり、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を有する。もっとも、当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合に、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

(8) 憲章会議は、この条約に基づく締約国の財政上の義務の履行が持続的に遅滞する場合には、当該締約国の投票権の全部又は一部を停止することができる。

第三十七条 資金上の原則

(1) 締約国は、憲章会議及び補助機関の会合に自国の代表を派遣するための費用を負担する。

(2) 憲章会議及び補助機関の会合の費用は、事務局の費用とみなす。

(3) 事務局の費用は、締約国が負担するものとし、その額は、附属書Bに定める締約国の支払能力に従って決定する。同附属書の規定は、前条(1)(d)の規定に従って修正することができる。

(4) 議定書は、当該議定書から生ずる事務局の費用が当該議定書の締約国によって負担されることを確保するための規定を定める。

(5) 憲章会議は、さらに、一又は二以上の締約国又は他の資金源からの任意拠出を受領することができる。(3)の規定の適用上、これらの拠出から支弁する費用は、事務局の費用とはみなされない。

第八部 最終規定

第三十八条 署名

この条約は、千九百九十四年十二月十七日から

千九百九十五年六月十六日まで、リスボンにおいて、憲章に署名した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十九条 批准、受諾又は承認

この条約は、署名国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第四十条 領域への適用

(1) 国又は地域的な経済統合のための機関は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、寄託者に宣言を寄託することにより、自己がその国際関係について責任を有するすべての又は一若しくは二以上の領域についてこの条約の拘束を受けることを宣言することができる。その宣言は、当該国又は機関についてこの条約が効力を生ずる時に効力を生ずる。

(2) 締約国は、その後、寄託者に宣言を寄託することにより、当該宣言に規定するその他の領域についてこの条約の拘束を受けることができる。この条約は、当該領域について、寄託者が当該宣言を受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

(3) (1)及び(2)に規定する宣言については、当該宣言に規定する領域に関し、寄託者に通報を行うことによって撤回することができる。その撤回は、第四十七条(3)の規定に従うことを条件として、寄託者が当該通報を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

(4) 第一条(4)に規定する「地域」の語は、この条の規定に基づいて寄託する宣言を考慮して解釈する。

第四十一条 加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、憲章会議が承認する条件で、憲章に署名した国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第四十二条 改正

(1) 締約国は、この条約の改正を提案することができる。
(2) この条約の改正案は、憲章会議による採択のために提案される日の少なくとも三箇月前に事務局が締約国に通報する。
(3) 憲章会議が採択したこの条約の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者が批准、受諾又は承認のためすべての締約国に提出する。

(4) この条約の改正の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。当該改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第四十三条 提携協定

(1) 憲章会議は、憲章の目的及び原則を実現し並びにこの条約又は一若しくは二以上の議定書の規定を実施するため、国若しくは地域的な経済統合のための機関又は国際機関との間の提携協定の交渉を承認することができる。
(2) 提携する国、地域的な経済統合のための機関

又は国際機関との間に確立する関係並びに当該国、機関又は国際機関に与えられる権利及び課せられる義務は、提携の特別な事情に応じたものとし、それぞれの場合について提携協定で定める。

第四十四条 効力発生

(1) この条約は、国又は地域的な経済統合のための機関(千九百九十五年六月十六日に憲章の署名国であるもの)による三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。
(2) この条約は、三十番目の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(3) 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、(1)の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第四十五条 暫定的適用

(1) 署名国は、前条の規定に従ってこの条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の憲法又は法令に抵触しない範囲でこの条約を暫定的に適用することに合意する。

(2)(a) (1)の規定にかかわらず、署名国は、署名の際に、暫定的適用を受け入れることができないう旨の宣言を寄託者に送付することができる。(1)に定める義務は、この宣言を行った署名国については、適用しない。当該署名国は、寄託者に対して書面による通報を行うこと

により、いつでもこの宣言を撤回することができる。

(b) (a)の規定に基づいて宣言を行う署名国及び当該署名国の投資家は、(1)に規定する暫定的適用の利益を主張することができない。

(c) (a)の規定にかかわらず、(a)に規定する宣言を行った署名国は、前条の規定に従ってこの条約が自国について効力を生ずるまでの間、自国の法令に抵触しない範囲で第七部の規定を暫定的に適用する。

(3)(a) 署名国は、締約国にならない意図を寄託者に対して書面により通報することにより、暫定的適用を終了させることができる。署名国についての暫定的適用の終了は、寄託者が当該署名国の書面による通報を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。
(b) 署名国が(a)の規定に基づいて暫定的適用を終了させた場合には、(1)に定める署名国の義務のうち、暫定的適用の期間中に自国の地域に他の署名国の投資家が形成した投資財産について第三部及び第五部の規定を適用することを課するものは、(c)に定めるときを除くほか、暫定的適用の終了が効力を生ずる日の後二十年間、これらの投資財産について効力を有する。

定事務局が第三十八条の規定に基づいてこの条約を署名のために開放した日の後百八十日以内に招集する。

(5) 事務局の任務は、前条の規定に従ってこの条約が効力を生じ、かつ、事務局が設置されるまでの間、暫定事務局が暫定的に遂行する。

(6) 署名国は、(1)又は(2)(c)の規定に従って、かつ、これらを条件として、第三十七条(3)に規定する締約国とみなし、暫定事務局の費用を分担する。署名国による附属書Bの修正は、この条約が効力を生ずる時に終了する。

(7) この条約が効力を生ずる前に第四十一条の規定に従ってこの条約に加入する国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約が効力を生ずるまでの間、この条の規定に基づく署名国の権利を有し、及び義務を負う。

第四十六条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第四十七条 脱退

(1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から五年を経過した後いつでも、寄託者に対し、この条約から脱退する旨の書面による通告を行うことができる。

(2) (1)の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

(3) この条約の規定は、締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産又は他の締約国の地域における当該締約国の投資家の投資財産であって、当該締約国のこの条約からの脱退が効

力を生ずる日に形成されているものについて、同日から二十年の期間引き続き適用する。

(4) この条約の締約国が締約国であるすべての議定書は、当該締約国のこの条約からの脱退が効力を生ずる日に当該締約国について効力を失う。

第四十八条 附属書及び決定の地位

附属書及び千九百九十四年十二月十七日にリスボンで署名された欧州エネルギー憲章会議の最終文書の附属書二に定める決定は、この条約の不可分の一部を成す。

第四十九条 寄託者

ポルトガル共和国政府は、この条約の寄託者とする。

第五十条 正文

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約に署名した。この条約の原本は、ポルトガル共和国政府に寄託する。

千九百九十四年十二月十七日にリスボンで作成した。

一 附属書 E M エネルギー原料及びエネルギー製品(第一条(4))

原子力

二六・一二 ウラン鉱及びトリウム鉱(精鉱を含む。)

二六・二二・一〇 ウラン鉱(精鉱を含む。)

二六・二二・二〇 トリウム鉱(精鉱を含む。)

二八・四四

二八四四・一〇

二八四四・二〇

二八四四・三〇

二八四四・四〇

二八四四・五〇

二八四五・一〇

石炭、天然ガス、石油、石油製品及び電気エネルギー

二七・〇一

二七・〇二

石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものの亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)

二七・〇三

二七・〇四

二七・〇五

二七・〇六

二七・〇七

二七・〇八

泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二七・〇九 石炭及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二七・一〇 石油及び歴青油(原油を除く。)

二七・一一 石油ガスその他のガス状炭化水素

二七・一二 天然ガス

二七・一三 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

二七・一四 天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック

二七・一五 歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性ター

物性タールから得たものに限る。)

石炭及び歴青油(原油に限る。)

石油及び歴青油(原油を除く。)

石油ガスその他のガス状炭化水素

液化したもの

天然ガス

プロパン

ブタン

エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタ

ジエン(二七・一一・一四)

その他のもの

ガス状のもの

天然ガス

その他のもの

石油コークス、石油アス

ファルトその他の石油又は

歴青油の残留物

天然ピチューメン、天然ア

スファルト、歴青質頁岩、

油母頁岩、タールサンド、

アスファルタイト及びアス

ファルチックロック

歴青質混合物(天然アス

ファルト、天然ピチューメ

ン、石油アスファルト、鉱

物性タール又は鉱物性ター

ルピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
電気エネルギー

二七・一六
その他のエネルギー

四四〇一・一〇
薪材

炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

二 附属書N I

「エネルギー分野における経済活動」の定義において除外されるエネルギー原料及びエネルギー産品(第一条(5))

二七・〇七

高温コールドタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの(例えば、ベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物、フェノール、クレオソート油及びその他のもの)

四四〇一・一〇
薪材

炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)

三 附属書T R M 通報及び段階的撤廃
(貿易関連投資措置)
(第五条(4))

- (1) 締約国は、次に定める期限内に、自国がとっている第五条の規定に適合しないすべての貿易関連投資措置を事務局に通報する。
- (a) 当該締約国がガットの締約国である場合には、この条約の効力発生の日から九十日以内
- (b) 当該締約国がガットの締約国でない場合には、この条約の効力発生の日から十二箇月以内
- このような貿易関連投資措置(一般的にとられるものであるか個別にとられるものであるかを問わない。)を通報するときは、その概要も通報する。
- (2) 裁量的な権限の下でとられる貿易関連投資措置は、個別にとられるものについて通報する。特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報は、開示することを要しない。
- (3) (1)の規定に基づいて自己が通報したすべての貿易関連投資措置については、次に定める期限内に撤廃する。
- (a) 当該締約国がガットの締約国である場合には、この条約の効力発生の日から二年以内
- (b) 当該締約国がガットの締約国でない場合には、この条約の効力発生の日から三年以内
- 締約国は、(3)に定める適用可能な期間中、(1)の規定に基づいて通報したすべての貿易関連投資措置の条件も、この条約の効力発生の日に適用される条件と比較して、より一層第五条の規定に抵触するように変更してはならない。

- (5) (4)の規定にかかわらず、締約国は、(1)の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の対象となつてゐる既存の企業を不利な立場に置かないようにするため、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、段階的撤廃の期間中、新規の投資財産に対し当該既存の企業に対するものと同一の貿易関連投資措置をとることができる。
- (a) 新規の投資財産に係る産品が当該既存の企業に係る産品と同種のものであること。
- (b) 新規の投資財産と当該既存の企業との間の競争条件を異ならせることを回避する必要があること。

- このようにして新規の投資財産に対してとられるすべての貿易関連投資措置は、事務局に通報する。このような貿易関連投資措置の条件は、競争に与える影響において、当該既存の企業に対して適用される条件と同等とするものとし、また、このような貿易関連投資措置は、当該既存の企業に対してとられる貿易関連投資措置と同時に終了する。
- (6) この条約が効力を生じた後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、
- (a) (1)及び(2)に規定する通報を、(1)の規定に基づいて適用される日又は加入書の寄託の日からいづれか遅い日までに行う。
- (b) 段階的撤廃の期間が、(3)の規定に基づいて適用される日又はこの条約が当該国又は機関に対して効力を生ずる日のいづれか遅い日に終了する。

四 附属書N 少なくとも三の別個の地域

平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号 エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

が通過に関係することについて要請を行う締約国の一覧表(第七条(4)(a))

1 カナダ及びアメリカ合衆国

五 附属書V C 第十条(3)の規定に関して拘束力を有する約束を自発的に行つた締約国の一覧表(第十条(6))

六 附属書I D 第二十六条の規定に基づき、同一の紛争案件をその後の段階で国際仲裁に再付託することを投資家に対して認めない締約国の一覧表(第二十六条(3)(b)(i))

- 1 オーストラリア
2 アゼルバイジャン
3 ブルガリア
4 カナダ
5 クロアチア
6 サイプラス
7 チェッコ共和国
8 欧州共同体
9 フィンランド
10 ギリシャ
11 ハンガリー
12 アイルランド
13 イタリア

官 報 (号 外)

14 日本国 15 カザフスタン 16 ノールウェー 17 ポーランド 18 ポルトガル 19 ルーマニア 20 ロシア連邦 21 スロヴェニア 22 ス페인 23 スウェーデン 24 アメリカ合衆国	七 附属書ⅠA 第十条(1)第五段の規定に 関する紛争を国際仲裁に 付託することを投資家又 は締約国に対して認めな い締約国の一覧表(第二 十六条(3)(c)及び第二十 七条(2)) 1 オーストラリア 2 カナダ 3 ハンガリー 4 ノールウェー 八 附属書P 地方の機関に関する特別な 紛争手続(第二十七条(1)) 第一部 1 カナダ 2 オーストラリア
第一部 (1) 特別仲裁裁判所が、仲裁判断を行う際に締約 国(以下「責任を有する締約国」という。)の地 域又は地方の政府又は機関の措置がこの条約の 規定に適合しないと認める場合には、責任を有 する締約国は、当該措置に関してこの条約の規 定の遵守を確保するために利用することができ る妥当な措置をとる。 (2) 責任を有する締約国は、仲裁判断が行われた 日から三十日以内に、当該措置に関してこの条 約の規定の遵守を確保することについての自国 の意思を事務局に書面により通報する。事務局 は、できる限り速やかに、かつ、その通報の受 領の後の憲章会議の会合までに、当該通報を憲 章会議に提出する。速やかに遵守を確保するこ とができない場合には、責任を有する締約国 は、その確保のための妥当な期間を与えられ る。妥当な期間は、双方の紛争当事者が合意し たものとする。合意が得られない場合には、責 任を有する締約国は、憲章会議に対し、その承 認を得るため妥当な期間を提案する。 (3) 責任を有する締約国が妥当な期間内に当該措 置について遵守を確保することができない場合 には、当該責任を有する締約国は、紛争当事者 である他の締約国(以下「損害を受けた締約 国」という。)の要請により、損害を受けた締約 国との間で紛争の相互に満足すべき解決となる 適当な代償について合意するよう努力する。 (4) 損害を受けた締約国は、自国の要請から二十 日以内に満足すべき代償について合意がされな かった場合には、憲章会議の承認を得て、責任 を有する締約国に対する自国の義務のうち当該 措置によって否定されたものと同等と認めるも のを、双方の締約国が紛争の解決について合意 を得るまで又は適合しない措置がこの条約に適 合したものとなるまでの間停止することができ る。 (5) 損害を受けた締約国は、いかなる義務を停止 するかを検討するに当たり、次に定める原則及 び手続を適用する。 (a) 損害を受けた締約国は、まず、特別仲裁裁 判所により違反があると認定されたこの条約 の部と同一の部に関する義務の停止を試みる べきである。 (b) 損害を受けた締約国は、同一の部に関する 義務を停止することができず又は効果的でな いと認める場合には、この条約のその他の部 の義務の停止を試みることができる。損害を 受けた締約国は、この(b)の規定により義務を 停止するための承認を申請することを決定す る場合には、憲章会議に対する承認の申請に おいてその理由を示すものとする。 (6) 特別仲裁裁判所は、責任を有する締約国の書 面による要請(当該要請は、損害を受けた締約 国及び仲裁判断を行った特別仲裁裁判所の裁判 長に送付される。)により、損害を受けた締約国 が停止した義務の程度が過度であるかないか及 び過度である場合にはその程度を決定する。当 該裁判所が再度構成されない場合には、その決 定は、事務局長が指名する一人又は二人以上の 仲裁人が行う。この(6)の規定に基づく決定は、 特別仲裁裁判所への要請又は事務局長による指	有する締約国に対する自国の義務のうち当該 措置によって否定されたものと同等と認めるも のを、双方の締約国が紛争の解決について合意 を得るまで又は適合しない措置がこの条約に適 合したものとなるまでの間停止することができ る。 (5) 損害を受けた締約国は、いかなる義務を停止 するかを検討するに当たり、次に定める原則及 び手続を適用する。 (a) 損害を受けた締約国は、まず、特別仲裁裁 判所により違反があると認定されたこの条約 の部と同一の部に関する義務の停止を試みる べきである。 (b) 損害を受けた締約国は、同一の部に関する 義務を停止することができず又は効果的でな いと認める場合には、この条約のその他の部 の義務の停止を試みることができる。損害を 受けた締約国は、この(b)の規定により義務を 停止するための承認を申請することを決定す る場合には、憲章会議に対する承認の申請に おいてその理由を示すものとする。 (6) 特別仲裁裁判所は、責任を有する締約国の書 面による要請(当該要請は、損害を受けた締約 国及び仲裁判断を行った特別仲裁裁判所の裁判 長に送付される。)により、損害を受けた締約国 が停止した義務の程度が過度であるかないか及 び過度である場合にはその程度を決定する。当 該裁判所が再度構成されない場合には、その決 定は、事務局長が指名する一人又は二人以上の 仲裁人が行う。この(6)の規定に基づく決定は、 特別仲裁裁判所への要請又は事務局長による指
名の日の後六十日以内に終了する。義務の停止 は、当該決定までの間行つてはならない。当該 決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を 有する。 (7) 損害を受けた締約国は、責任を有する締約国 に対する義務を停止するに当たり、この条約に 基づく他の締約国の権利に悪影響を及ぼさない ようあらゆる努力を払う。 九 附属書G ガット及び関連文書の規定 の適用を規律する例外及び 規則(第二十九条(2)(a))	(1) 次の千九百四十七年のガット及び関連文書の 規定は、第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用 しない。 (a) 関税及び貿易に関する一般協定 第二条 譲許表(及び同協定に附属する 譲許表) 第四条 露出済映画フィルムに関する特 別規定 第十五条 為替取極 第十八条 経済開発に対する政府の援助 第二十二條 協議 第二十三條 無効化又は侵害 第二十五條 締約国の共同行動 第二十六條 受諾、効力発生及び登録 第二十七條 譲許の停止又は撤回 第二十八條 譲許表の修正 第二十八條之二 関税交渉 第二十九條 この協定とハヴァナ憲章と の関係

第三十条 改正 第三十一条 脱退 第三十二条 締約国 第三十三条 加入 第三十五条 特定締約国間における協定の適用 第三十六条 原則及び目的 第三十七条 約束 第三十八条 共同行動 附屬書H 第二十六条の規定に関するもの の 附屬書I 注釈及び補足規定(前記のガットの規定に関するもの) 開発目的のためのセーフガード措置 通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項 関連文書 (b) (i) 貿易の技術的障害に関する協定(任意規格に関する規約) 前文(第一段落、第八段落及び第九段落) 落) 1.3 一般規定 2.6.4 強制規格及び任意規格の中央政府機関による立案、制定及び適用 10.6 強制規格、任意規格及び認証制度に関する情報 第十一条 他の締約国に対する技術援助 第十二条 開発途上国に対する特別の異なる待遇 第十三条 貿易の技術的障害に関する委員会	第十四条 協議及び紛争解決 第十五条 最終規定(15.5及び15.13を除く。) 附屬書二 技術専門家部会 附屬書三 小委員会 (ii) 政府調達に関する協定 (iii) 関税及び貿易に関する一般協定第六條、第十六條及び第二十三條の解釈及び適用に関する協定(補助金及び相殺措置に関する協定) 第十条 一定の一次産品に対する輸出補助金 第十二条 協議 第十三条 調停、紛争解決及び承認された対抗措置 第十四条 開発途上国 第十六条 補助金及び相殺措置に関する委員会 第十七条 調停 第十八条 紛争解決 第十九条 2 受諾及び加入 第十九条 4 効力発生 第十九条 5 (a) 国内法令 第十九条 6 検討 第十九条 7 改正 第十九条 8 脱退 第十九条 9 特定の署名国の間におけるこの協定の適用 第十九条 11 事務局 第十九条 12 寄託 第十九条 13 登録 (iv) 関税及び貿易に関する一般協定第七條の	実施に関する協定(関税評価に関する協定) 第一条 2 (b) (w) 取引価額 第一条 1 課税価額の決定 第十四条 附屬書の適用(後段) 第十八条 機関(関税評価に関する委員会) 第十九条 協議 第二十条 紛争解決 第二十一条 開発途上国に対する特別の異なる待遇 第二十二条 受諾及び加入 第二十四条 効力発生 第二十五条 1 国内法令 第二十六条 検討 第二十七条 改正 第二十八条 脱退 第二十九条 事務局 第三十条 寄託 第三十一条 登録 附屬書II 関税評価に関する技術委員会 会 附屬書III 小委員会 関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定の議定書(17及び8の規定並びに前文においてこれらの規定に対応する段落を除く。) (v) 輸入許可手続に関する協定 第一条 4 一般規定(後段) 第二条 2 自動輸入許可(注) 第四条 機関、協議及び紛争解決 第五条 最終規定(2の規定を除く。) (vi) 関税及び貿易に関する一般協定第八條の	実施に関する協定(ダンピング防止規約) 第十三条 開発途上国 第十四条 ダンピング防止措置に関する委員会 第十五条 協議、調停及び紛争解決 第十六条 最終規定(1及び3の規定を除く。) (vi) 牛肉に関する取極 (vii) 国際酪農品取極 (ix) 民間航空機貿易に関する協定 (x) 国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言 (c) ガット又は関連文書の他のすべての規定のうち次の事項に関するもの (i) 経済開発に対する政府の援助及び開発途上国に対する待遇。ただし、異なるかつ一層有利な待遇、相互主義及び開発途上国の一層完全な参加に関する千九百七十九年十一月二十八日付けの決定(L/第四九〇三号)1から4までの規定を除く。 (ii) 専門委員会及び他の補助機関の設置又は活動 (iii) 署名、加入、効力発生、脱退、寄託及び登録 (d) (a)から(c)までに掲げる規定によるすべての協定、取極、決定、了解又は他の共同行動 (2) 締約国は、この条約の他の規定との関連において実行可能な限り、ガットの締約国でないこの条約の締約国がとる措置について、「国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言」の規定を適用する。 (3) 第二十九条(2)(a)の規定によって適用される規
---	--	--	---

定に定める通報については、次のとおりとする。

(a) ガット又は関連文書の締約国でないこの条約の締約国は、事務局に対して通報を行う。事務局は、当該通報の写しをすべての締約国に送付する。事務局への通報は、この条約の正文である言語の一で行われる。通報に添付する文書は、当該通報を行う締約国の言語のみで作成することができる。

(b) (a)に定める要件は、この条約の締約国であつて、独自に通報の要件を設けているガット及び関連文書の締約国であるものについては、適用しない。

(4) 核物質の貿易は、欧州エネルギー憲章会議の最終文書に含まれる宣言であつてこの(4)の規定に関するものに定める協定によって規律されることがある。

十 附属書TFU 旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国の間の貿易協定に関する規定 (第二十九条(2)(b))

(1) 第二十九条(2)(b)に規定する協定は、この条約に署名し又は加入する当該協定のすべての当事国により又は当該当事国に代わつて、次に定める時期に事務局に書面により通報される。

(a) これらの当事国の最初の国がこの条約に署名し又は加入書を寄託する日の後三箇月目の日において効力を有する協定については、署名又は寄託の日の後六箇月以内

(b) (a)に規定する三箇月目の日の後の日に効力

を生ずる協定については、当該協定が効力を生ずる前の時点であつて、この条約に署名し又は加入した他の国又は地域的な経済統合のための機関(以下「利害関係を有する国」という。)に対し、当該協定が効力を生ずる前に当該協定を検討し並びに当該協定についてその当事国及び憲章会議に申立てを行うための妥当な機会を十分に与えることができるもの通報には、次のものを含む。

(2) (a) すべての言語による(1)の協定の原本(署名されたものの写し)

(b) (1)の協定が適用する特定のエネルギー原料及びエネルギー製品についての説明。この説明は、附属書EMに掲げる品目に照らして行う。

(c) (1)の協定の当事国が第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の各関係規定を完全に遵守することが実際でない又は不可能である事情についての説明。この説明は、当該各関係規定について別個に行う。

(d) (c)に規定する事情に対処するために(1)の協定の当事国がとる特定の措置

(e) 適合しない(1)の協定の規定を漸進的に削減し及び最終的に撤廃するための当該協定の当事国の計画についての説明

(3) (1)の規定に従つて通報された協定の当事国は、当該協定について協議する妥当な機会を利害関係を有する国に与え、及びこれらの国の申立てに考慮を払う。当該協定は、利害関係を有する国の要請により憲章会議が検討する。憲章会議は、当該協定について勧告を採択することができる。

(4) 憲章会議は、(1)の規定に従つて通報された協定の実施並びに第二十九条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の規定に適合しない当該協定の規定の撤廃に向けての進捗状況について定期的に検討する。憲章会議は、利害関係を有する国の要請により、当該協定について勧告を採択することができる。

(5) 第二十九条(2)(b)に規定する協定は、特に緊急を要する場合には、(1)(b)、(2)及び(3)に規定する通報及び協議を行うことなく効力を生ずることができる。もっとも、その後速やかに通報が行われ及び協議のための機会が与えられなければならない。この場合において、当該協定の当事国は、(2)(a)に規定する当該協定の本文については、当該協定が効力を生じた後直ちに通報する。

(6) 第二十九条(2)(b)に規定する協定の当事国であるか又は将来当事国となるこの条約の締約国は、同条(2)(a)の規定に基づいて適用されるガット及び関連文書の規定に適合しない規定を特別の事情に対処するために必要なものに限定し、並びにガット及び関連文書の規定から逸脱する程度が最小となるように当該協定を実施することとを約束する。これらの締約国は、利害関係を有する国からの申立て及び憲章会議の勧告に照らし、是正措置をとるためあらゆる努力を払う。

十一 附属書D

貿易に関する紛争解決のための暫定規定(第二十九条(7))

(1)(a) 締約国は、相互の関係において、第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定の遵守に実質的に影響を及ぼす可能性のある現行の措置に関する紛争について、相互に満足すべき解決を得るため協力及び協議を通じてあらゆる努力を払う。

(b) 締約国は、他の締約国に対し、第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定の遵守に実質的に影響を及ぼす可能性があると認める当該他の締約国の現行の措置について協議を行うことを書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、最大限可能な限り、協議の対象となる措置を明示し、並びに関係があると認めるこれらの規定並びにガット及び関連文書の規定を特定する。この(b)に規定する協議の要請は、事務局に通報される。事務局は、通報を受けた継続中の協議について定期的に締約国に通報する。

(c) 締約国は、書面による要請に含まれ若しくはその回答として受領し又は協議の過程において受領する秘密情報又は所有権の対象となる情報であつて、その旨明示されているものを、当該情報を提供する締約国が当該情報を取り扱うのと同様に取り扱う。

(d) 締約国が第五条又は第二十九条の規定に基づいて自国と他の締約国との間の貿易に適用される規定の遵守に影響を及ぼすと認める問題についてその解決を求めるに当たり、協議その他の紛争解決に参加している締約国は、その他の締約国の貿易に悪影響を及ぼす解決を回避するようあらゆる努力を払う。

(2)

(a) 締約国が、(1)(b)に規定する協議の要請を受領した日から六十日以内に紛争を解決することができない場合は調停、仲介、仲裁その他の方法による当該紛争の解決について合意することができない場合には、いずれかの締約国は、(b)から(f)までの規定に従い、事務局に対して小委員会の設置を書面により要請することができる。要請を行う締約国は、この要請において、紛争の実質問題を説明するとともに、関係があると認める第五条又は第二十九条の規定並びにガット及び関連文書の規定を明示する。事務局は、要請の写しを速やかにすべての締約国に送付する。

(b) 他の締約国の利害関係は、紛争解決の過程において考慮される。問題について実質的な利害関係を有する他の締約国は、(c)の規定に基づいて小委員会が設置される日までに当該利害関係についての書面による通報を紛争当事者である締約国及び事務局の双方が受領する場合には、小委員会において意見を述べ及び小委員会に対し意見書を提出する権利を有する。

(c) 小委員会は、(a)の規定により事務局が締約国の書面による要請を受領した後四十五日目の日に設置されたものとみなす。

(d) 小委員会は、(7)に規定する名簿から事務局長が選定する三人の委員で構成する。小委員会の委員は、紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者である締約国又は(b)の規定に基づいて利害関係を通報した締約国の国民又は市民であつてはならず、また、紛争当事者である地域的な経

済統合のための機関の加盟国又は(b)の規定に基づいて利害関係を通報した地域的な経済統合のための機関の加盟国の国民又は市民であつてはならない。

(e) 紛争当事者である締約国は、小委員会の委員の指名につき十執務日以内に応答し、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない。

(f) 小委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行し、いかなる政府又は他の団体からも指示を求め又は受けてはならない。締約国は、これらの原則を尊重し、小委員会の委員の業務の遂行に影響を及ぼそうとしないことを約束する。小委員会の委員は、委員の独立性が確保され並びに小委員会において多様な経歴及び広範な経験が反映されるように選任される。

(g) 事務局は、すべての締約国に対し、小委員会の設置について速やかに通報する。

(3)(a) 憲章会議は、この附属書に適合する小委員会の手続規則を採択する。手続規則は、ガット及び関連文書における手続規則に可能な限り近いものとする。小委員会は、憲章会議が採択した手続規則及びこの附属書に適合する追加の手続規則を採択する権利を有する。小委員会の手続において、紛争当事者である締約国及び(b)の規定に基づいて利害関係を通報した他の締約国は、小委員会の場で少なくとも一回意見を述べ及び意見書を提出する権利を有する。紛争当事者である締約国は、書面により反論する権利も有する。小委員会は、(2)(b)の規定に基づいて利害関係を通報し

た他の締約国が小委員会に提出された意見書の開示を要請する場合には、それを作成した締約国の同意を得て、要請を認めることができる。小委員会の手続は、秘密とされる。小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価(特に、紛争の事実関係及び第五条又は第二十九条の規定に基づいて貿易に適用される規定と措置との適合性に関するもの)を行う。小委員会は、その任務を遂行するに当たり、紛争当事者である締約国と協議し、及び当該締約国が相互に満足すべき解決を得るための適当な機会を与える。小委員会は、紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該締約国の陳述及び意見書に基づいて決定を行う。小委員会は、ガットの枠組みにおいてガット及び関連文書の規定に与えられた解釈を指針とし、ガットの締約国であるこの条約の締約国がガットの規定を適用している他のガットの締約国に対して適用している慣行であつて、当該他のガットの締約国がガットの下での紛争解決において取り上げていないものと第五条又は第二十九条の規定との適合性について異議を唱えてはならない。

小委員会に関するすべての手続(最終報告の送付を含む)は、紛争当事者である締約国が別段の合意をする場合を除くほか、小委員会の設置の日から百八十日以内に終了すべきである。もっとも、当該期間内にすべての手続が終了しないことは、最終報告の効力に影響を及ぼすものではない。

(b) 小委員会は、自己の管轄を決定する。この

決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。紛争が小委員会の管轄に属しない旨の紛争当事者である締約国の抗弁は、小委員会が審理するものとし、小委員会は、これを先決問題として取り扱うか又は紛争の本案に併合させるかを決定する。

(c) 事務局長は、実質的に同様の紛争に関し二以上の小委員会を設置する要請があるときは、すべての紛争当事者である締約国の合意により単一の小委員会を設置することができる。

(4)(a) 小委員会は、陳述による反論を検討した後、その報告書案の説明部分(事実の記述及び紛争当事者である締約国が行った陳述の概要を含む)を紛争当事者である締約国に送付する。当該締約国は、小委員会が定める期間内に、説明部分についての書面による意見の提出のための機会を与えられる。小委員会は、締約国からの意見の受領に係る定められた期日の後、中間報告(説明部分並びに小委員会が提案する認定及び結論から成る)を紛争当事者である締約国に送付する。当該締約国は、小委員会が最終報告を送付する前に中間報告の特定の部分を検討するよう要請することができる。その要請は、小委員会が定める期間内に、書面によって行われる。小委員会は、最終報告を送付する前に、その裁量により、当該要請において提起されている問題を検討するため、紛争当事者である締約国と会合することができる。最終報告には、説明部分(事実の記述及び紛争当事者である締約国が行った陳述の概要を

含む。)、小委員会の認定及び結論並びに中間報告の検討の段階でその特定の部分について行われた陳述における議論を含める。最終報告は、小委員会において提起され及び紛争の解決のために必要なすべての実質的な問題を取り扱うものとし、小委員会の結論の理由を明示する。

小委員会は、最終報告を速やかに事務局及び紛争当事者である締約国に送付する。事務局は、最終報告を、紛争当事者である締約国が添付することを希望する書面による意見とともに、実行可能な最も早い機会にすべての締約国に配布する。

(b) 小委員会は、締約国が導入し又は維持する措置が第五条若しくは第二十九条の規定又は同条の規定に基づいて適用されるガット若しくは関連文書の規定に適合していないと認める場合には、その最終報告において、当該締約国に対し当該措置を変更し若しくは撤廃し又はこれらの規定に適合するように行動するよう勧告することができる。

(c) 小委員会の報告は、憲章会議により採択される。小委員会の報告は、憲章会議にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が事務局によりすべての締約国に送付された日の後少なくとも三十日間は憲章会議により採択されてはならない。小委員会の報告に対して異議を有する締約国は、当該報告が憲章会議により採択のために検討される日の少なくとも十日前に、当該異議の理由を説明する書面を事務局に提出し、事務局はこれをすべての締約国に速やかに送付する。紛争当事者で

ある締約国及び(2)(b)の規定に基づいて利害関係を通報した締約国は、憲章会議によるその紛争に関する小委員会の報告の検討に十分に参加する権利を有するものとし、これらの締約国の見解は、十分に記録される。

(d) 憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定及び勧告の速やかな実施は、すべての締約国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために不可欠である。憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定又は勧告の対象となる締約国は、当該裁定又は勧告の実施に関する自国の意思を憲章会議に通報する。関係締約国は、速やかに実施することができない場合には、その理由を憲章会議に説明し、実施のためにその説明に照らして妥当な期間を与えられる。紛争解決の目的は、適合しない措置の変更又は撤廃である。

(5)(a) 締約国が憲章会議により採択された小委員会の最終報告の裁定又は勧告を妥当な期間内に実施することができない場合には、それにより損害を受けた紛争当事者である締約国は、実施することができない締約国に対し、相互に受け入れることができる代償について合意するため交渉を開始することを書面により要請することができる。実施することができない締約国は、要請があったときは、速やかに交渉を開始する。

(b) 実施することができない締約国が交渉を拒否した場合又は交渉の要請が送付された日の後三十日以内に締約国間で合意に達しなかった場合には、損害を受けた締約国は、実施す

ることができない締約国に対して自国が第五条又は第二十九条の規定に基づいて負う義務を停止することについて、憲章会議に書面により承認を要請することができる。

(c) 憲章会議は、損害を受けた締約国に対し、実施することができない締約国に対して当該損害を受けた締約国が負う義務(第五条若しくは第二十九条の規定又は同条の規定に基づいて適用されるガット若しくは関連文書の規定に基づくもの)のうち、当該損害を受けた締約国がその状況において同等と認めるものの停止を承認することができる。

(d) 義務の停止は、一時的なものとし、第五条又は第二十九条の規定に適合しないと認定された措置が撤廃され又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

(6)(a) 義務の停止の前に、損害を受けた締約国は、実施することができない締約国に対し、自国が提案する停止の性質及び程度を通報する。実施することができない締約国が、損害を受けた締約国が提案した義務の停止の程度に対する書面による異議を事務局長に申し立てた場合には、当該異議は、(b)から(f)までに規定する仲裁に付託される。提案された義務の停止は、仲裁が終了するまで行われないうものとし、仲裁小委員会の決定は、(e)の規定に基づき、最終的なものとなり、かつ、拘束力を有するものとなる。

(b) 事務局長は、損害を受けた締約国が提案した義務の停止の程度を検討するため、(2)(d)から(f)までの規定に基づいて仲裁小委員会を設

置する。仲裁小委員会は、可能な場合には、(4)(d)の裁定又は勧告を行った小委員会と同一とする。仲裁小委員会の手続規則は、憲章会議において別段の決定が行われないう限り、(3)(a)の規定に従って採択される。

(c) 仲裁小委員会は、損害を受けた締約国が停止することを提案した義務の程度が当該締約国が受けた損害との関係において過度であるかないか及び過度である場合にはその程度を決定する。仲裁小委員会は、停止した義務の性質については、停止した義務の程度に関する決定と区別することができない場合を除くほか、これを検討しない。

(d) 仲裁小委員会は、その設置の日の後六十日以内又は損害を受けた締約国及び実施することができない締約国が合意したその他の期間内に、損害を受けた締約国、実施することができない締約国及び事務局に対してその決定を書面により送付する。事務局は、実行可能な最も早い機会にかつ決定の受領の後の憲章会議の会合までに、当該決定を憲章会議に提出する。

(e) 仲裁小委員会の決定は、憲章会議への提出の後三十日目の日に最終的なかつ拘束力を有するものとなり、それにより認められるあらゆる程度の利益の停止は、憲章会議が三十日の期間の満了前に別段の決定をする場合を除くほか、損害を受けた締約国がその状況において同等と認める方法によって実施することができる。

(f) 損害を受けた締約国は、実施することができない締約国に対する義務の停止において、

他の締約国の貿易に悪影響を及ぼさないようあらゆる努力を払う。

(7) 締約国は、二人の個人を指名することができ
るものとし、ガットの締約国である締約国につ
いては、ガットの紛争に関する小委員会のため
に現在指名されている委員であつてこの附属書
に定める小委員会の委員を務める意思及び能力
を有する者を指名する。事務局長も、憲章会議
の承認を得て、(2)から(4)までの規定に基づいて
紛争を解決するために小委員会の委員を務める
意思及び能力を有する十人以下の個人を指名す
ることができる。さらに、憲章会議も、同様の
目的のために、他の国際機関において紛争解決
のための名簿に記載されており、小委員会の委
員を務める意思及び能力を有する二十人までの
個人を指名することができる。このようにして
指名されたすべての個人の氏名は、紛争解決の
ための名簿に記載される。個人は、客観性、信
頼性及び判断の健全性を基準として厳格な審査
の上指名され、かつ、最大限可能な限り、国際
貿易及びエネルギーに関する問題についての専
門的知識(特に、第二十九条の規定に基づき適
用される規定に関連するもの)を有するものと
する。指名された者は、この附属書に定める任
務の遂行に当たり、締約国と関係を有してはな
らず、また、その指示を受けてはならない。指
名された者の任期は、五年とし、更新すること
ができる。また、指名された者は、後任者が指
名されるまで任務を遂行する。この附属書によ
りいづれか特定の任務を遂行するために選定さ
れた指名された者は、任期の満了後も引き続き
当該任務を遂行する。指名された者の死亡、辞

任又は心身の故障の場合には、当該指名され
た者を指名した締約国又は事務局長は、当該指
名された者の残任期間中に在任する他の個人を指
名する権利を有する。ただし、事務局長による指
名は、憲章会議の承認を得ることを条件とす
る。

(8) 締約国は、この附属書の規定にかかわらず、
紛争を解決するため紛争解決手続の期間中協議
を行うよう奨励される。

(9) 憲章会議は、この附属書において事務局及び
事務局長に委任される任務を遂行する他の機関
又は場を指定することができる。

十二 附属書B 憲章に係る費用を割り当
てる方法(第三十七条(3))

(1) 締約国が支払う分担金は、最近の利用可能な
国際連合の通常予算の分担率に定める分担の割
合(国際連合の加盟国でない締約国の理論上の
分担金に関する情報により補足する。)を基礎と
して、毎年事務局が決定する。

(2) 分担金は、すべての締約国による分担金の割
合の合計が百パーセントとなることを確保する
ため、必要に応じて調整する。

十三 附属書P A 第四十五条(3)(b)に規定
する暫定的適用の義務

を受諾しない署名国の
一覧表(第四十五条(3)
(c))

1 チェッコ共和国

2 ドイツ
3 ハンガリー
4 リトアニア
5 ポーランド

十四 附属書T 締約国の経過措置(第三
十二条(1))

経過措置をとることができる締約国の一覧表

アルバニア
アルメニア
アゼルバイジャン
ベラルーシ
ブルガリア
クロアチア
チェッコ共和国
エストニア
グルジア
ハンガリー
カザフスタン
キルギス
ラトヴィア
リトアニア
モルドヴァ
ポーランド
ルーマニア
ロシア連邦
スロヴァキア
スロヴェニア
タジキスタン
トルクメニスタン
ウクライナ

ウズベキスタン
経過措置の対象となる規定の一覧表

第六条(2)
第六条(5)
第七条(4)
第九条(1)
第十条(7)
第十四条(1)(d)
第二十条(3)
第二十一条(3)
第二十六条(2)

「締約国は、その管轄の下において、エネ
ルギー分野における経済活動に関し、単独及び共同
の反競争的行為に対処するために必要かつ適当な
法令を有し及びこれを実施することを確保する。」

国 アルバニア

分野

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

アルバニアにおいては、競争の保護に関する法
律は、存在しない。炭化水素に関する法律(千九
百九十三年七月二十八日法律第七千七百四十六
号)及び鉱物に関する法律(千九百九十四年二月十
七日法律第七千七百九十六号)は、このような規
定を有しない。電力についての法律は、準備の段
階にない。この法律は、千九百九十六年末までに
議会に提出される予定である。アルバニアは、こ
れらの法律の中に反競争的行為に関する規定を設
ける意図を有する。

経過措置の終了
千九百九十八年一月一日

官 報 (号 外)

分 野 国 アルメニア すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 アルメニアにおいては、現在、大部分のエネルギー分野において国家による独占が存在する。競争の保護に関する法律は、存在しない。したがって、競争に関する規則は、まだ実施されていない。エネルギーに関する法律は、存在しない。エネルギーに関する法案は、千九百九十四年に議会に提出される予定である。この法律は、反競争的行為に関する規定を含む予定であり、当該規定は、欧州共同体の競争法と調和のとれたものとなる予定である。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 アゼルバイジャン 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 独占の禁止に関する法令については、作成中である。 経過措置の終了 二十年一月一日 国 ベラルーシ 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル	国家 説明 独占の禁止に関する法令については、作成中である。 経過措置の終了 二十年一月一日 国 グルジア 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 グルジアにおいては、独占の排除に関する法律を現在作成中である。そのため、国家は、現在、実際上すべてのエネルギー源及びエネルギー資源を独占しており、エネルギー及び燃料に関する分野における競争の可能性は、制限されている。 経過措置の終了 千九百九十九年一月一日 国 カザフスタン 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 競争の発展及び独占的行為の制限に関する法律(千九百九十二年八月十一日第六百五十六号)については、制定済みである。ただし、この法律は、一般的なものであり、特に適当な改正を行うこと又は新たな法律を制定することにより法律を更に充実させる必要がある。 経過措置の終了	千九百九十八年一月一日 国 キルギス 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 独占禁止政策に関する法律については、既に制定済みである。ただし、現在国家が厳しく規制しているエネルギー分野にこの法律の規定を適合させるため、経過期間が必要である。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 モルドヴァ 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 千九百九十二年一月二十九日の独占的行為の制限及び競争の発展に関する法律は、競争の発展のための組織上及び法令上の基礎並びに独占的行為を防止し、限定し及び制限するための措置の組織上及び法令上の基礎について定める。この法律は、市場経済の条件を実施することを目的としている。ただし、この法律は、エネルギー分野における反競争的行為に対する具体的な措置を定めたものではなく、また、条約第六条の要件を完全に満たすものでもない。 千九百九十五年に、競争及び経済上の独占を排除する国家計画に関する法案が議会に提出される予定である。同様に千九百九十五年に議会に提出	される予定であるエネルギーに関する法案は、エネルギー分野における独占の排除及び競争の発展に関する問題を対象とする。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 ルーマニア 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ルーマニアにおいては、競争に関する規則は、まだ実施されていない。競争の保護に関する法案については、議会に提出済みであり、千九百九十四年中に採択される予定である。 この法案は、反競争的行為に関する規定を有する。この規定は、欧州共同体の競争法と調和のとれたものである。 経過措置の終了 千九百九十六年十二月三十一日 国 ロシア連邦 分 野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 連邦 説明 ロシア連邦においては、独占の禁止に関する法令の包括的な枠組みは、作成済みであるが、独占的行為及び不正な競争を防止し、制限し又は抑えるための法令上及び組織上の他の措置を、特にエネルギー分野において採択する必要がある。 経過措置の終了
--	---	---	--

二千一年七月一日 国 スロヴェニア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	千九百九十三年に制定され、官報第十八／九十三号で公表された競争の保護に関する法律は、反競争的行為を一般的に取り扱う。この法律は、競争当局を設置する条件についても定める。現在の主要な競争当局は、経済関係開発省競争保護局である。エネルギー分野の重要性にかんがみ、この点に関する別個の法律が見込まれるため、完全な履行には、時間が必要である。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 タジキスタン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	タジキスタンは、千九百九十三年に独占の排除及び競争に関する法律を可決したが、この法律の実施は、タジキスタンの困難な経済状況により、一時的に停止されている。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 トルクメニスタン 分野 すべてのエネルギー分野	平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号
政府のレベル 国家 説明	独占的行為制限委員会が、千九百九十三年十月二十一日のトルクメニスタン大統領決定第五百三十二号に基づいて設置され、現在活動を行っている。その任務は、企業その他の主体を独占的な行為及び慣行から保護すること並びに競争及び起業家精神の発展に基づく市場原理の形成を促進することである。 エネルギー分野における経済活動に関する企業の反競争的行為を規制する法令及び規則の更なる作成が必要である。 経過措置の終了 二千一年七月一日 国 ウズベキスタン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	ウズベキスタンにおいては、独占的行為の規制に関する法律が制定され、千九百九十二年七月から効力を有しているが、この法律は、第一条3の規定により、エネルギー分野の企業活動については、適用されない。 経過措置の終了 二千一年七月一日 第六条(5) 「締約国は、他の締約国の地域において行われた特定の反競争的行為がこの条に定める目的に係る重要な利益に悪影響を及ぼしている」と認め	エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
る場合には、その旨を当該他の締約国に通報することができるとし、また、当該他の締約国の競争当局が適当な執行措置をとるよう要請することができ。通報を行う締約国は、通報を受けた締約国が当該通報の対象である反競争的行為を識別するための十分な情報並びに自国が提供することができると追加の情報及び協力についての申出を当該通報に含める。通報を受けた締約国又は場合に当該関係する競争当局は、通報を行った締約国の競争当局と協議することができるとし、また、当該通報において反競争的行為であると申し立てられた行為について執行措置をとるかとないかを決定するに当たり、当該通報を行った締約国の要請に十分な考慮を払う。通報を受けた締約国は、自国の又は関係する競争当局の決定を通報を行った締約国に通報するものとし、また、希望する場合には、当該通報を行った締約国に当該決定の根拠を通報することができる。通報を受けた締約国は、執行措置をとる場合には、通報を行った締約国に対し、当該措置の結果を通報し、及び可能な範囲内でその重要な進展についての中間報告を行う。」 国 アルバニア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	アルバニアにおいては、競争に関する規則を実施するための設置された機関は、存在しない。このような機関は、千九百九十六年に確定する予定の競争の保護に関する法律で定める。	アルバニアにおいては、競争に関する規則を実施するための設置された機関は、存在しない。このような機関は、千九百九十六年に確定する予定の競争の保護に関する法律で定める。	
経過措置の終了 千九百九十九年一月一日 国 アルメニア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	アルメニアにおいては、第六条(5)の規定を実施する機関は、設置されていない。 エネルギー及び競争の保護に関する法律は、このような機関を設置する規定を含む予定である。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 アゼルバイジャン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	独占の禁止に関する当局は、独占の禁止に関する法令の制定の後に設置される。 経過措置の終了 二千一年一月一日 国 ベラルーシ 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明	独占の禁止に関する当局は、独占の禁止に関する法令の制定の後に設置される。

経過措置の終了 二千年一月一日 国 グルジア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 グルジアにおいては、独占の排除に関する法律を現在作成中である。そのため、競争当局は、まだ存在しない。 経過措置の終了 千九百九十九年一月一日 国 カザフスタン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 カザフスタンにおいては、独占の禁止に関する委員会が設置されている。ただし、その活動は、反競争的行為に関する苦情を処理する効果的な制度を設けるため、法令上及び組織上の見地から、改善が必要である。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 キルギス	すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 キルギスにおいては、反競争的行為を規制し及び関係法令を管理する制度は、存在しない。したがって、関係する独占の禁止に関する当局を設置する必要がある。 経過措置の終了 二千年七月一日 国 モルドヴァ 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 モルドヴァにおいては、経済省が競争行為の監督について責任を有する。行政規則の違反に関する法律については、独占企業が競争に関する規則に違反した場合の罰則を設けることを目的とした改正が行われた。 現在作成中である競争に関する法案は、競争に関する規則の実施についての規定を有する予定である。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 ルーマニア	すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ルーマニアにおいては、第六条(5)の規定を実施する機関は、設置されていない。 競争に関する規則の実施を任務とする機関は、千九百九十四年中に採択される予定の競争の保護に関する法案で定める。 この法案は、また、その公表の日から起算して九箇月の期間を実施のための期間として定めている。 ルーマニアは、ルーマニアと欧州共同体との間の提携を確立する欧州協定に基づき、競争に関する規則を実施するため五年の期間を与えられている。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 タジキスタン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 タジキスタンは、独占の排除及び競争に関する法律を制定している。ただし、競争に関する規則を実施する機関は、整備中である。 経過措置の終了	千九百九十七年十二月三十一日 国 ウズベキスタン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ウズベキスタンにおいては、独占的行為の規制に関する法律が制定され、千九百九十二年七月から効力を有しているが、この法律は、第一条3の規定により、エネルギー分野の企業活動については、適用されない。 経過措置の終了 二千年七月一日 第七条(4) 「エネルギー原料及びエネルギー産品をエネルギー輸送設備によつて商業的条件で通過させることができない場合には、締約国は、(1)の規定に適合する関係法令に別段の定めがあるときを除くほか、新たな設備の設置について障害を設けてはならない。」 国 アゼルバイジャン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 エネルギーに関する一連の法律(通過を規制す
---	---	---	---

る許可手続を含む。)を制定する必要がある。経過期間中に、技術水準を世界的な要請まで引き上げ及び市場経済の条件に適合させる目的をもって、送電線及び発電設備の建設及び近代化を行う。経過措置の終了 千九百九十九年十二月三十一日 国 ベラルーシ 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 エネルギー、土地その他の対象に関する法律は、現在作成中である。この法律が最終的に制定されるまでは、ベラルーシの領域内においては、エネルギーの新たな輸送設備を設置する条件に関して不確実性が残っている。 経過措置の終了 千九百九十八年十二月三十一日 国 ブルガリア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ブルガリアにおいては、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を規制する法律は、存在しない。エネルギー分野において、全面的な再編成	(制度上の枠組み、法令及び規則の作成を含む。)が現在行われている。 経過措置の終了 エネルギー原料及びエネルギー製品の通過に関する法令を第七条(4)の規定に完全に適合させるためには七年間の経過期間が必要である。 二千一年七月一日 国 グルジア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 この件に関する一連の法律を作成する必要がある。現在、グルジアにおいては、種々のエネルギー資源(電力、天然ガス、石油製品及び石炭)の輸送及び通過に関する条件は、実質的に大きく異なっている。 経過措置の終了 千九百九十九年一月一日 国 ハンガリー 分野 電気事業 政府のレベル 国家 説明 現行の法令に基づき、高圧送電線の設置及び運営は、国家が独占的に行っている。	高圧送電線の設置、運営及び所有に関する新たな法令上及び規制上の枠組みの創設について準備を行っている。 産業貿易省は、既に電力に関する新たな法律の制定に向けて努力している。この法律は、民法及び特許に関する法律にも影響を及ぼす。第七条(4)の規定の遵守は、電力に関する新たな法律及びそれに関連する命令が効力を生じた後に、達成される。 経過措置の終了 千九百九十六年十二月三十一日 国 ポーランド 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ポーランドのエネルギーに関する法律は、調整の最終段階にあり、自由市場諸国により適用されている法的規制(エネルギー運搬設備による生産、移動、分配及び貿易の許可)と同様の法的規制を新たに創設することを定めている。この法律が議会によって制定されるまで、第七条(4)の規定に基づく義務の一時停止が必要である。 経過措置の終了 千九百九十五年十二月三十一日 第九条(1) 「締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産	品の貿易のために資金供与を行うための資本の交流を促進するに当たり、また、他の締約国(特に、移行経済締約国)の地域においてエネルギー分野における経済活動について投資を行い及び当該経済活動における投資財産に関して支援を行うため、資本市場が開放されていることが重要であることを認める。したがって、締約国は、他の締約国の会社又は国民に対し、エネルギー原料及びエネルギー製品の貿易のための資金供与並びに当該他の締約国の地域におけるエネルギー分野における経済活動に関する投資財産のため、同様の状況にある自国の会社若しくは国民又は他の締約国若しくは第三国の会社若しくは国民に与える条件のうち最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進するよう努力する。」 国 アゼルバイジャン 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 関係法令は、作成中である。 経過措置の終了 二千一年一月一日 国 ベラルーシ 分野 すべてのエネルギー分野
--	--	---	--

政府のレベル 国家	政府のレベル 国家	ることができない。この場合には、外国人は、土地を譲渡しなければならない。 外国人は、建物の所有権を取得することができる。ただし、土地の所有権は含まれない。 外国人又は外国人が支配する会社は、次の活動を行う前に許可証を取得しなければならない。許可証は、閣僚会議又は閣僚会議から権限を与えられた団体が発給する。 領海、大陸棚又は排他的経済水域の天然資源の探査、開発及び探掘 閣僚会議が指定した地理的地域における不動産の取得 経過措置の終了 二十一年七月一日 第十四条(1)(d)	ブルガリアにおいては、外国人が五十パーセントを超える持分を有する会社、単独の貿易業者として登録されている外国人又は外国の会社の支店若しくは代表事務所により雇用される外国人であって、ブルガリア・レヴで給与を受け取っている者は、社会保障に係る給付を含めたその給与の七十パーセントを超えない範囲で外国通貨を購入することができる。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 ハンガリー
説明 関係法令は、作成中である。 経過措置の終了 二十一年一月一日 国 グルジア	説明 関係法令は、現在作成中である。 経過措置の終了 二十一年七月一日 第十条(7) 特定の措置 「締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分)に対し、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若しくは第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(特に、当該投資財産の経営、維持、使用、享受又は処分)に對して与える待遇のうち最も有利なものよりも不利でないものを与える。」 国 ブルガリア	「締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に關し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証する。その移転には、次のものの移転を含む。 当該投資財産に關連して国外で雇用した職員の所得その他の報酬であつて使用されていな ものの」 国 ブルガリア	ハンガリーにおける外国人による投資に関する法律第三十三条の規定に基づき、外国人の最高経営者、取締役、監査役及び被雇用者は、雇用されている会社から支払われた税引き後の所得の五十パーセントを上限として、自己の収入をその会社の銀行を通じて送金することができる。 経過措置の終了 この特定の制限は、ハンガリー・フォリントを完全に交換可能とすることを最終的な目標とする外国為替の自由化に関する計画の実施においてハンガリーが達成し得る進展に応じて終了する。この制限は、外国人投資家に対する障害とはならない
分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家	分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家	説明 外国人は、土地の所有権を取得することができない。外国人が五十パーセントを超える持分を有する会社は、農地の所有権を取得することができない。 外国人(外国法人を含む)は、法律に基づく相続による場合を除くほか、土地の所有権を取得す	分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家
説明 関係法令は、作成中である。 経過措置の終了 千九百九十七年一月一日 国 カザフスタン	説明 関係法令は、作成中である。 経過措置の終了 千九百九十七年一月一日 国 カザフスタン	説明 ハンガリーにおける外国人による投資に関する法律第三十三条の規定に基づき、外国人の最高経営者、取締役、監査役及び被雇用者は、雇用されている会社から支払われた税引き後の所得の五十パーセントを上限として、自己の収入をその会社の銀行を通じて送金することができる。 経過措置の終了 この特定の制限は、ハンガリー・フォリントを完全に交換可能とすることを最終的な目標とする外国為替の自由化に関する計画の実施においてハンガリーが達成し得る進展に応じて終了する。この制限は、外国人投資家に対する障害とはならない	説明 ハンガリーにおける外国人による投資に関する法律第三十三条の規定に基づき、外国人の最高経営者、取締役、監査役及び被雇用者は、雇用されている会社から支払われた税引き後の所得の五十パーセントを上限として、自己の収入をその会社の銀行を通じて送金することができる。 経過措置の終了 この特定の制限は、ハンガリー・フォリントを完全に交換可能とすることを最終的な目標とする外国為替の自由化に関する計画の実施においてハンガリーが達成し得る進展に応じて終了する。この制限は、外国人投資家に対する障害とはならない
説明 外国投資に関する法案は、千九百九十四年秋の議会において採択するための承認の段階にある。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 キルギス	説明 外国投資に関する法案は、千九百九十四年秋の議会において採択するための承認の段階にある。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 キルギス	説明 外国投資に関する法案は、千九百九十四年秋の議会において採択するための承認の段階にある。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 キルギス	説明 外国投資に関する法案は、千九百九十四年秋の議会において採択するための承認の段階にある。 経過措置の終了 二十一年七月一日 国 キルギス
分野 すべてのエネルギー分野	分野 すべてのエネルギー分野	分野 すべてのエネルギー分野	分野 すべてのエネルギー分野

い。経過措置の終了は、条約第三十二条の規定による。 二千二年七月一日 第二十条(3) 「締約国は、(1)及び(2)に規定する法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報提供を要請することができる一又は二以上の照会所を指定し、その指定について速やかに事務局に通報する。事務局は、当該指定に関する情報を要請に応じて提供する。」	国家 説明 アゼルバイジャンにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、現在まで存在しない。このような情報は、現在各種の機関に存在する。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 ベラルーシ	法上及び行政上の決定については、これらは法源とはみなされないため、カザフスタンにおいては公表されない。ただし、最高裁判所が行ったいくつかの決定については、この限りでない。現行の慣行を変更するためには、長期の経過期間が必要である。 経過措置の終了 二千一年七月一日 国 モルドヴァ	二千二年十二月三十一日 国 スロヴェニア 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 スロヴェニアにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、まだ存在しない。現在このような情報は、各省において入手することができる。作成中の外国投資に関する法律は、このような照会所を設けることを予定している。 経過措置の終了 千九百九十八年一月一日 国 タジキスタン
アルメニアにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、まだ存在しない。情報センターも存在しない。千九百九十四年から千九百九十五年までの間にこのようなセンターを設置する計画は、存在する。技術援助が必要である。 経過措置の終了 千九百九十六年十二月三十一日 国 アゼルバイジャン	国家 説明 ベラルーシにおいては、法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報を提供することができる公的な照会所は、まだ存在しない。司法上及び行政上の決定については、これらを公表する慣行は、存在しない。 経過措置の終了 千九百九十八年十二月三十一日 国 カザフスタン	照会所を設ける必要がある。 経過措置の終了 千九百九十五年十二月三十一日 国 ロシア連邦 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ロシア連邦においては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、現在存在しない。司法上及び行政上の決定は、法源とはみなされない。 経過措置の終了	タジキスタンにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる照会所は、まだ存在しない。これは、単に資金上の問題である。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 ウクライナ
アルメニアにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、まだ存在しない。情報センターも存在しない。千九百九十四年から千九百九十五年までの間にこのようなセンターを設置する計画は、存在する。技術援助が必要である。 経過措置の終了 千九百九十六年十二月三十一日 国 アゼルバイジャン	国家 説明 ベラルーシにおいては、法令並びに司法上及び行政上の決定に関する情報を提供することができる公的な照会所は、まだ存在しない。司法上及び行政上の決定については、これらを公表する慣行は、存在しない。 経過措置の終了 千九百九十八年十二月三十一日 国 カザフスタン	照会所を設ける必要がある。 経過措置の終了 千九百九十五年十二月三十一日 国 ロシア連邦 分野 すべてのエネルギー分野 政府のレベル 国家 説明 ロシア連邦においては、関係法令に関する情報を要請することができる公的な照会所は、現在存在しない。司法上及び行政上の決定は、法源とはみなされない。 経過措置の終了	タジキスタンにおいては、関係法令に関する情報を要請することができる照会所は、まだ存在しない。これは、単に資金上の問題である。 経過措置の終了 千九百九十七年十二月三十一日 国 ウクライナ

すべてのエネルギー分野

政府のレベル

国家

説明

法律についての透明性を国際慣行の水準まで改善することが必要である。ウクライナは、法令、司法上及び行政上の決定並びに一般に適用する基準に関する情報を提供する照会所を設けなければならない。

経過措置の終了

千九百九十八年一月一日

第二十二条(3)

「締約国は、団体を設立し又は維持し、及び当該団体に規制上、行政上その他の政府の権限を委任する場合には、当該団体が当該権限をこの条約に定める締約国の義務に適合する方法で行使することを確保する。」

国 チェッコ共和国

分野

ウラン及び原子力産業

政府のレベル

国家

説明

国家備蓄庁が貯蔵しているウラン鉱石の備蓄を減少させるため、ウラン鉱及びウラン精鉱(チェッコ共和国以外の国を原産とするウランを含むウラン燃料束を含む。)の輸入は、許可されない。

経過措置の終了

二千一年七月一日

エネルギー憲章に関する条約に係る決定

欧州エネルギー憲章会議は、次の決定を採択した。

1 この条約全体に関し、

千九百二十年二月九日のスピッツベルゲンに関する条約(スヴァルバルド条約)とエネルギー憲章に関する条約とが抵触する場合には、スヴァルバルド条約に関するこの条約の締約国の立場を害することなく、抵触する限りにおいて、スピッツベルゲンに関する条約が優先する。このような抵触が生ずる場合又はこのような抵触の有無若しくは範囲に関する紛争が生ずる場合には、エネルギー憲章に関する条約第十六条及び第五部の規定は、適用しない。

2 第十条(7)の規定に関し、

ロシア連邦は、外国人が持分を有する会社に対し、連邦が所有する財産の賃借に当たり法律に定められた承認を得ることを要求することができる。もっとも、ロシア連邦は、他の締約国の投資家の投資財産の間において差別しないような方法でこの手続を適用することを例外なく確保する。

3 第十四条の規定に関し(注)、

注 この決定は、この決定を自国について援

用する意図を有する締約国であって欧州共同体及びその構成国との間の連携及び協力に関する協定(この条約を優先するために同協定を適用しない旨の規定を含むもの)を締結したものが、自国と欧州共同体及びその構成国との間でこの決定に関して第十六条の規定が適用されるとの法的効果を有する了解に関する書簡を交換するとの理解の下に、起草された。書簡の交換については、署名までに十分な時間的余裕をもって完了する。

(1) 第十四条(1)の「移転の自由」は、締約国(以下「制限する締約国」という。)が、自国の投資家による資本の移動に対して制限を課することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。

(a) この制限が、他の締約国の投資家が同条(1)の規定に基づいて自己の投資財産について与えられる権利を害するものではないこと。

(b) この制限が、經常取引に影響を及ぼすものではないこと。

(c) 締約国が、自国の地域における他のすべての締約国の投資家の投資財産に対し、自国が他の締約国又は第三国の投資家の投資財産に与える待遇であって最も有利なものよりも不利でない待遇を移転に関して与えることを確保すること。

(2) この決定については、この条約の効力発生の日の五年後に憲章会議が検討する。ただし、第三十二条(3)に規定する日より遅い日であってはならない。

(3) いかなる締約国も、旧ソヴィエト社会主義共和国連邦の一部を構成していた国であり、かつ、千九百九十五年七月一日までにこの決定に基づいて制限を課する資格を有することを選択する旨暫定事務局に書面により通報する場合を除くほか、この制限を行う資格を有しない。

(4) この決定は、第十六条の規定に関し、同条の規定に基づく締約国、当該締約国の投資家及び当該投資家の投資財産に係る権利を害し並びに締約国の義務を免れさせるものではないことが確認される。

(5) この決定の適用上、「經常取引」とは、物品、サービス又は人の移動に係る經常的支払であって通常の国際慣行に従って行われるものをいい、制限する締約国の関係法令の適用を回避するための支払の繰延べ、前払等、実質的に經常的支払と資本取引との組合せを成す取引は含まれない。

4 第十四条(2)の規定に関し、ルーマニアは、同条に規定する要件及び自国の国際的な義務に影響を及ぼすことなく、自国の通貨が完全に交換可能となるまでの間において、投資財産に係る収益を移転する際の手続の

効率を改善するために適当な措置をとるよう努力するものとし、また、いかなる場合においても、その移転が、制限を課されず、かつ、六箇月を超えて遅延することなく自由交換可能通貨によって行われることを保証する。ルーマニアは、自国の地域における他のすべての締約国の投資家の投資財産に対し、自国が他の締約国又は第三国の投資家の投資財産に与える待遇であつて最も有利なものよりも不利でない待遇を移転に關して与えることを確保する。

5 第二十四条(4)(a)及び第二十五条の規定に關し、

この条約の締約国であつてEIAの締約国又は自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国でないものの投資家(第一条(7)(a)(ii)に規定するもの)の投資財産は、当該EIA又は当該自由貿易地域若しくは関税同盟の下で与えられる待遇を受ける権利を有する。ただし、当該投資財産が次の条件を満たす場合に限る。

(a) 登録された事務所、経営本部又は主たる営業所を当該EIAの締約国又は当該自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国の地域内に有すること。

(b) (a)の地域内に登録された事務所のみを有する場合には、当該EIAの一の締約国又は当該自由貿易地域若しくは関税同盟の一の構成国の経済との間で有効かつ継続的なつながりを持つこと。

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成三年十二月、ソ連(当時)及び中東欧諸国を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア及び我が国は、ソ連(当時)及び中東欧諸国のエネルギー分野の改革の促進を念頭に、エネルギー分野における企業活動並びに投資及び技術の交流を全世界的に促進する環境を創設すること等を目的とする政治宣言として「欧州エネルギー憲章」(以下「憲章」という。)を作成した。この憲章の内容を実施するための法的枠組みを創設することを旨として、平成三年十月に本条約の交渉が開始され、約三年間の政府間交渉を経て、平成六年十二月十七日、リスボンで開催された国際会議において本条約が採択された。

本条約は、憲章の目的及び原則に従い、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品について、商業的条件によるエネルギーの国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力すること。

2 締約国は、ガット第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならないこと。

3 締約国は、エネルギー原料及びエネルギー製品の通過を促進するために必要な措置をとること。

4 締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に關連する活動に対し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えること。

5 締約国の投資家であつて、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争等によって当該地域における投資財産について損失を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に關し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えられること。

6 迅速、適當かつ効果的な補償の支払を伴う等一定の条件を満たすものである場合を除くほか、締約国の投資家の他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措置の対象としてはならないこと。

7 この条約の締約国の間のエネルギー原料及びエネルギー製品の貿易(少なくともいづれか一方の締約国がガット又は関係する関連文書の締約国でない場合におけるもの)については、附属書Gに定める例外及び規則等に従うことを条件として、この条約のすべての締約国が千九百四十七年のガット及び関連文書の締約国であるとみなして、千九百四十七年

のガット及び関連文書によって規律すること。

なお、我が国は、本条約の署名の際に、暫定的適用を受け入れることができない旨を宣言した上で、本条約が自国について効力を生ずるまでの間、機構及び制度の規定を自国の法令に抵触しない範囲で暫定的に適用している。

本条約の不可分の一部を成す十四の附属書は、エネルギー原料及びエネルギー製品に該当する品目等について規定し、同じく不可分の一部を成す決定は、本条約の規定に対する特例措置を規定している。

本条約は、平成十年四月十六日に効力を生じており、我が国については批准書、受諾書、承認書又は加入書をポルトガル共和国政府に寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、エネルギー分野における経済的協力の強化に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成十四年度一般会計予算外務省所管に、エネルギー憲章条約分担金

として一億七十九万二千円が計上されている。
右報告する。

平成十四年六月五日

外務委員長 吉田 公一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関する議定書の締結について承認を求めるの件
エネルギー効率に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、エネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則等について定めたものである。我が国がこの議定書を締結することは、エネルギー効率及び環境保護の分野における国際協力を一層推進することの

見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書

前文

この議定書の締結国は、

千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関するヘーグ会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章並びに特にエネルギー効率及び関係する環境保護の分野において協力が必要であるという同意章において示された宣言を考慮し、

千九百九十四年十二月十七日から千九百九十五年六月十六日まで署名のために開放されているエネルギー憲章に関する条約を考慮し、

エネルギー効率及びエネルギー・サイクルの環境上の側面に関連する国際機関及び国際的な場において行われている作業に留意し、

エネルギー効率のための措置であって費用対効果の大きいものの実施によってエネルギー供給の安定性が向上し並びに著しい経済上及び環境上の利益が得られること並びにこれらのことが経済の再編成及び生活水準の向上にとって重要であることを認識し、

エネルギー効率の向上がエネルギー・サイクル

における環境上の悪影響(特に、地球温暖化及び酸性化)を軽減することを認識し、

市場における競争が可能な限りエネルギーの価格に反映されるべきであることを確信し、市場指向型の価格の形成(特に、環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映)を確保し、並びにこのような価格形成がエネルギー効率及びこれに關係する環境保護の進展に不可欠であることを認識し、

エネルギー効率のための措置を促進し及び実施するに当たって民間部門(中小企業を含む。)が不可欠の役割を果たすことを評価し、並びにエネルギー効率に関する経済的に実行可能な投資のための有利な制度上の枠組みを確保することを意図し、

商業的な形態による協力が、政府間の協力(特に、エネルギー政策の作成及び分析に関する分野並びにエネルギー効率を高めるために不可欠であるが民間による資金供与には適しないその他の分野におけるもの)によって補完されることを必要とすることがあることを認識し、

エネルギー効率及び関係する環境保護の分野において協力的かつ協調的な措置をとること並びに可能な限り経済的かつ効率的にエネルギーを使用するための枠組みについて定める議定書を採用することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 議定書の適用範囲及び目的

(1) この議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め及びその結果としてエネルギー体系における望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定める。さらに、この議定書は、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針を定め、協力の分野を示し、及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組みを定める。このような活動は、エネルギーの調査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費を含むものとし、経済上のいずれの部門についても関係を有することができる。

(2) この議定書の目的は、次のとおりとする。

- (a) エネルギー効率に関する政策であって持続可能な開発に適合するものを促進すること。
- (b) 生産者及び消費者に対し可能な限り経済的、効率的かつ環境上適正にエネルギーを使用するよう促すための枠組みを、特に、効率的なエネルギー市場を形成し並びに環境上の費用及び利益を一層十分に価格に反映させることを通じて、創設すること。
- (c) エネルギー効率の分野における協力を促進すること。

第二条 定義

この議定書において、
(1) 「憲章」とは、千九百九十一年十二月十七日にヘーグで署名された欧州エネルギー憲章に関する

るへく会議の結論文書によって採択された欧州エネルギー憲章をいう。当該結論文書への署名は、憲章への署名とみなす。

(2) 「締約国」とは、この議定書に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの議定書の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(3) 「地域的な経済統合のための機関」とは、国によって構成される機関であって、この議定書が規律する事項を含む特定の事項に關し当該国から権限(当該特定の事項に關して、当該国に対して拘束力を有する決定を行う権限を含む。)の委譲を受けたものをいう。

(4) 「エネルギー・サイクル」とは、エネルギーに關する一連の活動の全体をいい、各種のエネルギーの探査、生産、転換、貯蔵、輸送、分配及び消費に關連する活動、廃棄物の処理及び処分並びにこれらの活動の停止又は終了であって有害な環境上の影響を最小にとどめるためのものを含む。

(5) 「費用対効果」とは、一定の目的を最小の費用によって達成すること又は一定の費用によって最大の利益をもたらすことをいう。

(6) 「エネルギー効率の向上」とは、生産に必要なエネルギーの量を減少させる一方で、生産における質又は性能を低下させることなく物品又はサービスの同一単位の生産を維持するように行動することを含む。

(7) 「環境上の影響」とは、ある一定の活動が環境(人の健康及び安全、動植物、土壌、空気、水、気候、景観並びに歴史的建造物その他の物理的構造物又はこれらの要素の間の相互作用を含む。)に及ぼすあらゆる影響をいう。「環境上の影響」には、これらの要素の変化が文化遺産又は社会経済状況に及ぼす影響を含む。

第二部 政策上の原則

第三条 基本原則

締約国は、次の原則を指針とする。

(1) 締約国は、エネルギー効率に關する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には、相互に援助する。

(2) 締約国は、エネルギー効率に關する政策及び適当な法令上の枠組みであって、特に次のことを促進するためのものを確立する。

(a) 市場機構の効果的な運営(特に、市場指向型の価格の形成並びに環境上の費用及び利益の価格への一層十分な反映)

(b) エネルギー効率に關する障害の削減及びこの削減を通じた投資の促進

(c) エネルギー効率に關する提案に資金供与を行うための制度

(d) 教育及び啓発

(e) 技術の普及及び移転

(f) 法令上の枠組みの透明性

(3) 締約国は、エネルギー・サイクル全体にわたって十分にエネルギー効率の利益が得られる

よう努力する。このため、締約国は、環境上の側面に妥当な考慮を払いつつ、その権限の範囲内で可能な限り、費用対効果及び経済効率に基づいたエネルギー効率に關する政策及び協力的又は協調的な措置を作成し及び実施する。

(4) エネルギー効率に關する政策には、従前の慣行の調整に係る短期の措置及びエネルギー・サイクル全体にわたるエネルギー効率の向上に係る長期の措置の双方を含む。

(5) 締約国は、この議定書の目的を達成するために協力するに当たり、締約国間において悪影響及びその軽減のための費用に相違があることを考慮する。

(6) 締約国は、民間部門が不可欠の役割を果たすことを認識する。締約国は、エネルギー事業体、責任のある当局及び専門的な機関による措置並びに産業界と行政官庁との間の緊密な協力を奨励する。

(7) 協力的又は協調的な措置については、環境の保護及び改善を目的とする国際協定であってこの議定書の締約国が締約国であるものにおいて採択されている原則を考慮する。

(8) 締約国は、適当な国際機関その他の機関の活動及び専門的知識を十分に利用するものとし、重複を避けるよう留意する。

第四条 責任の分担及び調整

締約国は、エネルギー効率に關する政策が、自国の責任のあるすべての当局の間で調整されるこ

とを確保するよう努力する。

第五条 戦略及び政策目標

締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成する。この戦略及び政策目標は、利害関係を有するすべての者にとって透明性を有するものとする。

第六条 資金供与及び資金上の奨励措置

(1) 締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに關する環境保護に關する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式(例えば、合併事業に關するエネルギーの利用者と外部の投資家との間の取決め(以下「第三者による資金供与」という。))の実施を奨励する。

(2) 締約国は、エネルギー効率の向上及びエネルギー効率に關する環境保護に關する投資を促進するため、民間の資本市場及び既存の国際金融機関の利用並びにこれらへのアクセスの促進について努力する。

(3) 締約国は、エネルギー効率の高い技術、製品及びサービスの市場への浸透を促進するため、エネルギー憲章に關する条約上及び自国が負っているその他の国際法上の義務に従い、エネルギーの利用者に対する財政上又は資金上の奨励措置をとることができる。締約国は、透明性を確保し及び国際市場の歪みを最小にする方法で

これらの措置をとるよう努力する。

第七条 エネルギー効率の高い技術の促進

(1) 締約国は、エネルギー憲章に関する条約に従い、エネルギー効率が高くかつ環境上適正な技術並びにエネルギーに関係を有するサービス及び経営慣行についての商業上の取引及び協力を奨励する。

(2) 締約国は、(1)に規定する技術、サービス及び経営慣行をエネルギー・サイクル全体にわたって使用することを促進する。

第八条 国内計画

(1) 締約国は、第五条の規定に従って作成した政策目標を達成するため、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新する。

(2) (1)の計画には、次のような活動を含めることができる。

- (a) 意思決定の指針となる長期のエネルギー需給の見通しの作成
- (b) 実施した措置がエネルギー、環境及び経済に関して及ぼした影響についての評価
- (c) エネルギーを使用する機材の効率を向上させるための基準の決定及び貿易を歪めることを回避するためにこれらの基準を国際的に調和させる努力
- (d) 民間の発意及び産業上の協力(合併事業を含む)の発展及び奨励

(e) 経済的に実行可能かつ環境上適正な最もエネルギー効率の高い技術の利用の促進

(f) エネルギー効率の向上に関する投資のための革新的な取組方法(例えば、第三者による資金供与及び共同で行われる資金供与)の奨励

(g) 適当なエネルギー需給バランス表及びデータベース(例えば、エネルギー需要に関する十分詳細なデータ及びエネルギー効率の向上のための技術に関するデータを含むもの)の作成

(h) 助言及び相談を行う業務(公の又は民間の産業又は事業により行われる業務であつて、エネルギー効率に関する計画及びエネルギー効率の高い技術に関する情報を提供し並びに消費者及び企業を支援するもの)の創設の促進

(i) 熱電供給システム並びに地域において建物及び産業のために熱を生産しかつ供給するシステムの効率を高めるための措置に対する支援並びにこれらの促進

(j) 政策を作成し及び実施するための十分な資金及び職員を有するエネルギー効率に関する専門的な機関(適当な規模のもの)の設立
(3) 締約国は、エネルギー効率に関する計画を実施するための制度上及び法律上の十分な基盤が存在することを確保する。

第三部 国際協力

第九条 協力の分野

締約国間の協力は、適当な形態をとることができ、あり得る協力の分野については、附属書に掲げる。

第四部 管理上の措置及び法的措置

第十条 憲章会議の役割

(1) 憲章会議がこの議定書に従って行うすべての決定は、この議定書の締約国であるエネルギー憲章に関する条約の締約国のみによって行われる。

(2) 憲章会議は、この議定書の効力発生の後百八十日以内に、この議定書の実施状況を常時検討し及び促進するための手続(報告に関する義務を含む)並びに前条の規定に基づく協力の分野を特定するための手続を採択するよう努力する。

第十一条 事務局及び財政

(1) エネルギー憲章に関する条約第三十五条の規定に基づいて設立される事務局は、憲章会議に対し、この議定書に基づく憲章会議の任務の遂行に必要なすべての援助を与えるものとし、また、憲章会議が承認することを条件として、議定書の実施を支援するために随時必要とされる他の役割を提供する。

(2) この議定書から生ずる事務局及び憲章会議の費用については、締約国がその支払能力に従って負担する。この支払能力については、エネルギー憲章に関する条約附属書Bに定める方法に従って決定する。

従って決定する。

第十二条 投票

(1) 次のことについて決定を行うためには、これらが決定される憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の全会一致の合意を必要とする。

(a) この議定書の改正を採択すること。

(b) 第十六条の規定に基づいてこの議定書に加入することを承認すること。

締約国は、この議定書上憲章会議の決定を必要とするその他の事項についてコンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサス方式により合意に達しない場合には、予算に関係しない事項についての決定は、当該決定を行う憲章会議の会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三の多数による議決で行う。

予算に関する事項についての決定は、前条(2)に定める分担金の額が合計で分担金の総額の四分の三以上となる締約国の限定多数による議決で行う。

(2) この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずるこの議定書の締約国をいう。もっとも、憲章会議は、締約国が通信によって決定を行うことができるようにするための手続規則について決定することができる。

(3) この条に規定する決定は、予算に関する事項について(1)に規定する場合を除くほか、締約国の単純多数の支持がない限り、無効とする。

(4) 地域的な経済統合のための機関は、投票に当たり、この議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を有する。もっとも、当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。	(5) 憲章会議は、この議定書に基づく締約国の財政上の義務の履行が持続的に遅滞する場合には、当該締約国の投票権の全部又は一部を停止することができる。	第十三条 エネルギ―憲章に関する条約との関係	(1) この議定書とエネルギ―憲章に関する条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、エネルギ―憲章に関する条約が優先する。 (2) 第十条(1)及び前条(1)から(3)までの規定は、この議定書の改正であつてエネルギ―憲章に関する条約に基づいて設置される憲章会議又は事務局に対して義務又は任務を課するものに関する憲章会議における投票については、適用しない。	第五部 最終規定	第十四条 署名	この議定書は、千九百九十四年十二月十七日から千九百九十五年六月十六日まで、リスボンにおいて、憲章及びエネルギ―憲章に関する条約にその代表が署名した国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。
第十五条 批准、受諾又は承認 この議定書は、署名国により批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。	第十六条 加入 この議定書は、この議定書の署名のための期間の終了後は、憲章会議が承認する条件で、憲章に署名し、かつ、エネルギ―憲章に関する条約の締約国である国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。	第十七条 改正	(1) 締約国は、この議定書の改正を提案することができる。 (2) この議定書の改正案は、憲章会議による採択のために提案される日の少なくとも三箇月前に事務局が締約国に通報する。 (3) 憲章会議が採択したこの議定書の改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者が批准、受諾又は承認のためすべての締約国に提出する。 (4) この議定書の改正の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。当該改正は、締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した後三十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を			
寄託した後三十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。 第十八条 効力発生 (1) この議定書は、国若しくは地域的な経済統合のための機関(憲章の署名国であり、かつ、エネルギ―憲章に関する条約の締約国であるもの)による十五番目の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の日の後三十日目の日又はエネルギ―憲章に関する条約が効力を生ずる日と同じ日のいずれか遅い日に効力を生ずる。 (2) この議定書は、自己についてエネルギ―憲章に関する条約が効力を生じている国又は地域的な経済統合のための機関であつて、この議定書が(1)の規定に従つて効力を生じた後この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入するものについては、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 (3) 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、(1)の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。	第十九条 留保 この議定書には、いかなる留保も付することができない。	第二十条 脱退	(1) 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後いつでも、寄託者に対し、この議定書			
から脱退する旨の書面による通告を行うことができる。 (2) エネルギ―憲章に関する条約から脱退する締約国は、この議定書からも脱退したものとみなす。 (3) (1)の脱退が効力を生ずる日は、寄託者が脱退の通告を受領した後九十日目の日とする。(2)の脱退が効力を生ずる日は、エネルギ―憲章に関する条約からの脱退が効力を生ずる日と同じ日とする。	第二十一条 寄託者 ポルトガル共和国政府は、この議定書の寄託者とする。	第二十二条 正文	以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書に署名した。この議定書の原本は、ポルトガル共和国政府に寄託する。 千九百九十四年十二月十七日にリスボンで作成した。	附屬書 第九条に規定するあり得る協力の分野の一覧表(例示的であり、すべてを網羅したものではないもの)		

エネルギー効率に関する計画の作成(エネルギー効率に関する障害及び可能性の特定を含む)並びにエネルギーに関する表示及びエネルギー効率の基準の作成 エネルギー・サイクルが及ぼす環境上の影響についての評価 経済上及び法令上の措置の策定 技術移転、技術協力及び産業上の合併事業(所有権に関する国際的な制度及び他の適用のある国際協定に従ったもの) 研究開発 教育、訓練、情報及び統計 外的な費用及び利益(特に環境上の費用及び利益を考慮するための措置例えば、財政上の措置その他市場に基づく手段をいい、取引可能な許可に係るものを含む)の特定及び評価 エネルギーに関する分析及び政策の作成 エネルギー効率に関する可能性の評価 エネルギー需要に関する分析及び統計 法令上の措置の策定 資源に関する統合的な計画及び需要の管理 環境上の影響の評価(エネルギーに関する主要な事業計画に関するものを含む) エネルギー効率の向上及び環境上の目的のための経済上の手段の評価 炭化水素の精製、転換、輸送及び分配におけるエネルギー効率の分析 発電及び送電におけるエネルギー効率の向上	熱電併給システム 施設の構成部分(ボイラー、タービン、発電機等) 関連する施設の統合 建築物におけるエネルギー効率の向上 断熱基準、受動的太陽熱利用及び換気 暖房及び空気調和システム 高い効率を有するバーナーであって窒素酸化物の排出量の少ないもの 測定に関する技術及び個別の測定 家庭用機器及び照明 地方自治体及び地域社会のサービス 地域暖房システム ガスの効率的な供給システム エネルギーの計画作成に係る技術 都市その他の関連する地域団体の間の提携 都市及び公共建築物におけるエネルギーの管理 廃棄物の処理及び廃棄物からのエネルギーの回収 産業部門におけるエネルギー効率の向上 合併事業 エネルギーの段階的利用、熱電併給システム及び廃熱の利用 エネルギーの検査 運輸部門におけるエネルギー効率の向上 自動車の性能に関する基準 効率的な輸送基盤の整備	情報 啓発 データベース(アクセス、技術仕様及び情報システムに係るもの) 技術情報の普及、収集及び取りまとめ 行動に関する研究 訓練及び教育 エネルギー分野の経営者、公務員、技術者及び学生の交流 国際的な訓練課程の編成 資金供与 法的枠組みの作成 第三者による資金供与 合併事業 共同で行われる資金供与 エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書 一 本件の目的及び要旨 平成三年十二月に作成された「欧州エネルギー憲章」を実施するための法的枠組みとして採択された「エネルギー憲章に関する条約」(以下「条約」という)においては、条約の規定を補足し、拡大し又は拡充するための「エネルギー憲章に関する議定書」が条約とは別に作成されることが、条約の交渉時から想定されていた。	エネルギー効率の向上が、エネルギーを有効に利用することに資するのみならず、地球温暖化、酸性雨等の環境問題への対策として重要であるとの認識が条約の交渉の開始時に高まったことを背景として、環境に配慮したエネルギー効率の向上のための政策的な指針を示す「エネルギー憲章」に関する議定書の作成が条約の作成と並行して行われた結果、平成六年十二月十七日、リスボンで開催された国際会議において本議定書が採択された。 本議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定めるとともに、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組み等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には、相互に援助すること。 2 締約国は、市場機構の効率的な運営及びエネルギー効率に関する障害の削減等を促進するための政策及び法令上の枠組みを確立すること。 3 締約国は、エネルギー・サイクル全体にわたって十分にエネルギー効率の利益が得られるよう努力し、そのために費用対効果及び経
--	--	---	--

効率に基づいたエネルギー効率に関する政策及び協力的又は協調的な措置を作成し及び実施すること。

4 締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成することとし、この戦略及び政策目標は、利害関係を有するすべての者にとって透明性を有するものとする。

5 締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに関係する環境保護に関する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式の実施を奨励すること。

6 締約国は、エネルギー効率が高くかつ環境上適正な技術等についての商業上の取引及び協力を奨励すること。

7 締約国は、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新すること並びに計画を実施するための制度上及び法律上の十分な基盤が存在することを確保すること。

なお、本議定書の不可分の一部を成す附属書は、締約国間の協力に関し、エネルギー・サイクルが及ぼす環境上の影響についての評価、経済上及び法令上の措置の策定等あり得る協力の分野について例示している。

本議定書は、平成十年四月十六日に効力を生

じており、我が国については批准書、受諾書、承認書又は加入書がポルトガル共和国政府に寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、エネルギー効率及び環境保護の分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、分担金の額が決定した後、一般会計予算外務省所管に所要経費が計上されることになる。

右報告する。

平成十四年六月五日

外務委員長 吉田 公一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を

求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十二年度一般会計予備費の予算額二

千億円のうち、平成十二年四月四日から同年十月十七日までの間において決定された四百四十八億四千四百四十二万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、臨時老人薬剤費特別給付金等の不足を補うために必要な経費、皇太后大喪儀及び陵の宮建に必要な経費、石川県選挙区、三重県選挙区及び愛媛県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費等二十一件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を

求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十二年度特別会計予備費の予算総額二兆三千九百九十九億九千四百萬円のうち、平成十二年四月二十八日から同年十二月十五日までの間において決定された四十九億七千三百六十五

千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、国立学校特別会計における有珠山噴火に係る緊急観測監視体制の整備に必要な経費等三特別会計の四件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十二年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成十二年七月二十五日から同年十月十七日までの間において決定された三千九百六十八億八百五十五萬円の経費増額につ

平成十四年六月六日 衆議院會議録第四十号

平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成十三年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成十五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

六〇

き、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業、街路事業、建設機械整備及び日本道路公団等出資に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業、砂防事業及び建設機械整備に必要な経費の増額、国営土地改良事業特別会計における国営かんがい排水事業、畑地帯総合土地改良、パイロット事業、国営総合農地防災事業及び国営農用地再編開発事業に必要な経費の増額等八特別会計の二十二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十二年度一般会計予備費の予算額二千億円のうち、平成十三年二月二十日から同年

三月二十三日までの間において決定された三八億五千三百七十九万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、災害廃棄物処理事業に必要な経費、矯正収容費の不足を補うために必要な経費、訟務費の不足を補うために必要な経費等六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十二年度特別会計予備費の予算総額二兆三千三十九億九千四百万円のうち、平成十三年三月二十三日に決定された農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費一億九百五十四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十二年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成十三年三月二十三日及び同年三月三十日に決定された七十億三千九百六千万円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税と金に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額等三特別会計の三件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十八条第三項の規定に基づき、平成十三年一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成十三年四月十三日から平成十四年一月十八日までの間において決定された千二百二十億四千六百九十八万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金に必要な経費、市場隔離牛肉緊急処分事業に必要な経費、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費等十四件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十三年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、平成十三年六月八日から同年十一月三十日までの間において決定された三百六十八億八千四百八十九万五千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整、推進調整及び推進に必要な経費の増額、沖縄北部特別振興対策に係る道路事業及び街路事業の推進に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整、推進調整及び推進に必要な経費の増額等五特別会計の九件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十三年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成十四年二月十九日から同年三月十八日までの間において決定された二十七億三千三百三十五万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、貨幣交換差補填金の不足を補うために必要な経費、矯正収容費の不足を補うために必要な経費等三件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十三年度特別会計予備費の予算総額二兆百二億四千万円のうち、平成十四年三月十九日に決定された石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定における炭鉱整理促進費補助金の不足を補うために必要な経費四十四億四千七十八万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

平成十四年六月五日
決算行政監視委員長 渡海紀三朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日

決算行政監視委員長 渡海紀三朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成十三年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、平成十四年三月二十二日及び同年三月二十九日に決定された五億五千五百九十九万円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、治水特別会計治水勘定における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額等二特別会計の二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年六月五日
決算行政監視委員長 渡海紀三朗
衆議院議長 綿貫 民輔殿

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案の議案を提出する。

平成十四年四月十九日

提出者

岡田 克也 中井 治
木島日出夫 阿部 知子
堀込 征雄 達増 拓也
穀田 恵二 保坂 展人
中山 義活 山花 郁夫
賛成者
安住 淳 外百七十四名

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第三十号)の題名を次のように改める。

公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的のあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律

第一条の見出しを「公職にある者等の収賄」に改め、同条第一項中「参議院議員又は」を「参議院

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書、平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書、平成十三年度特別会計予備費の予算総額二兆百二億四千万円のうち、平成十四年三月十九日に決定された石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定における炭鉱整理促進費補助金の不足を補うために必要な経費四十四億四千七十八万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

議員若しくは「が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の」を、「公職にある者の秘書(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条に規定する秘書その他公職にある者に使用される者で当該公職にある者の政治活動を補佐するものをいう。又は公職にある者の父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が、特定の者に利益を得させる目的で、公務員(国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人の役員及び職員を含む。)にその職務に関するに、「財産上の利益を収受した」を、「賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をした」に改め、同条第二項を削る。

第二条を削る。

第三条中「前二条を」前条に改め、「犯人」の下に「又は情を知った第三者」を加え、「財産上の利益を」賄賂に改め、同条を第二項とする。

第四条の見出しを「贈賄」に改め、同条中「又は第二条の財産上の利益を供与した」を「規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした」に改め、同条を第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

(国外犯)

第四条 第一条の規定は、日本国外において同条

の罪を犯した者にも適用する。
第五条及び第六条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に改める。
(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に、「第四条を」第三項に改める。

改める。

(民事執行法の一部改正)

第五条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に、「第一条第一項、第二項第一項若しくは第四条を」第一条若しくは第三条に改める。

理 由

公職にある者、いわゆる私設秘書を含めた公職にある者の秘書及び公職にある者の親族による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等を処罰する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外九名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、あつせん行為による利得等の処罰の対象にいわゆる私設秘書及び親族を含めるとともに犯罪の構成要件を改めようとするものである。

り、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正

題名を「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律」に改めること。

2 犯罪主体の拡大

犯罪の主体に、公職にある者のいわゆる私設秘書並びに公職にある者の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹を加えること。

3 その他の構成要件の改正

2以外の犯罪の構成要件を次のように改めること。

(一) 特定の者に利益を得させる目的で公務員等にその職務に関する行為をさせ、又はさせないようにあつせんをすること又はあつせんをしたこと。

(二) (一)のあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又はこれを第三者に供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたこと。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

5 その他

その他所要の規定を整備すること。

二 議案の否決理由

本案は、公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的であつせん行為に係る收賄等を処罰しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年六月六日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長
赤城 徳彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十四年四月二十六日

提出者

保利 耕輔 町村 信孝

亀井 久興 大野 功統

西 博義 白保 台一

西川 太郎

賛成者

原田昇左右外四十三名

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)の

一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する秘書」の下に「その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するもの」を加える。

第五条を次のように改める。

(国外犯)

第五条 第一条及び第二条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあつせん行為による利得等を処罰する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、あつせん行為による利得等の処罰の対象にいわゆる私設秘書を含めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 議員秘書あつせん利得罪の主体の拡大

議員秘書あつせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書を加えること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。

3 その他

その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

あつせん行為による利得等の処罰の対象にいわゆる私設秘書を含めようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年六月六日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長
赤城 徳彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年六月六日 衆議院会議録第四十号

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(保利耕輔君外六名提出)及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇〇円